

決 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和7年10月15日（水）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（18名）

委員長	浅 川	のぼる
副委員長	板 倉	美千代
理 事	吉 村	美 紀
理 事	宮 野	ゆみこ
理 事	依 田	翼
理 事	田 中	香 澄
理 事	沢 田	けいじ
理 事	宮 崎	こうき
理 事	たかはま	なおき
理 事	金 子	てるよし
理 事	山 本	一 仁
委 員	のぐち	けんたろう
委 員	石 沢	のりゆき
委 員	宮 本	伸 一
委 員	小 林	れい子
委 員	名 取	顕 一
委 員	白 石	英 行
委 員	浅 田	保 雄

4 欠席委員

な し

5 委員外議員

議 長	市 村	やすとし
副 議 長	高 山	泰 三

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区 長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
榎 戸 研	防災危機管理室長
高 橋 征 博	区民部長
長 塚 隆 史	アカデミー推進部長
鈴 木 裕 佳	福祉部長兼福祉事務所長
矢 島 孝 幸	地域包括ケア推進担当部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長
栗 山 仁	児童相談所長
矢 内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
鵜 沼 秀 之	都市計画部長
小 野 光 幸	土木部長
木 幡 光 伸	資源環境部長
松 永 直 樹	施設管理部長
宇 民 清	会計管理者会計管理室長事務取扱
吉 田 雄 大	教育推進部長
渡 邊 了	監査事務局長
川 崎 慎一郎	企画課長
菊 池 日 彦	政策研究担当課長
進 憲 司	財政課長
横 山 尚 人	広報戦略課長
畑 中 貴 史	総務課長
篠 原 秀 徳	福祉政策課長
瀬 尾 かおり	高齢福祉課長
鈴 木 仁 美	地域包括ケア推進担当課長

永 尾 真 一	障害福祉課長
坂 田 賢 司	生活福祉課長
佐々木 健 至	介護保険課長
佐 藤 祐 司	事業者支援担当課長
鈴 木 大 助	子育て支援課長
富 沢 勇 治	子ども施策推進担当課長
奥 田 光 広	幼児保育課長
足 立 和 也	子ども施設担当課長
大 戸 靖 彦	子ども家庭支援センター所長
佐 藤 武 大	児童相談所副所長
中 島 一 浩	生活衛生課長
大 武 保 昭	健康推進課長
小 島 絵 里	予防対策課長
市 川 健一郎	保健対策担当課長
大 塚 仁 雄	保健サービスセンター所長
真 下 聡	都市計画課長
前 田 直 哉	地域整備課長
村 田 博 章	住環境課長
川 西 宏 幸	建築指導課長
橋 本 淳 一	管理課長
村 岡 健 市	道路課長
高 橋 彬	みどり公園課長
日比谷 光 輝	児童青少年課長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	杉 山 大 樹
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査担当	平 尾 和 香

8 本日の付議事件

- (1) 報告第1号「令和6年度文京区一般会計歳入歳出決算」

ア 一般会計歳出

- ・ 5 款「民生費」～ 8 款「土木費」

午前 9 時 5 9 分 開会

○浅川委員長 それでは、おはようございます。皆さんおそろいになりましたので、決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、10月10日に御報告したとおり、本日と明日の委員会の終了予定時間は、5時24分となります。

委員等の出席状況ですけれども、委員は全員出席です。

理事者は、関係理事者に御出席をいただいております。

なお、成澤区長は区長会出席のため、午後1時から欠席となります。また、後藤国保年金課長は病気療養のため、新納児童相談援助担当課長は、児童相談所における相談対応業務及び一時保護施設運営業務等の現場対応のため、終日欠席となります。

○浅川委員長 次に、理事会の開催について協議いたします。

本日の午後3時の審査終了後に、各委員の審査時間の再配分について協議するため、理事会を開催させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 ありがとうございます。それでは、午後3時から第二委員会室で理事会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 それでは、決算審査に入ります。

本日は、一般会計歳出、5款民生費、1項社会福祉費から3項心身障害者福祉費、主要施策の成果の178ページから197ページまでの質疑から開始、再開いたします。

それでは、小林委員への答弁から始めます。

坂田生活、生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 介護施設入所に当たっての生活保護基準についてのお尋ねですけれども、特養を含めた介護入所、介護施設入所の方の生活費は、基本生活費加算等合わせて2万760円となり、この中から日常生活にかかる費用を負担します。介護や食事については現物支給となります。

また、委員のほうからですね、生活保護利用者が施設の事業者と契約する際に、その契約者がワーカーになるとの御指摘がありましたが、契約は御本人と施設の間で取り交わすものであって、施設入所に当たっては、御本人や御家族の御意向を伺いまして、また、ケアマネなどの関係者などとも十分相談の上、契約者は御本人として入所の手続を行っているところでは。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ということは、先ほどの2万760円ということで、個室ユニットとかに、しか空いてないから、今、どうしても文京区で生活続けたいんだというふうな御要望があった場合、契約できるんですか。

○浅川委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 今の2万760円ですと、個室のほうは難しいです。どうしても文京区という方もいらっしゃいますが、その方にとって、入所される方にとってどこが一番いいのかというお話し合いをしていく形になります。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。取りあえず、立てつけ上は、まあ、個室ユニットは難しくても、多床室は生活保護受給者も入れるかもしれないし、その入所者の人の状態とか、介護、どういふことが必要かということも含めて検討されるということは分かりました。

前回、御答弁いただいた待機者等を、私、2年前と変わってないじゃないかというふうに申し上げたんですけども、正確には2023年10月に比べて待機者は20人減っておりますが、住所特例のほうは38人増えております。何かそういう調整とか契約とかをしていくという手順とかも必要なんでしょうけれども、イメージ的に、シルバーピアのように待機者が空いたところから1年かけて順番に入居を調整するような、のんびり待てる人なら、もしかしたら自分に合う特養に入れる可能性もあるのかもしれないけれども、そこに340人の待機者がいるとなると、立ち退きなどの急を要することのある生保の方は、ちょっと入りづらいのではないかなというふうに思います。

我が家もそうでしたけれども、施設の撤退で次を探さなければいけないケースとか、家族がどうしても働かなければならないので、在宅介護では無理なケース、もう御本人が自宅に一人にいるのはもう無理だって音を上げているケースとかもあるわけなので、その辺はやっぱり多床室も含めた特養、まだまだ足りてないんじゃないかというふうに思いました。

それと、あと、国から示されている個室ユニット型は、特養を運営する民営、民間事業者

が経営を安定させる上でもメリットが大きいと思うんですけども、経済的な理由から多床室を必要とする方も、生活保護受給者だけではなく多数おられます。御答弁では維持に努めるというふうに、ものでしたけれども、増やせない理由が何かあるんでしょうか。

○浅川委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 前半の部分ですが、入所待機者につきましては、同じ数を続けているように見えますが、入っていらっしゃる方は違う。実際、入所されて、また新たに入所希望者がいるという状態になっています。令和5年に入所の指針を改正しましてから、入所希望者はより精密度が高まったと思っております。全く待機者がいない状態ですと、かえって空床が増えるという危険性もありますので、そのあたりのバランスを見ながら考えていきたいと考えて、思っております。

○浅川委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 ユニット型の整備という、が一般的になっているというところでございますが、介護サービスを提供するために、生活の環境の改善を図るために、こちらの施設の整備という形で進めさせていただいております。ですから、個別で個室の希望というのもございまして、生活の環境を整えるということでユニット型を事業者として選ぶという形が多いかとございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 ユニット型についてちょっと追加で質問なんですけれども、この間、白山の郷や千駄木の郷の事業者が撤退し、区に財政支援を求めていた老健も撤退しました。令和5年度の区内の特養ホームの収支見ると、個室ユニット型特養は黒字の傾向で、最大は9,200万円の黒字額があって、多床室を抱える特養は軒並み赤字で、最大は7,100万円の赤字だったんですけれども、では、令和6年度の経営状態はどうだったのか伺います。

○浅川委員長 佐藤事業者支援担当課長。

○佐藤事業者支援担当課長 6年度の経営状況でございますが、毎年、報告をいただいている段階では、確かに多床室の旧区立特養ですね、については、赤字という形の、千駄木の郷ですとかが赤字という形になってございますが、改善の傾向もございまして、入居の入居率を改善をしている区ということでございまして、そちらにつきましては改善を図っているということでございます。

それから、区のほうでは、運営費のほうを補助をしておりますて、改修ですとか修繕ですとかの費用のほうを出しているということですか、あとは土地ですとかの無償という形で

対応させていただいているところでございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。とはいえ、経営状況、復活の兆しが見えるということですが、物価高騰の影響はまだ続いていますから、特養をはじめとする介護施設が安定して経営できるように、また、利用者の料金値上げにならないように、物価高騰対策の支援はさらに強化していただきたいというふうに思います。

また、生活保護受給者、待機者のことはちょっと私の誤解も含めて、少しずつ改善というか、入れる人が増えているというふうに理解できましたけれども、やっぱり生活保護受給者は入れなかったりだとか、低所得の高齢者で多床室を必要とする方も大勢まだいることから、特養の多床室は増やす傾向でぜひお願いしたいんですけども、そこは要望としてお願いいたします。

続きまして、193ページの障害者グループホーム等整備費補助のところでお伺いいたします。

児童発達相談支援、放課後等デイサービスの利用者の伸びが1.5倍から2倍になっていると聞いています。令和6年度、放デイなど三つの事業所が拡充していますが、それで足りているのかどうか。また、今後の施設整備の予定はどのようになっているのか。また、これから5歳児健診が始まるということですが、スクリーニングができるようになって、今後、増えるかもしれない相談支援などの利用者も、相談支援等につながっていけるのか、お伺いいたします。

○浅川委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 放課後等デイサービスの状況でございますが、現在、22か所、定員のほうは240人ということで、昨年度の障害者・児計画の計画事業量のほうは上回っている状況でございます。ただ、一方、事業所の場所ですとか、あるいは移動支援があるなしというところで、やはり希望する日数のほうが通えていませんというような御意見のほうもいただいているところになりますので、引き続き、区のニーズのほうをお伝えをしながら、放課後等デイサービスの整備等をしていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 5児健診は、来年度実施に向けて準備を進めているところでございますが、国からは、健診実施に当たって、地域のフォローアップ体制の整備として、関係部門との連携の充実と強化を求めています。保健衛生部、それから福祉部、子ども

家庭部、教育委員会とともに、区として必要な支援を円滑に提供できるよう議論を進めてまいります。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。引き続き、放デイなどの施設整備のほうはニーズに合わせて増やしていけるようお願いしたいのと、健診によって早期から障害の有無を知り、それに対応できるようにすることはいいことでもあります、子どもにラベリングしてしまうなどの課題もありますので、子どもの発達や成長を伸ばせるように、教育センター含め、周囲の大人が合理的配慮、こちら義務化されている合理的配慮を行い、適切に対応できるようにしていただきたいということを要望いたします。

また、先日、宮野委員もおっしゃられましたけれども、移動支援が足りないという課題もありますので、様々な支援を使えるように、御答弁にもありましたスキルとマインドを兼ね備えた人材を同時に確保していただきたいということと、何人かそろえばバスの送迎を行うというような支援もあったかと思うんですけれども、そうした移動手段の支援の手も、また拡充していただきたいと思います。

次に、以前、精神障害の方が入所施設でトラブルを起こしたため、次の行き先を私も一緒に探したことがあるんですけれども、当時、区内では2件しかない上、空きがなくて、ほかの施設でも探すのも大変で、結局、精神科の、遠くの埼玉県のほうの精神科の病院に入院なさったんですけれども、長期入院している精神障害者の地域移行も始まっていますが、そもそも区内の精神障害者が対象のグループホームや生活自立支援施設などが足りていないように思います。現状、どうしているのかということと、今後、増やされるのかどうかを伺います。

また、知的・身体、身体障害者向けのグループホームに関しても、障害者（児）実態・意向調査でグループホームを望む声が多くても、それはいつなのか把握できていないことから、待機者としてのカウントはできないということを過去の御答弁でいただいておりますけれども、その後、具体的に数字がつかめるようになっているのかも伺います。

○浅川委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 私のほうからは、身体障害の方、知的障害の方の部分について答弁のほうをさせていただければと思います。

3年前の前回の障害者・児の実態・意向調査のほうでも、例えば、今後希望する生活であったり、地域で安心して暮らすために必要な施策というような項目などで、ニーズのほうは

把握しているところでございますが、今回の調査のほうでは、ストレートにグループホームの希望をお聞きをするような形になっています。プラスして、入居の希望時期についても把握できるような形で、時間軸で把握をしていきたいというふうに考えておりますので、そういった部分を踏まえて、区のほうはかなり重点施策で整備費のほうは手厚くしているものですので、そういった整備費だったり区のニーズのほうを事業者のほうにきちっとお伝えすることで、整備のほうを進めていきたいと考えております。

○浅川委員長 よろしいですか。

大塚——あ、佐々木介護保険課長。あ、失礼しました。

市川保健対策担当課長。失礼いたしました。

○市川保健対策担当課長 私のほうからは、精神障害者の方のグループホームについてお話しさせていただきます。

精神障害者の方を対象としているグループホームは、区内に現在6か所ございまして、定員のほうは33名というふうになっております。近年ですね、令和4年に一つ、そして令和6年に一つ、グループホームのほうが新設されているような状況でございます。今後も、施設整備費に対する補助制度であったり開設費の助成制度の周知を図って、民間事業者の方からの相談にきめ細かく対応することで、整備のほうを促進していきたいというふうに考えております。

また、現在、区では、精神障害者にも、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のほうを進めておりまして、医療、福祉、保健所を中心とした連携会議を開催して、必要なサービスや資源について検討のほうを進めているところでございます。グループホームの整備を進めるとともに、地域のサービスの整備であったりとか、地域住民の精神疾患への理解のための周知啓発などを併せて進めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 障害者・児を抱える親や家族の方たちからは、よく親亡き後のための施設整備を望まれる声を伺いますけれども、それは親や家族が亡くなったときだけではなくて、病気で動けなくなったり、高齢になって介護される側になったりした場合も同様ですから、利用ニーズの詳細を把握して、必要な施設、施策を整備していただこうようにお願いしたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 では、続きまして、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。178ページの社会福祉費のところでございますが、重層的支援体制整備事業についてでございます。

令和6年度はレベルアップ事業として移行期間とされて、様々準備を進めていただいですね、今年度からスタートしているというふうにお伺いしております。区報の10月10日号に、BUNKYOつながる相談窓口という掲載がありまして、ロゴマークも作成されたということで、窓口に掲示をされるということでございます。とても分かりやすい親切な窓口になりそうなんですけども、このロゴマークの意図といいますか、窓口にこうした分かりやすいものを置いていただくのは大変に分かりやすくていいなと思うんですが、その狙いなどをお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 重層的支援整備体制事業についてはですね、複合的な課題を抱える方に対して分野横断的に多機関が連携し、課題解決型の支援やつながりづくりを包括的に提供できる体制を整えるというところと、あと、予防から専門的支援、地域活動へのつなぎ直しまで切れ目ない支援を強化するというところで、こういうふうなつくりにはなっているんですけど、実際、区民の方が、どう目の前で対応されるかというところについては、やはり区の窓口で御相談することが多いのかなということを我々考えまして、つながる相談窓口の窓を、見えづらい窓からだんだん透明になっていくというところをデザイナーの方に考えていただいて、クリアな形で支援が受けられるということを目指したものでございます。この窓口を置くことによって、我々としては重層的支援体制整備事業の根幹であります、つなぐ、そして、多機関が連携しながら、その御本人だけでなく、その周りの環境を踏まえた上で、ファミリーとしてお支えしていくというところも踏まえたところで、この窓口を設置したものでございます。

既に区報に掲載していただいた後、二、三件程度でございますので、既に御相談をいただいているところございまして、今後、このような窓口を分かりやすくすることによって、よりきめ細かな御支援と、あと、御本人が区のほうに気兼ねなく相談いただけるような体制を今後も築いてまいりたいと考えているところでございます。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。よく分かりました。本当に様々な複合的な課題を抱えていらっしゃる区民の方々、また、行政のはざまでなかなか支援が届きづらかった方々に、こうした窓口を通して支援が届け、届いていければなというふうに思いますので、大変高く評

価をさせていただいております。

この重層的支援体制整備事業、本当に名前からして非常に分かりにくいんですけども、複雑な制度を国の補助金をどのように活用するかということで、昨年、一昨年来、精力的に準備をされて、このような実施に至っているということを高く評価しております。今後も引き続き複合的な課題を抱える方々に支援が届くように頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、183ページの4、青少年プラザ運営のところでございます。

昨年度は、第二b-lab（ビーラボ）の建設に向けてワークショップを開催されたり、アンケート、中・高生の皆様、利用者の皆様にアンケート調査をしながら、声をいただきながら検討を進めてきたということでした。環境に配慮した施設になるというふうにお伺いしております。

今後ですね、この地域の中・高生の皆様の声をしっかり受け止めながら、運営体制なども検討していただきたいと思いますが、やはり特にこちらの大塚エリア、これ西側のほうですね、今までb-lab（ビーラボ）が、当然、こちらになかったので、そういうことがあるということ自体も知らない子どもたちも多くいました。私の子どもも、もう大学生になりましたけども、本郷のほうにあるよって紹介しても、なかなか行くことができなくて、非常に残念だったんですけども、今後はこちらの児童・生徒も使えることになるので、そういった子どもたちの声を積極的に取り入れながら進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 （仮称）第二青少年プラザの建設に向けましては、委員がお話したとおり、今のb-lab（ビーラボ）の利用者を中心にいろいろな意見を聴取をしたところでございます。また、これから利用者となる小学生に対しても、児童館でのアンケート、ヒアリングなどを実施して、興味・関心があることなどを聞き、参考として、今、進めているところでございます。

今後の開設に向けまして、委員のおっしゃるとおり、建設時、建設地近隣の中学校や高校に通っていらっしゃる中・高生のお声を聞くということは確かに重要と捉えておりまして、今後、アンケートやヒアリング調査を実施する予定であります。そういったところで上がった声などを参考に、より多くの中学生に利用してもらえる新たな青少年プラザとなるように、ちょっと準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひ地域の子どもたちの声を積極的に取り入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

185ページの3、区民葬、区民葬儀のところでございます。

事前に令和6年度の実績をお伺いしまして、令和5年度は260人程度で、令和6年度は280人程度の御利用があったということでございました。この件については、本会議の一般質問で白石議員への答弁がありまして、今後、23区共同の統一的補助制度を立ち上げる準備を進めているということで、また、特別区区民葬儀運営協議会を通じて、区民葬儀の適正・円滑な運営に努めるというふうにお伺いしました。あと、火葬場の在り方については、区長会において引き続き検討するというところでございました。また、先日も都知事が、23区と都が連携して検討を進めるという発表もございましたので、大きく動き出したなというふうに感じております。

昨年の2月議会で、地元の葬祭業組合様からいただいた請願を議会で採択して、国や都に要望書を提出してきたことも大きな推進になったのかなというふうに思います。その請願の内容としては、要望としては、国に対して火葬料金を届出制にすること、東京都に対しては、都と区で火葬場の在り方について検討会を設置することという内容でございましたので、各区で葬祭業組合様が精力的に活動されたということに感謝をしたいというふうに思っております。

火葬の、火葬場の在り方については、これまで公明党も多くの事業者さんからの御要望をいただいて、東京都本部で令和5年にプロジェクトチームを立ち上げて、意見聴取、視察、都議会、国会でも質問を取り上げてきました。先月9月26日には、厚生労働大臣、副大臣のほうに、墓地埋葬法の改正を求める要望書を提出いたしまして、前向きな答弁を、発言をいただいております。内容としては、火葬料金を届出制にすること、都道府県に指導権限を与えるといった内容でございます。

すいません、長くなりましたが、質問なんですけども、この区民葬儀の中、内容は、祭壇、霊柩車、火葬料金、遺骨収納の費用などの内容になっておりますが、この中で火葬料金のみが非課税ということになっております。この点についてどのようなお考えなのか、なぜこの火葬料金だけが非課税になっているのか、見解をお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 菊池政策研究担当課長。

○菊池政策研究担当課長 火葬料金の消費税が非課税となっているというところの理由という

部分になるんですけれども、消費税につきましては、国内における事業者が事業として対価を得て行う課税の対象というふうになってございます。しかし、これらの取引でございまして、消費に負担を求める税としての性格から、課税の対象としてなじまないものですとか、社会政策的な配慮から課税をしない非課税取引というものが定められてございます。火葬料については、この非課税取引に含まれるものとして定められているので、消費税については非課税となつてございます。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。やっぱりこの火葬というこの行為自体がですね、やはり公共事業ということに当たるということなのかなというふうに思います。当然、そういった意味では、電気料金、水道料金なども届出制になっていると思いますが、火葬料金はそうならなかったというのが、ある意味、法のちょっと不備だった部分なのかなというふうに理解しておりますし、また、そういった法律の下なので、料金についての指導や調査なども市区町村ではなかなかできないという実態があったというふうに理解しております。

今後、国や都の動向を注視していただいて、区民の皆様のためになる火葬事業に、区民葬の事業になるように、また、引き続き、火葬の在り方についてもしっかりと検討を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、189ページの18、高齢者見守りあんしん I o T のところでございます。

おひとり暮らしの高齢者にとっては、もうなくてはならないアイテムになっているというふうに思いますし、よく私も地域の高齢者の皆様にお勧めをしておりますが、これ実績、どのような状況か、できれば6年度、5年度、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 鈴木地域包括ケア担当、推進担当課長。

○鈴木地域包括ケア推進担当課長 あんしん電球事業の令和6年度から令和5年度、4年度の実績についてなんですが、6年度末で設置数が219件、5年度は155件、令和4年度の事業開始のときは99件からというところで、2倍以上に実績が伸びております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。着実に周知といいますか、分かってきていただいて、少しずつ御利用が増えているということかと思います。今後もですね、高齢者のおひとり暮らしの方々、増えると思いますので、皆さんが活用しやすいように継続をして工夫をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、197ページの5、障害児通所支援等事業費のところでございますが、先ほど、

ほかの委員の方の御質問で、放課後デイ、放課後等デイサービスの実績などをお伺いしました。引き続き、必要な場所に整備をしていただきたいと思います。この放課後等デイサービスの利用料についてなんですが、国で決まっていますということで、サービス料金の1割を利用者負担ということと理解しています。非課税世帯は無償で、上限額として所得制限の1段階目では4,600円、2段階目以上は3万7,200円になるということでございまして、この3万7,200円を超えて利用される方は少ないのかもしれませんが、この4,600円から3万7,200円と上がり幅が大きいなという印象でございまして、また、一方で、いわゆる普通の育成室、そういったところは月額1万円だというふうに思います。そうした意味でも、この3万7,200円と1万円ということと比べても、ちょっと大きいのではないかなというふうに思いますので、このレベルになるように支援をしていただくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 永尾障害福祉課長。

○永尾障害福祉課長 今、宮本委員のほうから御指摘がありましたとおり、障害児通所支援の利用者負担のほうは、原則サービス費の1割負担で、かつ3段階の負担上限月額が設定されているという状況でございます。特に、やはり4,600円と3万7,200円のところの利用者負担上限月額は乖離が大きいというところで、3万7,200円の方の御負担が大きいという御意見のほうも区のほうに届いているところでございます。幾つかの自治体のほうでは、その部分を独自に補助をしている、全額補助をしたり、半額補助をしたりというような事例のほうは少し聞いたりしているところでございますので、現時点では、まだ区としてその部分を独自に助成するというような予定はありませんが、そういった自治体の情報収集をしながら、区としてどういったことができるのかというところは考えていければと思っております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。私たち公明党のほうにも、直接お会いをして、そういったお声をいただきました。やはり年々所得が上がっていくということがいいことなんですけれども、それによって、そうしたちょっと負担が大きくなるということはあるというお声でしたので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後に、205ページの子ども宅食プロジェクトのところでございますが……。

○浅川委員長 205は……。

○宮本委員 あ、次ですね。失礼しました。

○浅川委員長 範囲外になりますね。

○宮本委員 じゃ、以上でございます。ありがとうございました。

○浅川委員長 じゃ、続きまして、名取委員。

○名取委員 私のほうは、187ページの、いわゆる高齢者関係のところで幾つか質問させていただきます。

国の厚労省のほうで、今年4月に、65歳以上の単身高齢者世帯が初めて全国で900万世帯を超えて、全世帯の16.5%という数字が出て、そのうち75歳以上の後期高齢者の単身世帯というのが61.7%ですよという数字が出ました。これについては、もちろん国全体の指数がありますけれども、文京区においてもね、同じような傾向が見られるんじゃないかなというふうに思ってます。

そういった中で、独り暮らしの高齢者対策というのを区は様々やっていたいているのは承知しておりますし、例えば、みまもり訪問事業ですとか、LED使った高齢者の安心、見守りあんしん電球だとか、今、宮本委員からのお話あったとおりIoT使ったりとかね、様々な形でサービスしていただいているのは分かるんですが、今後、より増えていきますよね、単身世帯の高齢者というのが。その全体の見通しというんですかね、今後、どういう形でそういう方々をフォローしていくのか。今、やっている事業を充実させるとかね、前に進めるというのはもちろんなんですけど、考え方として、民間企業で様々な見守りサービスというのが、今、始まっていますよね。この間の下でやった認知PAKU見てもですね、いろんな認知症に対する一般企業の対応するような機材というのかな、がいっぱい出ていたように、独り暮らしの高齢者に対するもう大きい施策になるかなと思うんですけども、そのあたり区として今後どう考えているか、まず1点、最初に聞かせてください。

○浅川委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 委員おっしゃいますように、全国的な方向と文京区は比較的高齢化率が低いとは言われていますが、高齢者の独り暮らし、単身世帯、増えてございます。今までも、委員おっしゃるようなたくさんの事業をやっておりますが、今後、やはり一番最後のところ、地域の見守りというのが実は非常に重要というところもありまして、実際、町場の方から御連絡があって室内で倒れられてたのが分かったりとか、実際、区が関わっていない方も、そういったところで気がついていくのかというのは非常に重要な課題だと考えております。

また、国のほうも、終末期のガイドを行う事業者に対して、ガイドブック、ガイドラインを示したところなんですけど、来年度に向けては、遺言に関しての法制度を見直すという動きもございますので、区としましては、そういったものの動きも注視しながら、そういったも

のを皆さんに知っていただくための取組も力を入れてまいりたいと思っております。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。今、最終的には地域の見守り、地元の人たちの目というのが大切だってお話ありました。でも、そういった中でも、民生委員の成り手の方が少なかったり、高齢者クラブがどんどん数が減ってったりということで、いわゆる地域の見守りの目というのね、現実問題として薄くなってっているんじゃないのかなというのは、これは私の肌感覚なんですけれども、例えば災害のときの要支援者名簿というのを各町会長さんなり役員さんに配っていただいて、それは今ね、個人情報壁というのが非常に大きくなって、普段、それを見て、ここにこういう人がいる、あそこにああいう人がいるというのを町会の中で共有するというのもなかなか難しいのかなと思うんですよね。そうすると、その民生委員さんですとか、それこそ隣近所の目ということになってくるのかなと思うんですけども、そのあたりで民生委員さんは成り手が少ないというのもありますし、どうやって、じゃあ、その地域の見守りというのを区として応援していく方策ってあるのかなというのがあれば、なかなか答えにくいとは思いますが、ちょっと考え方だけでも教えていただければ。

○浅川委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 確かに民生委員の方々とか町会の方々からの情報ですとか、議員の皆さんからいただく情報も非常にありがたく存じております。でも、最近はずきですね、昨日置いたままの配食がそのままになっていますとか、あとは洗濯物が干しっ放しになっていますとか、あと電気がつけっ放しですみたいところを、民生委員の方をつないで区につないでいただくケースもありますし、民生委員さんが不在の地域は、もう直接、あんしん相談センターなり区役所なりという、どこか連絡先となる、何かもう前に出ていくような形で、皆さん、地域の方々とつながっていく必要があると考えております。

最近、オートロックで、なかなかマンション自体も外の人が入りにくいということになりますので、そうすると、同じマンションでいかに気づいていただくか。あとは、マンションの管理人の方々が区につなげていただくとか、そういった取組についても、今後、力を入れてまいりたいと思っております。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。まさに災害と一緒に、自助・共助・公助というようなあれと同じような仕組みがあるのかなというふうに思います。行政がね、どうやって関われる

かというのはすごい難しい問題ですし、そういった様々な発信をしながら、ただ、それは相手が拾ってもらわなくちゃ困る話でしてね、自分は元気だ元気だという高齢者の人は、なかなかそういうところとつながろうともしませんし、それでね、何日もという、動いてないからって初めて気がつかれるというケースも増えてくるんじゃないのかなというふうに思います。

今後の対応としましてね、その自分の健康寿命の延ばしていくという、フレイルを予防するとかというのももちろん大切ですけども、そういった自分で伸ばす自助努力と、それをサポートしていく区の行政の両輪が必要になってくるんじゃないかなと思うんですけども、ぜひそのあたりを考えていただいて、これから増えていくであろう独居老人——老人と言っちゃいけない、高齢者の皆さんの見守りというのをね、ぜひ充実させていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、以上で、5款民生費の1項社会福祉費から3款——あ、ごめんなさい。

宮崎委員。

○宮崎委員 それでは、私からは、まず183ページ、4の青少年プラザ運営経費のところちょっと御質問がございます。

こちら、令和6年度利用者が3万3,146名、令和5年度のね、3万550人から2,600人ほどの増加ということで、こちらね、満足度も88.7%と高評価をいただいております、本当に中・高生にとって重要で大切な場所になっていることが分かります。

またね、この令和6年度は、高校生世代の利用者が1万8,091人と、こちら令和5年度から2,897名の大きな増加傾向にあります、この高校生世代の利用増加の背景が、こちら分かればお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 青少年プラザの利用者数ですが、確かに高校生世代の利用の増加が増えております。特段、取り立てて高校生向けに何か広報したわけではございませんが、b-lab（ビーラボ）の利用者は大体口コミでだんだん利用者が広がっているというところで、年々、高校生の利用者数も増えているところです。特に令和6年度につきましては、10周年であったり、イベントの数が多かったというところが大きな要因の一つなのかなというふうに捉えているところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。令和6年度は本当にイベントの数が多かったということで、本当にね、そういったイベントがあるたびに口コミとかしていただいて、高校生同士とか中学生同士でそういった情報のネットワークでどんどん人数が増えているのが本当に分かりますので、引き続きね、そういったイベントの開催も頻繁にこちらにやっていただきたいと思います。

あとね、先ほど宮本委員からも質問出ていましたけども、こちら、今ね、計画しております、新しくできます大塚地域のこちらb-lab（ビーラボ）に、青少年プラザに関しまして、小学生や中・高生との対話やアンケート、こちらどのように活用していくのか、こちらお答えいただけますか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 （仮称）第二青少年プラザの設計・建設に向けましては、これまで、これまでに湯島のあるb-lab（ビーラボ）でワークショップやアンケートなどを実施し、その中で、b-lab（ビーラボ）でも利用頻度の高い音楽スタジオ、自習室の設置、シアタールームが欲しいなどという要望を受けまして、だんだんスペースを設けたりするなど、元中・高生の利用者のアイデアや提案を設計に反映させて進めてまいりました。

先ほども答弁しましたが、小学生、これから利用者となる小学生に対してもヒアリングなどを実施し、声を聞いているところでございます。今後もそういったところを、今度は設計というよりも、具体的な運営のところになるかと思いますが、そういったところも、今後、中・高生の声を聞いてですね、中・高生がより利用してもらえるような青少年、新たな青少年プラザになるように取り組んでまいります。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちら、ちょうど1週間ほど前も、この大塚地域の青少年プラザ開設に向けての区民説明会のほうありましたが、そこで出た意見や、あと周辺の住民、あと、周辺のあの辺り学校なども多いですから、学校関係者の方やね、あとね、先ほども課長おっしゃられました、実際に利用します中・高生、あと今の小学生、今後ね、中・高生になっていく小学生の意見などもしっかり反映させたこちら青少年プラザをつくっていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

もう一つ質問なんですけども、こちら187ページのほうに行かれまして、高齢者生きがいづくり事業の(3)番で、いきがいきづくり世代間交流事業のところなんですけども、こちらのいきがいきづくり世代交流事業のね、こちら令和6年度のこちら実績、こちらの成果をちょっ

とお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 高齢者いきがづくり事業は、高齢者の生きがい創出の事業を通して世代間交流を促し、高齢者の豊かな地域生活の実現を図る事業の予算項目でございます。具体的には、いきいきシニアの集いがございまして、あとは、令和5年度からは、長寿ふれあい食堂も開催してございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。高齢者の方が違う世代とも交流できるという事業とのことですが、こちらに事業に関しまして、今後ね、高齢者クラブなどとの連携のほうもね、今後、ぜひ検討していただきたいということと、高齢者クラブ自体もね、引き続き、区との連携強化の推進などしていただいて、活性化していただければと思います。どうもありがとうございました。

○浅川委員長 瀬尾高齢福祉課長。

○瀬尾高齢福祉課長 いきいきシニアの集いにつきましては、文高連の皆様に本当に非常に協力いただいております。設営から関与いただいて、いろんな作品展示しております。世代間交流としましては、都立工芸高校の作品ですとか、跡見の学生の作品も展示しておりますので、今年は11月28と29日に開催しますので、ぜひお待ちしております。

○浅川委員長 よろしいですか。

ほか、よろしいですね。先ほどは大変失礼いたしました。

以上で、5款民生費の1項社会福祉費から3項心身障害者福祉費までの質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございます。

続きまして、歳出、5款民生費の4項児童福祉費から6項国民年金費まで、主要、主要施策の成果の196ページから213ページの部分です。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。しばらくちょっと挙げておいていただければと思います。ありがとうございます。

理事者の方が御着席してから始めますので、もうしばらくお待ちください。

それでは、宮野委員。

○宮野委員 全部で五つほどあります。一つずつ伺っていきたいと思います。

まず、198ページの保育園費についてです。

令和6年度から、LoGoフォームを活用して保育士からの直接の意見を吸い上げる取組を行って、令和6年度、4件の意見が寄せられたと伺っております。現場では、周囲に直接相談したり、問題を指摘したりすることが難しいと感じている保育士の方もいらっしゃるって、こうした仕組みが第三者的なサポートや着実な指導検査の実施につながる点で有意義だと評価しております。これについては、さらに周知を強化していただき、保育士が気軽に声を届けられるように努めていただきたいと思います。

そして、今月の1日から、児童福祉法の改正によって、保育所などでの虐待に関する通報が義務化されました。これを受けて、東京都でも、保育所や幼稚園での虐待の未然防止、早期発見を目的として、児童の保護者や勤務職員向けの相談窓口を開設しましたが、こうした都の相談窓口で文京区の虐待通報があった際に、どのような流れで現場の指導や検査につながっていくのかお伺いします。

また、保育所や幼稚園からの虐待通告があった際に、原則、幼児保育課内での対応となっていると伺っておりますけれども、傷ついた子どもの心身のケアをどのように行っていくのかや、子どもが保育園・幼稚園に通えなくなるような状況で、家庭への支援をどのように行っていく方針なのか、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 LoGoフォームのほうの活用につきましては、御指摘のとおり、今後も積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、昨年9月、本年ですね、本年10月に児童福祉法の改正に伴いまして、都のほうに保育所・幼稚園における虐待通報・相談窓口が開設されました。東京都のほうに通知が行った場合につきましても、こちらのほう、区のほうに連絡が届きまして、所管行政庁として区が適時対応していくという流れになってございます。具体的に少し申し上げますと、通報を受けましたらば、まずは区のほうで情報収集と事実確認、それから、児童の安全確保等の対応に入っております。その後、虐待等の有無の判断、対応方針の立案、決定、実行という形で移行してまいりまして、当該事案につきましては、児童福祉審議会へ報告していくという流れになってございます。

また、児童のケアでございますけれども、被害児童への心のケアにつきましては、保護者様の御意向等も丁寧にお聞きしながらという形が前提になりますけれども、必要に応じて子ども家庭支援センター、児童相談所への相談を促す等、幼児保育課としても関係機関と連携いたしまして、園に対し必要な助言・協力を行いながら丁寧に対応していくということを想

定してございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 詳しくありがとうございます。ぜひですね、その御家庭に寄り添って、そうしたことがあった際には、子ども家庭支援センターですとか児童相談所のほうともしっかり連携をして、子どもの心身の安全を守る仕組みを強化していただきたいと思います。

また、区では、保育所等における防犯カメラの設置に補助を行っていますが、こうした通報の義務化に伴って、防犯カメラの設置は、今後、全ての園にとってますます重要になってくると考えます。区立及び私立認可園における防犯カメラの設置状況についてもお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 今年度、性被害防止対策に係る設備等支援事業といたしまして実施をしたところでございまして、防犯カメラの設置は3施設において申請がございました。本事業についての防犯カメラの設置は3施設でございますけれども、従前から設置しているような園もございまして、その全体施設数については、こちらのほうで把握しかねてございますけれども、来年度以降も本事業の実施、検討しているところでございまして、ハード・ソフト両面での未然防止という形で、私立園としても取り組んでいくというふうを考えてございます。

○浅川委員長 宮野——あ、ちょっとお待ちください。

奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 区立保育園における設置状況でございますけれども、今、園内カメラは区立保育園には設置していない状況でございますけれども、こういったような状況でございますので、設置に向けて検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。防犯カメラは虐待の認定のためにも必要ですし、一方では誤った通報があった際に、保育士を守るためにも非常に重要な役割を果たすと思いますので、私立認可のほうも設置数の把握、設置率の把握というところ、今後、努めていただければいいのかなと思います。

それから、できるだけ設置しているところも死角のないような設置になっているかどうかの点検というのも行っていただきたいと思いますので、そのあたりの保育園の支援をお願いしたいと思います。

それから、次に行きます。205ページの児童手当・児童育成手当のところです。

令和6年度に児童手当の所得制限が撤廃されて、さらに学校給食の無償化も実施されました。全ての子育て世帯を対象とする支援は、区民からも歓迎される取組であると受け止めております。一方で、もともと児童手当の支給を受けていた低所得世帯や、就学援助によって既に給食費が無償であった世帯にとっては、今回の拡充によって新たな恩恵は特になくて、支援の実質的な差が生じているのではないかなと感じております。これまでも指摘してきましたが、物価高騰が続く中で、こうした世帯の生活がさらに厳しくなっている現状を踏まえて、新たに支援を受けられるようになった世帯との間で、結果として格差の広がり、格差といっても、特に体験格差という部分が広がっているのではないかなと考えておりますが、現在の区の認識をお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 現在、子ども宅食では、食糧の配送だけではなく、体験機会の提供、例えば野球観戦ですとか体験型施設のチケットの配付など、こういったものに力を入れているところでございます。そのほか、区としては、地域団体による体験活動への補助等を行っておりますが、学習支援、それから居場所づくりなどを含め、多様な施策の充実を図ることで、体験格差の解消を図っていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。子ども宅食のほうなど、様々な面で取り組んでいただいていることは承知しているんですけども、4月に開設した児童相談所の状況をお伺いしている中でも、やはり子どもの体験格差というのが、子どもの自己肯定感の形成に大きく影響してきているなというふうに感じております。特に文京区は小学生のうちから塾ですとか複数の習い事に通っている子が多くて、また、御家庭によっては旅行ですとかレジャーとか、様々な体験の機会に大きな差が生じております。そのような関係の中で、十分にそうした体験を得られない子どもたちは、やっぱり日常的な会話の中でも自分を過小評価してしまうなど、知らず知らずのうちに自己肯定感を下げてしまう状況に置かれているのではないかなと考えております。

これまでも、子ども宅食において一定の取組していただいていることは承知しているんですけども、今後、さらにこの子どもの体験格差を埋めるための取組をより重視していくべきと思っておりますので、そうした検討をぜひ前向きにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、次に、207ページの22番、子ども家庭支援センターのところです。

令和7年度から、こども家庭センターが機能整備されて、母子保健と児童福祉の一体的支援に取り組むことになりました。改正児童福祉法では、予防の視点がより強く打ち出されて、家庭への丁寧な関与が自治体に求められております。その手法の一つとして、サポートプランを作成することとなっておりますけれども、伺ったところ、この半年間でサポートプランの作成数は2件にとどまっているということでした。一般的にはですね、支援を必要とする方ほど様々な理由から行政支援を断る傾向があるとも言われていて、そうした役所アレルギーのようなものを払拭して、必要な支援を届けられることは重要な、届けることが重要な課題であると考えております。

この、こども家庭センターの機能整備によって、より丁寧で積極的な家庭支援が求められている中で、そういった受入れに、支援の受入れに消極的な御家庭に対してこそ、新たな機能を生かした支援を行うことが重要だと思うんですけれども、機能整備前の令和6年度と比べて、現在ではどのような点が強化されているのか。そして、この半年間でこういった成果が上がっているのかをお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 委員御指摘のとおり、こども家庭センターにおける機能整備、こちらは、今現在、児童虐待の未然予防につきましては大変効果があるものというふうに私ども認識しながら動いているところでございます。こども家庭センター機能の中で、合同ケース会議というのを毎月1回行っておりまして、その中で進行管理を行いながら、実績としましては、特定妊婦から生後4か月までの間の方のそういったお困りの家庭に対して、母子保健、地区保健サービス、地区保健の保健師と、それから児童福祉のソーシャルワーカーが共に、統括支援を基に支援を継続して見ているところでございます。

そういった中で、サポートプランにつきましては、なかなか実績が伸びてないところではございますが、常に寄り添っている中で、必要に応じて声かけを行っているところでございます。アレルギーという言葉もありましたが、なかなか行政理解の難しい御家庭につきましても、機会を通じまして、健診とか、そういった機会を通じまして、サポートプランというものをまず説明しながら、一緒に共同で作成していきたいというふうに考えております。

実績として、特に挙げる内容、個々個別の案件についてはお伝えできませんけれども、そういった取組の中で、今現在、6か月間、行っているところでございまして、1年間通じて、ある一定の成果、それから実績等がありましたら、また改めて御報告したいと考えております。

す。

○浅川委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今のお話で、例えば、こども家庭センター機能を用いた保健所でありますとか、子ども家庭支援センターが関知した時点で、お子さんの状態に看過できない例えば緊急性がありました、重篤な事態を伴うというようなところにおきましては、子ども家庭支援センターと児童相談所で常時接続会議システムを用いた緊急受理会議をもちまして、担当でありますとか一時的な支援方法を決めまして、速やかに対応に進んでいくというところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。こども家庭センターのほうで、御答弁、未然防止に効果があるものというふうに御答弁いただいたんですけれども、現在の事業のその効果がどういうふうに、客観的に見てどういうふうに上がっていつているのかというのが、私たちから見て、やはり見えにくいという印象を受けております。国のほうでは、こども家庭センターの運営に当たって事業評価を行うこととされているんですけれども、文京区ではどのような評価手法に基づいて事業評価を行っていくのか。そして、やはりその結果が議会にどのように報告されていくのかなというところが気になるんですけれども、今後の方針をお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 こども家庭センターの評価という点につきましては、様々な評価の仕方があると思います。こども家庭センター独自で自己評価というものも、一定、視野に入れているところでございます。先ほど数字的なことをちょっと申し上げなかったもので、この場でお伝えしますが、これまで8月末までに毎月1回、合同ケース会議を行っている中で、進行管理ということで、毎回毎回そのケースの方たちの情報共有と支援決定を行っているところでございますが、その件数がトータルで96件ございます。ネウボラ面談から始まって、要保護や養育困難家庭、そういったところに寄り添った支援をこれまで展開しているということを併せて御報告させていただきます。

○浅川委員長 宮野委員、もう一度質問してください。

○宮野委員 事業評価と、それと議会への報告についてはいかがでしょうか。

○浅川委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 先ほど申し上げましたが、事業評価というところで言い

ますと、先ほど自己評価というところですね、こども家庭センターの中でどれだけ基づいた成果、実績があるかということ、評価を今後どのようにしていくかということも一応検討していきたいというふうに考えております。

また、議会への報告につきましては、数値的なものを、事業ということではなくて機能なので、数値的なものを取り上げて報告していくということが、これが成果につながるかどうかという、実績見える化なのかというところにつきましては、また今後、支援をしていく中で、また議会とも話し合いながら進めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 課長おっしゃるように、数字だけで見えるものではないというふうに私も思いますけれども、やはり客観的にどういう機能が備わって、児童相談所のほうとどういう形で子どもや家庭が支えられていっているのかという、そうした取組状況が客観的にやはり検証されていくべきというふうに私としては思っておりますので、その評価の仕方については、検討をぜひお願いしたいと思っております。

それから、先ほど申し上げたように、こども家庭センターの機能整備は、やはり組織改編だけではなくて、困難を抱える家庭に一步踏み込んで支えていくという仕組みへと進化させていく重要な一步と考えておりますので、現場の知恵を生かしながらですね、予防の視点が実際の支援につながるように、今後、さらなる充実をお願いしたいというふうに思っております。

それからですね、次に行きたいと思います。母子福祉費のところ、その下ですね、女性相談支援員等活動費のところ、

令和6年度に困難女性支援法が施行されて、区においても女性のほほえみネットワークが構築されました。実際に困難な状況にある女性は、支援につながるまでの間に孤立しやすく、DVや貧困、性暴力など、複合的な課題を抱えるケースも多いと聞いております。地域で孤立しがちな女性にどのようにアプローチして見守っていくのが重要な視点ですけれども、そのような中でですね、ネットワークを構築したことによって、これまでの支援がどのような点で改善されたのか、お伺いしたいと思います。

また、女性のほほえみネットワーク立ち上げ当初は、協力団体の掘り起こしや関係構築が課題とされておりましたが、令和6年度はどのように取り組んだのか。そして、今後の拡充に向けた方針についてもお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 女性のほほえみ支援ネットワークにつきましては、委員御指摘のとおり、昨年度、令和6年4月の法施行に伴いまして、DV、生活困窮等、困難な問題を抱える女性に対して、関係機関や民間団体との連携・協働による支援を目的として、ネットワーク事業を会議を設置したところです。

昨年度の取組としましては、代表者会議や実務者会議等を開催しまして関係機関との連携を協議したり、あと、様々な相談事例、本当に困難な女性からの相談事例を基に、様々な情報共有を行ったところです。また、会議の成果としましては、この会議の中でですね、やっぱり相談窓口の連絡先を掲載したカードをつくろうということで、様々な御意見をいただきました、昨年度、今年発行をさせていただきました。

今後ですけれども、引き続き、相談支援の在り方ですとか、それぞれの支援関係機関の強み等を生かしながら連携の方法などを議論して、また、日々の業務にですね、相談支援の業務に生かしていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 やはり支援を求める声を上げるということが難しい女性たちが多くいると思います。行政と地域がどうやってそういった女性に寄り添えるかが問われていると思いますので、ぜひこの関係団体との協働をさらに進化させていただいて、切れ目のない支援体制を確実に定着させていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、206ページの、すいません、208ページでした。すいません。生活保護費に関連して、ちょっと福祉の基本的な部分での考え方をお伺いしたいと思っております。

2016年に起きた相模原障害者施設殺傷事件では、加害者が障害者への支援が財政負担となるといった極めて偏った思想を抱いていたことが明らかになっております。こうした生産性や効率性の観点で人の命の価値をはかろうとする考えは、現代の日本社会の中で自己責任論が根づき、多くの人を苦しめていることとも無関係ではないなと感じております。現在、格差の拡大や社会的孤立の深刻化が進んで、支援を必要とするほど、支援を必要とする人ほど努力が足りないといった非難にさらされる傾向も見受けられます。このような社会状況の中で、命の選別につながりかねない風潮をどういうふうに防いでいくのか。区の姿勢が問われていると思います。

そこで伺いたいんですが、区はこういった社会に広がる自己責任論ですとか、生産性による人の価値づけといった風潮をどのように認識しておりますか。また、誰もが尊厳を持って生きられる社会を守るために、区としては、どのような理念と方向性を持って区政運営に取

り組んでいるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○浅川委員長 鈴木福祉部長。

○鈴木福祉部長 大きなテーマをいただいたと思っております。文京区は、やはり福祉もはじめ、地域共生社会の実現ということで、誰もが地域の中で活躍できる、支え、支えられる関係を築いていこうということで取り組んでおります。その考えの中では、いつも支援を受ける側だけではない、その方たちも、やはりいろいろな場所で人の支えになったり、その人が心の安定になったり、また、ほかのところでは助けてもらうけれども、お互いさま、こんなときにはということで、もともと区全体としてもみんなが主役のまちづくりに取り組んでおりますので、そういった意味では、誰かがそういう価値観、福祉の中では、本当に自分の力だけではその状況から脱せられない、誰かにちょっと背中を押してもらったり誰かに声をかけてもらって初めて気づくこと、たくさんあります。そのような中でも、私どものほうでは重層的支援体制、制度の中で当てはめて考えるのではなく、制度だけではないところでも何か困り事、何か生きづらさを抱えていないか、その問題にどう向き合っていくか、そういった取組を今後始めてまいりましたので、そういった形で大きく広く皆様が人生を全うして、自分の中で、地域の中で暮らしていけるような形で進んでいきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 御答弁ありがとうございます。重層的支援体制も整備されてきた中で、やはり、こうした生産性による人の価値づけとか、自己責任論とか、こうした風潮を、やはり区が基礎自治体として、強いそうした意志をもって、こうした風潮に流されないで、福祉の充実・向上というところに、ぜひ一層力を入れていただきたいなというふうに思っております。

生活保護費については、令和5年から予算現額が増えていたにもかかわらず、支出済額は減少していて、執行率も低下しております。言うまでもありませんけれども、格差の拡大や貧困の是正のためにこそ、所得の再分配という仕組みが存在していて、行政の最も重要な役割は、困難な状況にある区民に寄り添うことにあると思います。税収が増えている今、この基本をやっぱ一層大切にいただきながら、予算の配分と執行に当たっていただきたいです。ぜひ、職員のお一人お一人が改めて区民に寄り添った行政運営を進めていただくようお願いしたいと思います。

それから、209ページの生活困窮世帯学習支援事業についてなんですけれども、令和7年度から学習支援事業が小・中・高と一貫して実施される体制となって、その運営をキッズドアが担っております。一方で、令和6年度まで小・中学生の学習支援を行ってくださってい

たてらまっちさんは、子どもの学びの支援に加えて、居場所づくりや生活支援の側面でも重要な役割を果たしてこられました。地域の支援者の方々からは、キッズドアの活動が始まって以降、地域とのつながりや連携が希薄になっているのではないかなといった声も伺っております。学習支援の場は、単に学力向上のためだけではなくて、子どもたちの生活ですとか心の状態を把握して、必要に応じて支援につなげる大切な拠点でもあります。

そこでお伺いしますが、子どもの学習支援を通じた生活支援、また、地域と連携した見守りの体制について、区としてどのように具体的に取り組んでいくのか。併せて、この半年間のキッズドアの取組や成果を生活福祉課としてどのように評価しているかお聞かせください。

○浅川委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 学習支援事業につきましては、昨年度、小・中学校と高校生世代の別々の事業者が運営しておりましたが、今年度から、生活困窮世帯の多様なニーズに応じた包括的な支援を実施するために、事業を一体的に運営しているところでございます。

まず、それでは今年度の評価ですけれども、本年度では、利用実績のほうは順調に推移しております。現在、小・中学生の利用者は78人の方、高校生世代では20人の方に御利用をいただいております。また、評価というところですけども、利用に当たって、事業者のほう非常に本人と保護者の方から丁寧な面談を行って事業展開をしているというところで、区としても評価をしているところでございます。

続いて、生活支援についてのお尋ねですけども、先ほど申しましたように、事業の利用に当たって、子どもと保護者への面談を行っております。生活状況や健康面でのお話、ほかにも進路や学習で目指すことなど、非常に丁寧に聞き取りを行っております。こういった学習、今年度から学習支援に加えて、そういった生活支援も実施していることから、複合的な課題を抱える世帯に対しても、支援関係機関ですね、様々な区の支援機関とも連携した対応を行っているところで、こちらも評価をしているところでございます。

また、見守り等についてでございますけども、私ども、社会福祉協議会さんとも連携をとって、必要に応じて、例えばですけど、地域資源の一つとして子ども食堂等がございますけども、そういったところを必要に応じて御案内したりとか、そういった地域資源も生かしながら学習支援事業を展開しているところでございます。

○浅川委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 子どもにとっての居場所というのは、区主導、それから地域主導、様々な形があって、多様な居場所があって、関係機関に、必要な関係機関につなげられる状

態というのが理想であるというふうに認識をしております。今後、子ども家庭部といたしましては、子どもの健やかな成長につながるような居場所について、居場所の在り方について、引き続き検討を重ねていきたいと考えております。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。子育て支援課長のほうからも居場所の件で御答弁いただいて、やはり区が、生活支援課長のほうから御答弁あった中で、キッズドアさん評価していると、そういう答えになると思うんですけども、やはり区として評価しているその実態と、地域から聞こえてくる声と、ちょっとニュアンスが私としては違うなというふうに感じていて、そこら辺の地域の声の聞き方というところを、もう少し丁寧に聞いていただきたいなと思っております。どうしても利用者の方にとっては、てらまっちさんの学習支援、生活支援というものが、これまで行ってきたものがありますので、そうしたこれまで従来のものの取組というのも、今後も安定的に継続できるように支援をお願いしたいなということ要望をさせていただいて、終わりたいというふうに思います。

それから、学習支援というところは、子どもたちのやはり学びだけでなく、生きる力、生きる力というものを支える基盤でありますので、そうした地域と区、そして支援団体が一体となってですね、今後も見守る体制づくり、強化していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 御質問はこれで終わりでよろしいですか。

じゃ、小林委員、関連ではなくて、全部、ここでの質問させていただいて結構です。

（「関連じゃなくて、このまま続けて」と言う人あり）

○浅川委員長 はい。

○小林委員 じゃあ、二つあります。

まず、一つ目は、先ほどの宮野委員と同じ209ページの生活困窮世帯学習支援についてなんですけれども、令和6年度の生活困窮世帯学習支援事業費の内訳を事前にお伺いしていますけれども、こちら4,812万円のうち、小・中学生を担当していたてらまちは2,620万円、高校生を担当していたキッズドアは2,185万円とのことでした。この事業は、先ほども話があったとおり、小・中・高で一本化され、現在、プロポーザルで決まったキッズドア一社で担っておりますけれども、令和の7年度の予算額は5,594万円でした。一方、委託事業から外れたてらまっちのほうなんですけど、総括質問でも述べたとおり、続けてほしいという子どもの声に応じて、人数は減ったけれども、以前と同じ区内4か所で学習支援を続けておりま

す。昨年の決算委員会では、てらまっちについて、重層的支援体制の中で活動を応援していくとのことでしたが、状況を調べましたところ、区からは地活などの場所の確保への支援のみ、こちら是一般団体扱い、また、社協からサロンプラスという助成金が168万円、あとは活動に関わるメンバーたちが出し合った自主財源で運営しているということを聞いております。子どもたちのためにあと何年続けられるだろうかという現場の先生の言葉を聞いて切なくなりましたが、区がやろうとしていた重層的支援体制の中での応援というのが、こういうことだったのかと残念に思っております。

こども家庭庁は、地域の子どもの居場所づくりを呼びかけていますし、厚労省は重層的支援体制を民間や地域の力を巻き込んで進めようとしていますけれども、子ども食堂の生みの親である、だんだんの近藤博子さんの言葉を借りれば、地域で長年活動してきた子ども食堂も学習支援も、善意のボランティアによる行政の下請ではありません。私はキッズドアに一本化されたこの事業を決して否定するわけではありません。むしろ、子どもの貧困問題にやっと国が目を向けて予算をかけてくれたことを歓迎します。しかし、これまで10年以上かけて地域に根差したボランティア活動を、希望する児童・生徒が増えてきたこともあって、社協の協力の下で区内4か所でできる委託事業にみんなで育ててきた実績を顧みず、プロポーザルで経営力のある他自治体でも実績のある大きな企業1社に絞り込む事業にすることが本当によかったのか疑問に思っております。

子ども宅食で、フローレンスの事業にコンソーシアムでキッズドアが入って協働しているように、てらまっちが分担することだってできたのではないかと思うわけです。せめて、これからも活動を続けようとしているてらまっちを、いわゆる子ども食堂のような善意のボランティア組織として扱うのではなく、これまで委託事業として学習支援と子どもの居場所の提供を行ってきた実績を踏まえ、しっかり予算をつけて、持続性のある活動にするべきではないかというふうに要望したいと思うんですけれども、先ほどのお答えで一緒でしたら特にあれなんですけど。

○浅川委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 子どもにとっての居場所というのは、本当にいくらあってもいいなというふうには思っております。今、小林委員からお話がありましてとおり、地域団体のこれまでの実績ですとか、区民のお声ですとか、区議会の声も賜りながら、必要な居場所については、今後、検討してまいりたいというふうに考えています。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ぜひ前向きに、活動が続けられるように応援をお願いいたします。

続きまして、209ページの生活保護費なんですけれども、この間、ずっと生活保護の住宅扶助費が5万3,700円では足りないということを訴え続けてきました。すまいる住宅でも低家賃の登録住宅が増えてきたと言いますけれども、昨年の決算委員会で、家賃6万3,000円の賃貸アパートだったけれども、すまいる住宅にはオーナーさんへの謝礼が発生するので、その謝礼分を差し引いて5万3,700円の範囲の家賃になるよう配慮してもらった事例があるということと、基本的にすまいる住宅は、オーナーさんへの謝礼を差し引いて、賃貸金額を変更するという形が基本とられており、間接的な家賃補助をしているという形であるという御答弁があったとおり、そういうやり取りが恐らく常態化しているということなのではないかと思われます。

その際に、家賃は収まったように見えても、管理費が発生していたり、礼金・敷金・更新料も要らない低家賃の住宅でも、数年後に立ち退きがあるという例もあります。だからこそ、特に生活扶助費から住宅扶助費に回さないといけないような家計のやりくりの中でそういうケースがあると、健康で文化的な最低限度の生活が送れなくなっているのも、住まいは人権だという認識を改めて持って、抜本的に住宅政策の拡充を図ってくださいとお願ひしました。

改めて申し上げたいんですけれども、生活保護の住宅扶助費5万3,700円では足りません。すまいる住宅を生活保護受給者も利用できるように、区が現在やっておられると言っていた間接的な家賃補助になるオーナー謝礼分の金額は、最低でも上乗せが必要だと思います。すまいる住宅のほうも、独り暮らしの御高齢の方が入居されれば、深夜に救急車で運ばれたときなど、大家が近くに住んでいたら協力しなければいけないことも出てくるので、謝金は謝金としてちゃんと確保できるようにするべきだと思います。ここは、ぜひ前向きに検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 生活保護世帯の住居における住宅扶助についてですけれども、アパートの賃貸契約に当たっては、本人がその内容を確認して、また了解して、そのアパートのオーナー、大家さん等と契約しているところです。また、御指摘のように、そういった様々な状況があるとも聞いておりますけれども、生活保護受給者の方にとってあまり過度な負担にならないように、ケースワーカーの方で生活状況を把握しながら、関係機関と連携して必要な情報提供に努めているところでございます。

○浅川委員長 篠原福祉政策課長。

○篠原福祉政策課長 区においては、居住支援協議会の中で高齢者だけでなく生活保護部門も一緒になって、会議体の中で様々な会議を行っております。オーナーの方々の御苦勞であるとか、そういった御事情もですね、不動産仲介会社等を通じてお話を伺っているところでございますが、現時点において、特段、そういった謝礼の増額等は考えておりませんけども、今後、居住支援協議会を通じまして、様々な御意見を賜りながら、居住支援の強化のほうは検討してまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 先ほど坂田課長さんのほうが、本人契約だから、その生活保護費の中でやりくりしてもらうから、区としてできることはそういう家計のやりくり的なアドバイスとかそういうことになってしまうというふうに聞き取れた、認識できたんですけども、やっぱり住まいは人権なんですけども、本人が、本人契約とは言っても、やっぱり足が悪いから2階以上上がれないとか、エレベーターがやっぱり欲しいわとか、あと、お風呂が欲しいとか、最低限お風呂は家で入りたい、近くに銭湯があったら5万以下もあるけれどもというようなケースもありますけれども、さすがにその辺はやっぱり健康で文化的な最低限度の生活は送ってほしいと思いますので、金額が物価高騰もありますけれども、住宅扶助費というのが、文京区の家賃に全然、今、合っていない状況にあるということは認識していただきたいというふうに思います。

また、この夏の酷暑では、熱中症の7割が家の中に、家の中で発生しているということで、自宅でもエアコンを使うよう注意喚起よくなされておりました。暑さを感じにくい高齢者の人も多いんですけども、もともと光熱費が上がらないようにエアコンをかけない高齢者の方が多いので、生活保護の夏季加算もするべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○浅川委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 住居を見つけるに当たってですね、高齢者の方ですと、やっぱり1階がいいとか、やはり、で、障害者の場合、やっぱり車椅子の方もいらっしゃる可能性もありますので、そういった場合は、特別基準を適用するなど、その方々の状況に応じて御案内、御説明をしているところでございます。

また、あとですね、熱中症対策、あと、夏季加算につきましては、国の、こちら国の基準がありますので、これにのっとって私どもは生活保護行政を行っておりますので、こういったところは国の状況を見ながら動向を注視していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 もちろん、特別基準、特別な加算が障害者の方、車椅子が必要だったりする人が、お部屋は広くなければいけないとかいうときに加算があるのは知っているんですけども、やっぱり高齢者の方たち、特別加算が必要な方が多いと思うんですね。車椅子じゃなくても。そこのところ結構厳しくなって、今までは特別加算が加算されていたけれども、引っ越しを機に特別加算がなくなったというような相談も受けたことがありますので、そこのところは実態に合わせてやっていただきたいなというふうに思います。

また、夏季加算のほう、国に、国の基準に合わせてということもあるんですけども、他の地域で夏季加算、既に、文京区でも冬季の加算はしていると思うんですが、他の地域で夏季加算しているところも既にありますので、ぜひ御検討していただきたいなと。物価高騰に合わせて支援の内容を拡充していかないと、命に関わるまで来ていますので、直ちに検討、実現できるよう、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 よろしいですか。

続きまして、たかはま委員。

○たかはま委員 201ページ、29番の保育所等における性被害防止対策のところ、先ほど宮野委員の質疑で、区立園のカメラ導入に向けた検討が進んでいるということが分かり、歓迎いたします。

この件、前回の予算委員会で、昨年度、本区で起きた認可保育所での性犯罪に触れまして、他区の事例を参考にカメラの導入を提案をしておりました。答弁として、職員を守る効果も期待されると、職場の理解等も配慮しながら検討を進めていくものというふうにございました。職員の理解についてはどのように得て、どのように配慮して運用していく方針なのかお伺いしたいと思います。

それから、ハード面の整備だけではなくて、保育園における性犯罪を含む虐待防止の知識や対応力を高めるための職員の研修も必要ですが、区立、私立それぞれどのような取組状況かお伺いいたします。

○浅川委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 区立保育園における園内カメラの職員に対する理解を求める部分でございますけれども、昨年度、仮に設置した場合の、どういう対応をしていくか、あと、そういった職員がどう考えているか、そのあたりについて簡単なアンケートをとったところがございます。今後ですね、今後、設置を行っていく場合には、例えば園内でカメラを使用する際のルールであったり、そのあたりのルールをしっかりと明確に決めた上で運用していきたいと

いうふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 不適切保育防止に関しての区内保育園の対応ということでございますけれども、私どもとしましては、一つの大きなテーマとして捉えてございまして、そちらを一つのテーマとして設定した研修等、それについては、区立・私立合同ないしは、ちょっと分かれてになるかもしれませんが、実施のほうを企画してございまして、そういったところを含めて意識啓発等に努めていきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 ありがとうございます。区立・私立合同でやって、そして、その後、意見交換ができる機会なんかがあるとすごくいいのかなというふうに思います。会場の都合ですとか、運営上のいろんな課題はあるかとは思いますが、ぜひ進めていただきたいと思います。

それから、保育の質を高めるという観点でいくと、201ページの19番のところ、保育園の一般指導検査実施結果についてお伺いいたします。

昨年度の認可、特定地域型保育、合わせて99施設で検査を実施したということでございまして、その検査結果は、区民が保育園選びに当たって非常に重要な情報であると考えますので、ぜひ公表すべきだと思います。23区を見渡すと、多くの区で公表しているようですけれども、御認識はいかがでしょうか。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 本区でのホームページでの公表につきましては、全体の実施数、また、文書指摘の施設数、それから、改善報告書、改善計画書の受付施設、主な文書指摘事項という形にとどめているのが現状でございます。個別の検査結果につきましては、保護者をはじめ区民にとって関心の高い情報となっているところは認識してございますけれども、その内容につきましては、場合によっては切り取り方によっては誤解も生じかねないセンシティブなものであるというふうに考えてございまして、その公開に当たっては慎重かつ丁寧な対応が求められるというふうに考えているところでございます。

本課題認識の下、今年度につきましては、今年度、来年、今年度実施した指導検査結果につきまして、ホームページの公開方法については現在検討しているところでございまして、来年度公開に向けて必要な準備を進めていきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 来年度の入園に向けて、親から相談を複数受けていて、やっぱり一番気になる場所なんですよ。ほかの区で公表しているのに文京区は何でというふうに言われておりまして、情報公開の対象でもありますので、すぐにでも公表すべきだと思います。

とはいえ、今、御答弁いただいたように、公開するとなると、その出し方というのは工夫が必要ですし、やっぱりずっと残っていつっちゃうというところの懸念も確かにおっしゃっておりだなというふうに思います。という観点に立つと、少なくとも保護者への安心材料として、この改善報告書、それから計画書が、募集開始までに全ての園から受け取っている、そういう状況が理想だと思うんですね。現在、今、区のホームページでは、来年——ああ、失礼しました。本年の6月10日までの情報が掲載されているにすぎず、指摘40施設のうち32施設、80%から改善報告書、計画書を受け取っているという状況ですけれども、これ、最新の情報に更新すべきですし、現在の状況はいかがでしょうか。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 昨年度、御指摘のとおり、指導検査において文書指摘のあった施設数、合わせて40施設ございますけれども、現時点で改善報告書の提出を完了している施設が38施設でございます。残り2施設については、一度提出ございましたけれども、補完していただきたい内容等があり、提出が完了していない状況ということで、未了という形になってございまして、御指摘のとおり、当該2施設についても速やかに提出を求めていく形で対応してまいりたいと考えておりまして、また、状況につき、更新状況につきましても、ホームページ等、対応してまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 続きまして、子ども食堂についてお伺いしたいと思います。これ、費用としては、民生費前半の社協補助ですけれども、子ども施策推進の観点からここでお伺いしたいと思います。

東京都では、子ども食堂推進事業として補助を実施しておりますけれども、歳入のところでは項目がない点を確認させていただきたいと思います。東京都の補助基準額では、1食堂当たり月額4万円を上限としております。本区においては、30人までの食堂に対して、1回1万円と定めておりますけれども、物価高騰支援として拡充が必要ではないか、御認識をお伺いしたいと思います。ぜひ特財を獲得し、都の補助基準相当額に引き上げてはいかがかと考えますが、伺います。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 文京区では、子ども食堂に関しまして、社会福祉協議会と連携して活動費の支援、それから運営に関しての様々な助言とかそういったもの、それから、あと連絡会とかを通して情報共有を進めるなど、支援を進めているところでございます。こちら、平成29年より、運営費の補助に関してはですね、平成29年より実施しているものでございます。

東京都では、平成30年の4月から子ども食堂推進事業という形ですね、運営費の補助を開始したところでございます。都の支援制度におきましては、月1回以上、会食という形をとらなければいけないというようなものがあったりとか、あと、1回当たり10人、これは保護者も入れてになるんですけども、参加できる規模での実施が必要というような基準がございます。

区の支援制度におきましては、会食ではなく、例えばお弁当を渡すような形式のものでもオーケーという形になっております。また、1回当たりは、子どもの数なんですけど、5人以上の参加という形になってございます。こういった制度を踏まえまして、各団体が、区内においてはそれぞれの事情に応じて、自主的に実施しているものと認識しております。

この、現在、各団体が既存でやっている活動を支援するということの中で、現状では都の制度を活用せずに、社会福祉協議会と連携した区の独自の補助を行っているところでございます。また、金額に関しましては、区の補助制度1万円というお話ありましたが、平成6年度からはですね、30人以上のところに関しては、30人から59人まで1万5,000円、60人以上のところは1万8,000円ということで、これが月2回までということの形で拡充しているところでございます。また、平成4年度からは、物価高騰の助成も実施しております。また、今年度は、開始してから年数がたっているところもございますので、調理器具等の備品購入の助成も行っているところでございます。

今後も、都の制度にもしっかりアンテナを張りながら、運営団体のニーズとか現状を把握しつつ、社会福祉協議会や関係課と協議しまして、区内の運営団体の実情に沿った子ども食堂の支援の拡充について検討してまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知しました。区としての考えはもちろん理解はできるんですけども、一方で、私も手伝ってまいりましたけれども、子ども食堂運営の皆様は、物価高騰の折、少しでも安心しておいしいものを食べていただきたい、そして安く仕入れる必要があるということで、まさに走り回っているという状況ですよね。区のほうでも、それに寄り添った相談体制

ですとか、それから備品の補助といったところはこれまでも取り組んできたというところは分かりますけれども、区側の工夫で得られる財源なのであれば、運営者側と同じ目線に立ってぜひ走り回っていただきたいなというふうに思います。

なお、都の補助要綱については、私も問い合わせを確認しておりまして、詳細については控えますけれども、先ほど御答弁の御懸念の点はクリアできるものと受け止めております。

以上です。

○浅川委員長 それでは、石沢委員。

○石沢委員 私からは、まず、201ページの児童の保育委託費のところ、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

まずですね、隙間バイトアプリを使った保育士の募集のことで、今年2月の本会議質問で、この問題について質問させていただいて、そこで、そのときは6園で利用が確認されて、利用頻度、週1回が1園、週2回程度が1園、週4回程度4園ということで、利用期間というのも1か月が1園、9か月2園、12か月2園、13か月以上1園という答弁だったと思いますが、これについては、その後ね、是正されたのかどうかということをまず確認をさせていただきたい。

それから、このときに全園でですね、利用実態なんかを確認するというのも、そういうような御答弁あったと思うんですけども、現在のところのその確認の状況、どのくらい、もう全園終わっているのかどうかということも併せてお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 是正の状況と、また、全園の確認状況ということでございますけれども、本年度、春のほうの巡回指導のほうで、一旦、全園のほうへの訪問完了してございまして、その中で、一旦の是正というところは確認したところでございます。ただ、実際にはですね、また秋の訪問という形で、9月より今年度2回目の全園巡回訪問を開始したところでございますけれども、その中では、複数園において、主に採用活動目的というようなお返事ではございましたけれども、実施しているところを確認しましたので、当該園につきましては、国の通知、また、区の考え方についてお示ししながら、また、その改善等についてお話をさせていただいているという状況でございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。こういう保育の現場でね、スポットバイトみたいなことで、やっぱり保育士を募集をしていくというのは、適切ではないというようなことでの御答弁あった

というふうに思いますので、ぜひその立場でですね、引き続き、こういうスポットバイトでの保育士の募集というのは改めさせるような取組をお願いしたいというふうに思います。

もう一点はですね、子どもたちのプール遊び、夏のプール遊びのことについてなんですけれども、先日、学校のほうの質疑なんかはいろいろちょっとあったような記憶があるんですけども、保育園のほうも、やっぱり夏のプール遊びというのは、利用がかなり制限されているとか、私の子どもも認可保育園通っているんですけどもね、本当に片手で数えるくらいだったかなと。まあ、記憶の限りですけども、本当に夏のプール、全然できなかったなというようなね、やっぱりそういう印象なんですよ。できないとどうなるかという、みんな室内で遊ぶわけですよ。私立認可園というのは、特に園庭も全然ないというようなこともあって、やっぱり遊ぶところについてはかなり制限あるという状況です。

そういう中で、これから、来年の夏も猛暑が予想されるわけですけども、この夏のプール遊び、そういう私立認可園なんかでは、どういうふうに、今後、対策とっていくつもりなのかということも、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 従来より、私立認可保育所につきましては、御指摘のとおり、そもそも場所がないといったところ、プール設備がないといったところもございまして、そういったところへの対応として、公有地を貸し付けて設置している私立認可園について、プール等の貸出し等協力をお願いして、そこに実際御利用いただくというような取組を進めてきたところでございますけれども、御指摘のとおり、最大の最近の回数が低い原因は、もう酷暑によるものというところでございまして、今年度、区立園につきましては、プール設置を前倒す等の対応を行って、何回か回数を確保したというような取組もございます。私立園につきましても、区立園の取組を御案内したりですとか、寒冷紗については、比較的どの私立園も取り組んでいるところでございますけれども、そういった備品等での対応も含めて御案内をするとともに、もともと設備が場所的に限られている園につきましても、水遊びや、たらい等を使った水遊びですとか、水に親しめるような時間を保育の中で取り組んでいる園がございますので、そのような取組も併せて御案内しながら、極力、夏季の保育の中でそういった時間がつくれるようにという形で、私どもとしても取り組んでまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 大体、プールがあると、水着を持って帰ってくるというふうになるんですけど、

もう本当、持って帰った記憶があんまりないみたいな状況だったので、やっぱり本当に夏のプール遊びというのは、やっぱり運動面でもすごく大事なことだというふうに思いますので、ぜひですね、やっぱりそういう前倒しとか、後ろ倒しとか、いろんな工夫もあると思うんですけども、やっていっていただきたいなというふうに思います。

それから、もう一点は、保育士の賃金アップ分についての補正予算が6年度2月に、2月補正予算ですね、6年度の2月補正予算で8億5,400万円計上されていて、これについては、2024年度の人事院勧告を踏まえて、保育施設の人件費10.7%ですかね、引き上げるために、そういう予算措置とられたということですけれども、これについては質問の中でも取り上げましたけれども、現場の保育士まで届いていないというようなやっぱり声が寄せられているということは、全国紙なんかでもそういうことが報道されておりました。で、実際、区にはそういう声が届いているかどうか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。それで、届いていたら、どういうふうに対応されたのかということもですね、ちょっとお伺いしたいというふうに思うんですけれども、お願いします。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 先般の人件費の部分につきましての委託費引上げに伴いまして、御自身の給与のほうにはねていないと申しますか、そういったところについての御心配のお声、御不安のお声等につきましては、本区のほうでは1件頂戴してございます。区におきまして、そのようなお声を頂戴した場合には、雇用主のほう、事業者の運営事業者のほうに確認をとりまして、その点について実態のところを確認して、そこをお問合せいただいた方にはお返しするというようなことで対応しているところでございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 全国的に全国紙でこういう状況が取り上げられたということで、本当にね、自分のところの手元の給料にね、やっぱりそういうのが反映されているのかどうかというのをやっぱり心配になる声というのも寄せられているということで、ぜひこういうことが、人件費のアップ分が現場の保育士に届いていないということがもしあったとすれば、やっぱりこれはね、本当に大きな問題だろうというふうに思いますし、担当大臣なんかもね、是正を求めているようなところもね、各自治体への取組を求めているようなところもあるというふうに思いますので、ぜひこれはですね、確実にやっぱり届くような形で取組を進めていっていただきたいなというふうに思います。

それから、ごめんなさい、ちょっと戻って199ページなんですけれども、5番の未就園児

の定期的な預かり事業のところ、ちょっとお伺いしたいと思います。

これは、この取組を踏まえてね、来年度に向けて、誰通ですかね、が取り組まれるということなんですけれども、やっぱりこの取組を踏まえて、私たち、非常に大事だなというふうに思っているのは、例えばですね、保育士の資格要件とか配置基準なんか含めた全、制度全体のね、基準を引き上げていくことだとか、それから、保育単価なんかもですね、やっぱり引き上げていくということ、それから、人件費や設備費等に係る基礎的な経費なんかを十分に保障できるような財政措置、こういうのなんかもちゃんと保障されること。あと、自治体に対する補助制度なんかをやっぱり充実するよう国に求めていくことなんかや、あと、地域の実情に応じた制度を、制度、柔軟な制度運用ができるように、市区町村の権限と裁量を保障することなんかも必要だというふうに思います。

あとね、今、いろいろ預かり事業というのを個別にやっていると思うんですよ、文京区でも。そういう既存の一時預かり事業との機能や目的を整理をしたり、あと、制度間の整理・統合なんかも、いや、すみ分けなんかを行うことということも、やっぱり一定必要なんじゃないかなというふうには思うんですけれども、このあたりの認識についてちょっと伺いたいと思います。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 来年度より実施いたします誰でも通園制度につきましては、現在、検討を進めているところでございますけれども、御指摘のとおり、設備基準等につきましても、非常に慎重な検討が必要な内容だというふうに考えてございます。具体的には、我々のほうでは、基本的には未就園児の定期的な預かり事業を展開してございますので、そこで設定した内容というのを踏襲しながら、運用というのを担保していきたいというふうに考えてございます。

財源のほうにつきましては、国のほうにつきましては、各自治体の状況を見ながら、今後、国のほうでも検討されていくものというふうに考えてございますけれども、本区につきましては、東京都のほうで実施しております多様な他者と機会創出支援事業、こちらのほうを活用いたしまして、十分に準備ができるようなところの補助制度を構築する想定でございます。

個別の既存事業とのすみ分けでございますけれども、まずは利用実態等を確認しながらというところもございまして、また、その制度の実施目的・趣旨等を考えながら、利用者様のニーズとどこが合致するのかというところを慎重に考えながら、必要があれば整理・統合というのでも考えられるかと思いますが、まずはしっかりと誰でも通園制度のほうスター

トを切りまして、その中でいろいろと考えていきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 この制度の理念は、全ての子どもの育ちを支えると、育児の不安軽減や親子の孤立防止、こういうことが本当に大事な視点だろうというふうに思いますし、そういうことは私たちも大変大事なことだというふうに思います。であればね、やっぱり子どもにとっても、あと大人にとっても、やっぱり安心できる預け先というふうになることが必要だというふうに思いますし、そういった点で、今、指摘したようなことは大変大事なことだというふうに私たち考えておりますので、ぜひその辺はお願いしたいなということで、質問を終わりたいと思います。

○浅川委員長 それでは、続きまして、沢田委員。

○沢田委員 私からは、207ページ、児童福祉事業費、子ども・若者支援に関連して2点伺います。

まず、1点目ですが、自治基本条例に絡めてですね、若者応援基金というのを提案をしたいということです。具体的には、まず、2日目の歳入の款別質疑の中で、寄附金のところですけど、ふるさと納税の主役は誰かという議論をしたんですね。文京区に生まれ育った若者が愛着を持てるふるさとにすること、これが第一の目的だという話でした。そこでも紹介したんですが、先月の子ども・子育て支援調査特別委員会に関連する議論がありまして、具体例を挙げると、若者調査ですね、この結果から、若者の愛着形成には自立期、そして家族形成期の2回、ライフステージの山場があると。ここを取りこぼさないことが大事だという話があったんです。ですので、今日はこの二つの議論を基に、具体的な支援策を提案したいんですが、つまり、若者が20代前半ですよ、主にね。ここで自立をするときに、文京区に住み続けることを選べるための支援、そして、その先に若者が自分自身の子どもを産み育てる場所として文京区を選べるための支援、これが一体的に行えることが理想なんですけど、そこに関する御提案です。お考えをお伺いしたいという話なんですけどね。

振り返るとですね、そもそも愛着というのは、今までもその調査で何度も聞かれているんですけど、いわゆる自分事の意識ですよ。つまり、当事者意識であって、これは自治基本条例の理念に定める住民自治、この考え方そのものだと思うんです。ので、今回も若者による自治を応援する基金をつくってはどうかという話なんです。具体的にはですね、これ他区なんかで事例があるんですけど、若者応援基金、こういう名前で打ち出して、ふるさと納税で区民中心に寄附を募ると、使い道は若者の愛着形成支援、それから定住支援、これに加え

て、ここは大事なんですけど、ユースカウンシルとユースバジェットですね、つまり、若者会議と若者参画予算の仕組みを使って、若者自身がその使い道を決めていくと。もちろん基金の一部でいいんですけどね。そういった応援の方法が、まさに文京区らしいふるさと納税の活用した若者支援の方法なんじゃないかという考えなんですけど、所管の考えをまずは伺いたいと。

○浅川委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 次代を担う若者の皆様の意見を取り入れることは、新たな視点ですとか柔軟な発想を取り入れる点、それから、区政を自分事として考えていただく上で重要であるというふうに認識をしております。一方で、全国的にも参加型予算などの取組が進んでおりますが、参加者層の偏りなどの課題もあることから、本区としても慎重な対応が必要であるというふうに認識しております。

今後は、区への愛着や誇りを感じていただけるように、新たな若者計画、今、策定をしておりますが、その計画の下、若者の声を継続的に伺っていくほか、地域での交流、参画の推進、そういったものが進んでいくように、若者施策を着実に進めてまいりたいと考えております。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 ありがとうございます。一個気になったのはですね、その参加型予算に関して言うと、参加者の偏りもという話があったんです。これ多分、全世代型でやったときには特にそういうものが顕著に出てくるんだろうと思うんですけども、やっぱり若者をターゲティングして、関心をもとに引っ張ることで、この偏りを解消するという方法は可能だと思うんです。これはやってみないと分からないというところは当然あるんですけども、まず、全世代で参加型の予算をやるのではなくて、若者を中心にモデルケースをつくっていくことを提案したいという趣旨でした。

なぜかという、2月に子ども・子育て支援調査特別委員会の研究会があったんですけども、この中で、北欧の若者支援施策についてお話をいただいた、講師の先生からいただいた中に紹介されていた部分なんです。ここを貫いている理念というのは、若者の自己決定権が、特に若者のウェルビーイングに大きな影響を与えるという話の流れでした。今なら策定中の若者計画の中に位置づけられますし、ずっと議論されている青少年プラザですね、文京区が誇るユースセンターであるb-lab（ビーラボ）を起点に横展開できますし、加えて言うと、タイミング的には第二青少年プラザの開設と合わせて区民に広く若者が主役のまちを

アピールすることもできますので、あ、先ほども申し上げましたが、近隣区でもこの若者応援基金というのはもう既に検討が増えてきていますので、この機に御検討いただければというのが一つでした。

2点目なんですが、次は同じく自治基本条例に関連して、こどもの権利条例についても伺いたいんですが、これは前回の予算審査で、こどもの権利条例に自治基本条例の住民自治の文言を盛り込んではいかがという提案をしたんですね。この間、リーダー会議の中で、自治基本条例を紹介をいただいたりということはあったそうなんですけど、そもそも自治基本条例は最高規範と言われておりますし、区の憲法と例えられることもありますので、常に誰の目にも触れる形にしておくべきなんじゃないかと思うんですね。実際に我々、区議会と推進リーダーの皆さんと意見交換をしたんですが、自治の理念というのは、なかなか簡単に理解しにくい、特に実感はしにくいのだろうなと感じたんですね。そもそも、理念というのは経験を経ないと実感しにくいものだという、しにくいものだというのは分かるんですけど、何でしょう、よく理念だから絵に描いた餅になっているとかという批判があったりしますが、そういうふうにならないように御検討をいただきたいということなんですね。

前も申し上げたんですけど、今回、ちょっと所管課にお聞きしたいんですね。自治基本条例のほうです。何かというと、自治基本条例は最高規範ですよ。そうすると、文字どおり、ほかの全ての条例、それから規則などの基準として機能すべきですよ。これが適正に機能しているのか、しているのかどうかを誰がどうチェックして、その適正性を担保をしているのでしょうか。

○浅川委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 今、委員御指摘の自治基本条例の理念というところでございますけれども、こちらは区の様々な施策のほうに生かされているというふうに承知をしております。そうした施策を「文の京」総合戦略のほうで進行管理をいたしまして、それをどのように生かしているかというところを区民委員の方も踏まえまして、進行管理をしているという認識でございます。

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 総合戦略の進行管理の中でという話なんですけど、私、これ議会費の質疑の中で申し上げたんですが、御自身で執行してチェックをしても適正性は担保できないんじゃないかというお話なんです。つまり、我々議会であつたり、それから区民のチェックが必要だと思うんですよ。特に区民は、例えばですけど、住民監査、住民訴訟、直接請求、あとは

前にも議論した住民投票など、様々な住民自治のツールを持っているわけじゃないですか。一方では、一方ではというか、その問題はですね、どこが問題かという、そういうことを明記した自治基本条例を、そのものを区民自身が知らないことなんだと思うんですよ。ので、適正にチェックをしてもらうために、むしろその周知が必要なんじゃないかと。

ところがですよ。前回、予算審査で提案をした条例施行ちょうど20周年だったですよ。これの周知・啓発もなかったですし、昨年度の世論調査の中で、認知度調査もどうですかと提案したんですけど、それもなかったわけです。たしか前回は、もう自治基本条例なんてつくった瞬間にごみ箱行きだと、極論だと思いますけど、そういう、当時の副区長さんの言葉も紹介したと思うんですけど、今回のこのこどもの権利条例というのは、まさにこの基本条例をすくい上げて未来に受け渡す絶好のチャンスだと思うんですよ。ただ、このままだと、また箱に蓋をすることになっちゃうんじゃないか。

念のために申し上げますけど、公務員の皆さんというのは、特に我々に比べてやっぱり無謬性、間違いがないことを求められるじゃないですか。ですので、その理念に掲げられた理想と現実のギャップが埋まらない苦しさとあると思うんですけども、ただ、批判というのはそういうものですからね。私たちの妥協とか、それから諦めを戒めるためのものですので、改めて見直していただきたいと。何かというと、今、ちょうどこれから若者計画を策定中ですから、今、申し上げたとおりですね。昨年若者調査には入りませんでしたけど、今後子どもや若者に広く伝えるチャンスというのは度々あると思いますので、その都度、念頭に置いて御検討をいただきたいと、これは要望です。

以上です。

○浅川委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 先ほど答弁申し上げましたけれども、委員も御指摘されておりましたとおり自治基本条例、文京区にとって非常に重要な最高機関と位置づけるべきものというふうに承知をしています。あらゆる施策、事業のほうに、その理念のほう貫かれているというふうに思っております。

区民協議会はですね、区民の方が入っております、区民参画の一角であると思っております。公募委員の方、抽出された方ですね、あと各団体を代表される方、様々な方から御意見をいただいておりますので、そういったチェックはできているのかなというふうに思っております。

また、周知ということですけども、先ほど委員御指摘のとおり、こどもの権利推進リー

ダーのほうでも周知をさせていただきましたけども、今後、こどもの権利条例、また、若者計画、こういったものが進んでいく中で、必要に応じては周知をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 12時を過ぎましたので、午前中はここで打ち切らせていただきまして、午後は1時から、沢田委員の質疑からということで、よろしくお願いします。

沢田委員、一応、どこのページを説明していただきたいのか、所管課はどこなのか、はっきりとお聞きになっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で午前中を終わりにさせていただきます。

午後 0時01分 休憩

午後 0時59分 再開

○浅川委員長 それでは、皆さんおそろいになりましたので、午前中に引き続き、委員会を開かせていただきます。

沢田委員の御答弁、あ、質疑に対する御答弁から始めたいと思います。

あ、質疑からでした、ごめんなさい。質疑からでいいですね。質疑をお願いします。

○沢田委員 もう質疑じゃなくて一言だけです。

自治基本条例についてのお話で、午前の最後に企画課長さんが、区民協議会やこどもの権利、条例のリーダー会議の中で周知をしているという話だったんですが、それは念のためですけど、分かっておりまして、今、申し上げたのは、そういう箱の中のような状況ではなくて、もっと広くオープンに周知をできる方法があるんじゃないかという話ですね、今後はです。特に子どもや若者に対して、全員、あなたたちが主役なんですよということを伝えるチャンスがあるだろうという話でした。誤解のないよう申し添えておきます。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、のぐち委員。

○のぐち委員 まず、私は99ページの通園制度、誰でも通園制度についてお伺いをいたします。

昨年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律で、いわゆる要件がなくてもですね、就労時間要件を問わずに時間単位で利用できる通園制度ができて、文京区でも非常に人気があるということでございますけども、実際に運用していく中で、その利用率であったりとか、あとは需給のバランスですね、やっぱりその申込みがすごい多いとか、時間帯によっては意外にあるとか、運用状況についてお聞かせください。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 未就園児定期的な預かり事業の運用状況でございますけれども、各園におきまして、ほぼほぼ定員のほうは埋まっているという状況でございます。しかしながら、年齢によっては、特にゼロ歳児等でございますけれども、1歳児の、1歳児とゼロ歳児のニーズがございまして、2歳児のほうは空いているけどもゼロ歳が待機しているといったような、そういう意味では需要と供給がマッチしていないような場合というのも園によってはあるという状況でございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。実際に、本当に保育所なんかでも、どこの保育園とかでもそうなんですけど、やっぱりゼロ歳が一番足りてない、人も要るし、数も取れないし、でも早く働きに出たいような方なんかは、ゼロ歳児からの預かりということで、2歳が空きになるのも通常の保育園なんか一緒にかなというふうに思うんですが、実際にその対応策としてどのような、ゼロ歳児が足りませんという、今、課長の御答弁ございましたけども、ゼロ歳児が足りない中で、何か区として対策を考えていらっしゃるのか、先進自治体の取組なんか参考になっているのか、お聞かせください。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 本区の特色といたしまして、まず、定期的な預かりというところがございまして、週1回、定期的に預かりという意味で、なかなか他区との利用状況というのを参考にさせていただくということも難しい状況にあるわけですが、極力保育室の空きの状況等を勘案しながら、体制を整えるかどうかというのを実施希望園とお話ししながら、定員確保のほうに努めていきたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当に家庭の育ちの中ですね、ああ、家庭じゃない、家庭で育てる中で、保育の現状で、やっぱりここだけ足りないとか、本当に育休を利用されているんだけど、どうしても抜けられないときがあるということに対して、本当に時間を、御希望の時間で通園できるというのはとってもよい制度だと思いますし、私の周りでも利用されている方がいて、こういう制度、その方は本当に文京区が始めてくれてよかったという話をされていて、26年度からは全国でもされるということだと思うので、本当に先駆けてやったださっていることに関してはとってもよいというふうに思っております。

実際の時間当たり、子どもの上限時間と、それから保育の単価ですよ、単価というか利用料というんですか、これについての今の現状の課題等ありましたらお聞かせください。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 そうですね、本区につきましては、なかなか単発、スポット的に利用というよりは、1週間に1回の定期的な利用というところになりますので、その点はほかのいわゆる国が示している一月10時間以内の自由利用のところとは違ってまいりまして、そのこのほうの時間単価の設定につきましては、国が設定している単価よりも、とはちょっと異なってくるのかなというところがございますので、そこについての適正価格の設定というのは課題であるというふうに認識してございます。

しかしながら、私どもとしましては、令和6年度から開始しております未就園児の定期的な預かり事業、こちらの実績がございますので、こちらの実績を踏まえた上で適切な価格を設定し、必要な財源につきましては、東京都の補助金も活用しながら実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 定期利用でも全然構わないので、使っていただけることにはよいと思いますし、今のお話ですと、値上げも含めた弾力的な値段設定されるのかなと思うので、これは今後のお話を待ちたいというふうに思います。でも、本当に、利用してくださっている方の意見が基本的には好意的であることは、これは申し添えておきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、203ページの児童館のエリアマネジャー制度についてお伺いをいたします。

私、何度かこの館長の所在についてということで、育成室の館長、育成室というか児童館・育成室の館長については、一般質問でもさせていただいて、御答弁いただいて、随分制度も変わってきたんですけども、本当に現場の先生が、例えばいわゆる標準の児童館ですと、児童館の正規職員が2人、育成室の正規職員が2人で保育を通常していく中で、どっち、その中の4人のうちの1人が館長をしているというケースがあって、館長は、時によってはそのほかの館を見なきゃいけないので抜けたりするというのは、やっぱり保育上よろしくないもので、いわゆる正規職員の上に館長を置いてくれという話をさせていただいた中で、エリアマネジャー制度がつくっていただいて、幾つかある、8エリアぐらいですかね、あのエリアの中で館長が、エリアマネジャーがエリアを回り、その館は責任者が児童館と育成室をそれぞれ保育を見るという形になって、よかったなというふうに思っておりますけども、現状の8エリアの設定のところで、人数がこれ以上増えるのかどうかというのと、それから、いわゆるエリアマネジャーの方から上がってくる現場の声というのはどのようなものが、今、届

いていますか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 児童館・育成室のエリアマネジャー制度でございますけれども、昨年度から制度を始めまして、昨年度2地区、今年度から新たに2地区で、合計4地区で運用をしているところでございます。主な業務ですけれども、管轄する地区の児童館・育成室、これを定期的に巡回をいたしまして、若手職員の指導・育成、その地区の中での問題の解決、それぞれの児童館・育成室での働きやすい職場づくりといったようなところに取り組んでいるところでございます。

今後の展開ですけれども、徐々に増やしておりますが、エリアマネジャー制度を全ての地区に広げなくてはいけないというのが課題というところで認識をしておりますが、現場の声からはいろいろ、若手職員からいろいろな声を館長が聞いて、必要によっては我々児童青少年課のほうにお声をいただくといったこともございますので、そういったところでは、児童館・育成室の運営のところで向上に寄与しているものだというふうに捉えているところでございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 そのいろいろなお声がぜひ聞きたいんですけども、具体的にどのような声が、始まって、よくも悪くもあるのかなというのと、今、課長のお話ですと、全域にやるという考えではあるということですか。ある程度、地域を絞って、エリアを絞ってよしとするのか、将来的には全域でエリアマネジャーを立てたいというお考えなのかというのをお聞かせください。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 現場の声としては、そのエリアマネジャーがもともといたポストにですね、先ほど委員がおっしゃったとおり、職員が新たに配置されているわけですけど、そこはおおむね新人の職員が配置されたりしているケースが多いです。そういった中で、その新人の職員とそのエリアマネジャーとのやり取りの中で、育成の中でですね、近くに館長がいてよかったと、エリアマネジャーがいてよかったというようなお声もいただいているところでございます。

全館に、全地区に広げていくというのは課題として、人材の確保というところも課題でございますので、私としましては徐々に広げていって、最終的には全ての地区にエリアマネジャーが配置されるというところを目指していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 大変心強いお言葉をいただき、ありがとうございます。本当に新人の方が配置されるということで、なかなか先輩も通常業務をしつつ指導っていうのはなかなか難しい面もあると思うので、そういったときに、もっと、もう一つ上長のようなエリアマネジャーがいるのは大変よいことかなというふうに思っております。

最後に一点、エリアマネジャーの選定で、どのような人を選んで、例えば、勤続年数なのか、それから御本人の希望なのか。そういった、資質も含めてなんですけれども、どのような人を選定して、これから、今、課長がおっしゃったように、増やすのであれば、やっぱりある程度経験を持った職員が必要ということですよね。ですから、その部分について、どのような人を充てていく予定なのかというのを教えてください。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 エリアマネジャーの配置は、当然、現状では主査級の職員が対応しているところで、課長補佐も含めて主査級の職員が、今、配置されているところでございます。そういった職員の確保を、今後、言い方すくい悪いですけど、潤沢にそういった職員の階層の職員がいるわけでございますので、今後、そういった職層のレベルを担う職員の育成というところが、今後、課題なのかなというところです。そういった中から、エリアマネジャーとして適任であるというふうにこちらが判断した場合について、エリアマネジャーを配置していくということで、御本人の意向もある程度ヒアリング等のところで踏まえながら、最終的には人事ということで決定するというプロセスでございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。確認なんですけど、別に何か昇級、エリアマネジャー試験みたいのがあるわけではないということですよね。総合的に判断されて、職員の昇級ということで配置されるということでもありますから、本当に職員の方たくさんね、特に現場で、特に児童館の職員の方々は女性も多いし、かつ、ちょっと勤務時間が後ろのほうになりがちということで、結構課題もあるというのは前の担当課長さんからもお話いただいていたんですけども、ぜひそこら辺のワーク・ライフ・バランスですか、に気を遣いながらですね、ぜひ子どもたちの保育とともに、職員さんたちの職場環境も配慮いただければなというふうに思っております。

続きまして、先ほど石沢委員のほうからも質問がありましたけども、ありがとうございます。いわゆる隙間バイトというんですか、隙間バイト保育士についてお伺いをいたしたいと

思います。

今年の7月の読売新聞のところで、文京区取組も実はあって、文京区議会でも頻繁な人員の入替えは子どもたちのストレスになり、健やかな成長を妨げるという指摘に対して、区が常態化するのはあまりよろしくないという話を答弁をしたというふうに載っていたんですけども、実際に区はどのように隙間バイトに対して考えているのかということが、1点、伺いをいたしたいと思います。

私も現場にいて、やっぱり朝だけ来る、いわゆる昔の非常勤さん、今でいう会計年度任用職員ですけども、要するに午前中だけ来てくれる保育園の補助の保育補助の方とか、それから、夕方、遅番の時間を埋めてくださる保育補助の方というのは、現場ではとっても重宝されていましたし、それがいわゆる年間を通して雇うのではなくて、スポットで雇うようになったということだと思うんですね。これはやっぱり現場としてはすごく助かるというのは実際そうですし、隙間のバイトの保育士に対しては、8月の産経新聞で、いわゆる民間の経営者の方なんですけれども、保育の質について書いてあるときに、人手不足の中で保育が行われるほうが怖くて、保育の質の確保には量の確保が大前提であると。質を上げるんだったら、まず量を確保しなければならないというふうに経営者の方もおっしゃっているわけで、実際、現場もそうだと思うんですね。やっぱり余裕、1人で全部見ろというのと、ある程度、補助の方がいる中で見るというのは全然、やっぱり質の在り方が全然変わってくるわけですから、量の確保はとても大切だと思うんですが、この利用方法について、例えば無資格で雇っているという民間業者も実際にはあるとは聞くんですけども、文京区はどのようにこの隙間バイトの保育士に対しては、いわゆる認可保育園の民間業者に対して指導されているのかというのを教えてください。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 隙間バイトについての御質問ですけども、委員御指摘のとおり、区立園等でも雇用しております、いわゆる会計年度任用職員、比較的短時間な勤務というところと、隙間バイトを活用した雇用というのは、御質問にもありましたけれども、決定的に違う部分につきましては、非常に単発であること、短期であること、そういったところが大きく違う部分であるというふうに考えてございます。

その上で、基本的にですね、まず大前提の考え方といたしまして、子どもを長時間にわたり保育できる常勤ないし非常勤の場合もございますけれども、区においてもそういう雇用もございますが、保育士であることが原則でありまして、それが望ましいということが大前提

にあるというふうに考えてございます。

また、保育の質の確保につきまして、量の確保も大切だという御指摘頂戴しているところで、そこについても特に認識として異なるところはございませんで、やはり保育の質を確保するという意味では、保育士、人材確保というのは非常に重要な視点であるというふうに私どもとしても考えているところでございます。ゆえに、処遇向上でございましたり、そういった取組も並行して行うことで、そこについて区としても取り組んでいるところでございまして、その質の確保のための量の確保というところで、逆に申し上げますと、量の確保のために隙間バイトアプリを活用するというのは決して望ましいというふうには考えてございませんで、あくまで、そこにつきましては、長時間勤務ができる方というのを前提に、子どもとの愛着関係の構成、構築であったり、そういった面においても、よりふさわしいことが、ふさわしいのではないかとというふうに考えているところでございます。

本件につきまして、先ほどの御答弁と重なる部分もございますけれども、区といたしましては、指導検査の中、指導検査、また巡回訪問の中で、そういった実態について確認しているところでございまして、国から出されている通知、また区の考え方につきまして、そちらもお示ししながらですね、あるべき形というのを御相談しながら是正のほうについてお話をさせていただいているというところでございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 私が働いていた頃は、実際にはこの隙間バイトっていうのは全然なかったわけですから、会計年度任用職員の方がいらっしゃらないときは、もう欠になっていて、単純に人が足りないという状況。いれば充足されるという形ではあったんですけども、今は、例えば短期であっても、その時間が埋まるということであれば、現場の人は非常に働きやすくなって、より子どもに目が向きやすくなって保育の質が上がるのではないかなというふうに思っているわけです。

ただ、今、課長の御答弁の中で、資格を、保育士の資格について、完全に求めるものではないということですかね。要するに、無資格であれば、無資格でもよいという事業者もいたりするわけですけども、そこについての指導はどうなっているのか、もう一点確認をさせていただきたいのと、それから、保護者の方に対してどのように御案内をしているのかというのを、もし実例等ありましたら教えていただきたいと思います。

先ほど申し上げた産経新聞、産経新聞のやつだと、実際に現場で働かれている保育士の、隙間バイトをされているスポット保育士の方の考えとして、テレビのCMなんかだと、居酒屋

屋とか接客業として軽くすぐ働けて、すぐお金もらえますよという気軽なイメージがつき過ぎてて、保育士、スポット保育士に対するイメージも気軽に責任感なくやられているんじゃないかというのが危惧されているかと思うんですけども、実際にどのように運用されているのかというところで、正規の職員と、それを補助する、いわゆるこの単発の方がいらっしゃるというふうに運用されていると思うんですよ、実際に。だから、そのスポットの人が一人で子どもと向き合うことというのは絶対に保育現場の感覚ではあり得ないと思うんですけども、それはやっぱり徹底されていますよね。ですから、多分——されていると思うんですが、そこをどのように保護者にうまく伝えるのかということをお聞かせいただければと思います。

○浅川委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 無資格の件につきましては、いわゆる保育補助でございますとか、例えば、いわゆる事務補助ですとか、園の中で従事する業務にも多種多様なものがございしますので、その中で従事可能なものがあれば、場合によってはあり得るのかもしれませんが、先ほど御答弁申し上げたとおり、保育園の中の業務というのは主軸となるのは当然保育という中で、子どもとの愛着関係の構築でありましたり、そういったところを考えますと、保育園の中で従事できる業務というのは極めて限定的になるものというふうに考えてございますし、一定程度の限度があるのではないかというふうに考えてございます。

保護者への御案内という点につきましては、少しちょっとずれてしまうかもしれませんが、基本的に保育園に従事されている保育士の方というのは、園のほうに掲示がございまして、お名前とお写真が貼ってあって、ふだん、保育、お子さんたちと関わりのある保育士というのを御案内させていただいているという状況でございますので、そういった中で、隙間バイトアプリの職員がやはり、どなたかなというような方が従事しているという状況は、逆に言うとお保護者の方にも御不安がおりかと思えます。そういった面で、もし、基本的にそもそも区として隙間バイトアプリを活用した職員の雇用というのは限界があるというふうな基本前提の下に、やむを得ない事情により雇用されているような場合につきましては、それは私立園のほうで適切に保護者様に向かって、こういった事情、こういった理由で、こういった業務に従事していただいているということを丁寧に御説明いただく必要があるというふうに考えてございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。区は非常に人出不足については重視をされていて、一時的な対策であるということはお認めになって、それはなるべく是正したいというふうには

指導されているということですよね。本当に保育園の勤務されている先生方もそうですし、保護者の方も安心してお子さんを通わせられるような環境づくりというのは、いろんな御要望があるかと思うんですけども、それはぜひ埋めていただきたいというふうに思うのと、あと、再三になりますけども、やっぱり現場の先生たちの負担軽減も含めて、やはり一律に禁止してしまうとね、やっぱり大変なところもありますから、そこはやっぱりうまく利用できるような環境であってほしいと思いますし、会計年度任用職員でしっかりと充足するのが理想ではありますけども、その部分については、これももうぜひ続けていっていただきたいというふうに思います。どうしても限界があるというのは、そのとおりだと思いました。

続きまして、205ページのベビーシッターのところについてお伺いをさせていただきたいと思います。

ベビーシッターの利用料助成制度について、昨年のところでお伺いをしているんですけども、1人児童につき1時間2,500円、で、年間、年度当たりで144時間の助成が受けられるということになっています。実際に私の中でも結構御相談いただくことが多くて、いわゆるベビーシッターさんの働き方とかも含めて、いろいろ細かいお話があったりもするんですけども、やっぱり関心も高いしニーズもあるなというふうに実感はするんですが、実際にベビーシッター利用料助成制度を運用されて、今のいわゆる状況と、それからその価格設定ですよ、2,500円の助成について、区の考え方を教えてください。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 ベビーシッター利用料助成制度につきましては、東京都の制度を活用して実施しているところでございます。令和、令和6年度は4,467件の御申請がございました。これは5年度に比べると、5年度3,881件でしたので、2.15倍に増えているところで、多くの方に御活用いただいているところかなというふうに考えているところでございます。

また、補助額の設定の部分につきましても、お願いする会社とか、シッターさんとか、あと、その内容によっても大分料金って変わるところはございますが、現在、区としては、東京都が設定しています1時間2,500円という上限で行っているところでございます。

ベビーシッター事業につきましては、令和5年から病児・病後児の小学生1から3年生を対象に新たに加えて、6年度は、その部分をさらに小学校6年生まで拡充しております。今年度は、病児の小学生の上限時間をそれまでの16時間から144時間に延ばしているところでございます。また、9月補正予算でも御審議いただきましたが、障害児の小学生を新たに対

象に加えたり、ひとり親家庭や障害児の上限時間を144時間から280時間などに拡充するなど行ってございます。

今後も、都の動向とか、それから皆さんのニーズのほうも把握しながらですね、事業の拡充に努めていきたいと考えてございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。実際に、今、課長がおっしゃったように、1年生から6年生までが利用できるようになったりですとか、それから、多胎児の場合は288時間というふうな形で、本当に、一定配慮がされているものというふうに認識をしております。

また、その助成金についても、今、課長がおっしゃったように、もうすごく手厚い民間の高いところと、いわゆる昔ながらのベビーシッターさんのところで、全て丸々補助を出すってなかなか難しいと思うので、どっかで一定線引きが必要なのかなとは思いますが、東京都のいわゆる2,500円の部分についても、区でもし何らかに乗せできるものがあるのであれば検討いただきたいと思うし、今のところ、他区の動向も踏まえて、この値段であればよいというのであれば、それはそれでいいんですけども、ぜひその利用者の拡大については努めていただきたいというふうに思います。

令和7年度、今年度につきましては、今、おっしゃったように、障害児の部分であるとか、あと、ひとり親家庭の未就学児も、あと障害児の方についても、時間枠の拡大がされるということで、ますます利用がしやすくなるのかなというふうに思っているんで、これについては、本当にいろいろ検討いただきたいと思います。1.5倍に増えたということは、やっぱり文京区もますます人口が増えていって、大規模住戸もまた新たに建設されたりして、人も増えると思うので、もっと増えるかもしれないということも含めて、制度設計をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、207ページのショートステイの拡充について伺いをいたします。

今、実際の利用率について、乳幼児と子どものショートステイ事業をやられているかと思うんですけども、実際に何組、文京リアンのほうでやっているかと思うんですけども、何組ぐらいの方が利用されて、やっぱり、これも同じことなんですけども、どのような需要というかニーズがやっぱり強いかというところ、運用されているところ、あと、今後の拡大なり縮小なりですけども、必要、必要であるなと思われるところについて、いかがでしょうか。

○浅川委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 今、子どもショートステイのと、それから乳幼児ショート

ステイの御質問にお答えいたします。乳幼児ショートステイにつきましては、リアン文京ではなくて二葉乳児院というところで行っております。実績の数字といたしましては、子どもショートステイのほうで、リアン文京ということで、文京総合福祉センターで1日3枠でお受けしております利用実績を申し上げますと、子どもショートステイにつきましては、令和6年度716日、トワイライトステイも合わせてなんです、延べ716日の御利用があります。これを令和5年度の数字594日に比較すると、約1.2倍増えています。年間の1日3枠の利用実績から考えますと、利用率といたしましては65%の率となっております。リアン文京さんで行っておりますショートステイにつきましては、障害をある程度受け入れた形でできる限り障害の方も受け入れるという、そういったところで幅を広げて行っているところでございます。

今後の展望といたしましては、こういった形で数が増えている中で、実際に予約の段階で、利用に、利用が希望に沿えない場合が実はございます。そういった中で、湯島総合センターの整備方針が10年先に新設の計画があるんですけども、その間の共働き世帯が増加していることとか、それから、養育困難の方、いわゆる児童虐待、養育困難家庭の件数の高止まり、そういった状況を踏まえますと、この計画の手前でですね、新設の整備も視野に入れた取組が必要というふうに認識しております。

これまで他区の実情といたしましては、児童養護施設とかが多くありまして、今年度になりまして、新たに単独施設、いわゆるマンションなどを活用した単独施設の開設も行っている区も出てきております。そういった中で、文京区といたしましても調査等を進めながら、現行の受託事業者とよく話し合いを進めながら、また、新設の整備を視野に入れた事業拡充についてもですね、検討を行っていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 大変御丁寧にありがとうございました。今、最後におっしゃったように、マンションを利用しているところがあるということで、本当にその形にこだわらずとかね、区の箱物にこだわらずに、やっぱり需要スポットを見つけてやっていくという姿勢を検討されるということはとてもありがたいことだと思いますし、実際に利用実績増えているわけですから、そこの部分では、やっぱり利用されたい方というのは、多い少ないじゃないんです、多い少ないというよりも、本当に切実に必要とされているかどうかのほうやっぱり大事だと思いますので、そこの部分では、今、おっしゃったような単独施設の開設も含めた、どのようにしたらもっともって需要をキャッチできるかというのを続けていっていただきたいと

いうふうに思いますので、今後ともよろしく願いをいたします。

同じページの里親制度のところで1点お伺いをいたします。

この文京区里親制度説明会ということで、毎月、制度をやられているということで、文京区、大変里親についてもよくやってくださっているというふうに思いますし、私のほうにもですね、里親になりたいんですけどどうしたらよろしいでしょうかというお問合せが年に数件であれなんですけども、来ます。毎月4組ぐらいの方が説明会、定員あるんですけども、大体これどのくらいの方がいわゆる参加されているのかという、参加率が分かればなんですけどと、いわゆる実際に制度を利用して里親になられたというところの件数等ありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

○浅川委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 今、お話のございました社会的養護、特に里親の推進というところに向けましては、委員お話ありましたとおり、里親制度説明会というところ、毎月行っておるというところでございます。今、これは延べの数字でございますけれども、これまで7組、10名の皆様に御参加をいただいておりますというところでございます。その説明会の参加動機のほうも、まずは一旦お話を聞いてみたいという方もいらっしゃる、もう一つ踏み込んで、どうだろうというようなお話なんかもあるというようなところで聞いておりまして、私ども児童相談所と、今、一緒に動いております里親養育包括支援機関、いわゆるフォスタリング機関とともに、この里親周知について努めておるというところでございます。

○浅川委員長 のぐち委員。

○のぐち委員 ありがとうございます。本当に毎月開催されているっていうのは大変すばらしいことで、実際に、いわゆる一歩踏み出すというか、本当興味があるという方から、現実的に受入れを進めたいという方まで多くある中でやってくださっているのはとってもよいというふうに思います。

これ、置いてあるところが2階のところにあるかと思うんですけども、ちょっと同僚の吉村委員が、ちょっと見にくいところにあつたよというふうにあつたので、もしよかったら、もうちょっとこう見やすいところに周知も含めて置いていただけたらなというふうに思うんですが、里親については、このまま本当に、いわゆる希望の方に対して丁寧に寄り添ってくださればいいかなというふうに思っております。ありがとうございます。

続きまして、209ページのひきこもりのところについてお伺いをいたします。

私が初めて代表質問したときに、平成31年に、平成30年度の生活調査に関する、あ、生活

に関する調査というのを内閣府が出しているんですけども、そのときのひきこもりの人数が15歳から39歳で54万人、全国ですね、40歳から64歳で61万人で、115万人ぐらいいるということで、それを基に推計で文京区は恐らく割合的には2,000人ぐらいいるだろうというふうに推計されてたというふうに御答弁いただいたんですが、それから、令和4年度に内閣府が新たに子ども・若者の意識と生活に関する調査を実施をいたしまして、その中でひきこもりの人数が全国ですけれどね、146万人ぐらい、50人に1人ぐらいがそうではないかなというふうな試算が出されております。直近の文京区のひきこもり政策に対する数字の根拠として、大体どのくらい、今、ひきこもりの方が区内にいらっしゃるというふうにお考えでいらっしゃいますか。

○浅川委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 ひきこもりが区内にどれぐらいいらっしゃるか、ひきこもりの方がどれぐらいいらっしゃるかという御質問ですけども、委員おっしゃいましたように、国の内閣府の調査等で出現率等については把握しているところでございます。ただ、この出現率等を単純に文京区の人口比に掛け合わせますと、大体3,000人ちょっとぐらいの方がいらっしゃるんじゃないかということとはつかんでいるところでございます。

○浅川委員長 のぐち委員は御自身の持ち時間を超過いたしました。あとは会派の中で調整をお願いします。

のぐち委員。

○のぐち委員 分かりました。じゃあ、手短に。実際に私が伺ったときから、6年ぐらい前から1,000人ぐらい増えているだろうということで、あくまでもこの実数全然分からないんで、昔、江戸川区が大規模調査したときの数字が3年ぐらい前の数字ですので、なかなか実態は難しいかと思うんですが、ぜひ取組を進めて、この3,000人という数字に対してどのような政策を行っていくのかというのは課内で調整いただきたいと思いますし、あと、令和元年度に開設した文京区内にある、文京区役所にあるひきこもり相談所のところについても有効活用していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

○浅川委員長 それでは、続きまして、田中委員。

○田中（香）委員 199ページの公立・私立保育園のところで伺ってきたいと思います。

まず、この保育園は、今、待機児童もおりませんので、入園をしたいという方はほぼ入園できる状況であると認識しています。一方で、保育の質を向上していくということを私とし

ではお願いをしたいと思っております。そのために、巡回訪問、指導検査、こういったことをしっかりやっていただいて、特にですね、公立施設の環境には差があるということは間違いございません。公立出身の先生には、私立園にもしっかり満遍なく行っていただいて、支援をしていただきたいと思います。また、人手が足りないということは明らかでございまして、速やかにこれも是正をしていくということは非常に重要だと思っております。のぐち委員がおっしゃったように、質は量を持たないと保つことができないというような指摘はあるのかなというふうに思っております。また、処遇の改善についても、かねてから保育園の先生方からもありますので、目配せをしていただきたいと、このこともお願いを申し上げたいというふうに思います。

これは要望で結構なんですけど、次に203ページの子どもたちの、特に小学生の放課後の居場所の確保ということについて、非常に重要だと思っております。児童、無料の児童館、そして年800円のアクティ、そして年1万円——月でしたっけ。

（「月」と言う人あり）

○田中（香）委員 月1万円の育成室、で、月3万円の民間育成室があると。そういった多様なメニューがそろっているということが重要かと思っておりますけれども、一方で、アクティの質ということについては、例えば、今、平日が18時までとか、休日は10時から18時までという中で延長をやってくださって18時半までと、また、夏休みの開催、また、1年生も4月から始めていただけるといったようなところにもやっていただけているアクティがございますので、そういったアクティをまず増やしていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

そして、併せて、朝の居場所の実現に向けてですね、これは実際に例えば用務員さんのシルバーさんとの実務者協議的なことに入っていただきたいなというふうに思っておりますけれども、これをしていただけるのか、いただけないのかということは端的にお答えを後でいただきたいというふうに思っております。保護者が安心して働ける、そういった放課後の居場所をよろしくお願いをしたいと思います。

また、205ページに児童手当がございます。

公明党は、児童手当を野党の時代から、その創設から育てていくところまでやってまいりました。1963年の児童手当の制度の新設を掲げてから、1972年に制度が始まった、その当時は第三子以降につき3,000円というところから、そこから考えますと、非常に今、非常に充実してきたなというふうに、汗をかいてきてよかったなというふうに思っております。しか

し、その22年のときに、年収1,200万円以下の特例給付が廃止をしたということで、これは考え直していただきたいということで、この令和6年度の改正子ども子育て法、支援法が改正されて、児童手当が高校生世代に広がったということはとてもよかったと思いますし、また、併せて、ここにも医療費のことも書いてありますけども、医療費も高校生世代に拡充された。15億円ほど増収に、あ、増額して予算を組んでいただいておりますけども、これも引き続きお願いをしたいというふうに思っております。

そういった意味では、これから高校生、そして大学生の支援ということが非常に重要かと思っております。207ページの29番の子ども・若者支援ということがありますがけれども、こういった大学生に関しては、例えば返さなくていい奨学金、そういった、こういった情報もですね、今後は若者施策担当というような課をしっかりと設置をしていただいて、そしてまた、所管の課長から、課長にはですね、例えば全数調査をやったその結果をもって若者の居場所ということは絶対につくってほしい、そういうふうに思っております。

絡めてですね、207ページのほほえみネットワークも、私たち女性議連しっかり取り組んできたところなんですけど、先ほど宮野委員との質疑の中でいろいろよく分かりました。その中でですね、私はやはりここも居場所が非常に重要だと思っております。豊島区の事例を見ても、とてもいい居場所があって、そこに集っていると、そうやってフラットな形で相談し合っているというようなことがいいなと思っております。また、先ほど鈴木部長がおっしゃっていただいたように、支援される側がいつまでも支援をされるばかりじゃなくて、支援をする側にも回っていきながらという、そういう視点は本当に重要だと思っておりますので、ピアサポートというような観点で、これからこういった事業に重要だと思っておりますので、居場所をつくっていただいて、お互いに若者が若者を支え合ったり、また、そこから成長し合ったりという、その拠点をつくっていただきたい。これについては、一言御答弁をいただきたいというふうに思っております。

ここまでお願いいたします。

○浅川委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 先ほど、困難な問題を抱える女性支援のほほえみネットに関してですけど、確かに委員御指摘のように、近隣の自治体ではですね、若者向けの女性の居場所づくりということでされているということで、私どもも実際に職員が視察に行ったりとかして、今後も区の施策に生かしていきたいと考えております。

また、ピアサポートについても、様々そういった事例をいろいろお聞きしながら、本区と

してどの、どのぐらいまでできるかというのは、引き続き検討していきたいと考えております。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 児童、放課後の居場所というところで、先ほど様々な選択肢というところでお話がありましたが、その中のアクティのところで、これまでも利用時間の延長であるとか、夏休みの時間の延長であるとか、新1年生を4月から入所させる、あ、利用できるというところに取り組んでおります。こういった取組は、引き続きですね、利用拡大というか、時間の拡大に取り組んでまいり予定でございます。そうした中で、アクティの充実、保育というか見守りの充実、そういったところについては併せて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、朝の居場所というところで、実務者協議というお話がありましたが、今現在、文京区で実施しております朝の校庭開放であるとか体力づくりのための校庭開放というところに取り組んでいる学校もあるというところは、当然、把握しております、そういったところにですね、どういった支援をして子どもの居場所を確保するかというところについて、今、検討しているところでございます。親の就労の在り方というところも含めてですね、どういった在り方がいいかというところについて、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 各種手当、それから高校生の医療費助成については、所得制限の撤廃、それから拡充等を行ってきたところでございます。引き続き、子どもの健康の保持・増進と、子育て世帯の経済的負担の軽減に大きく寄与しておるものでございますので、引き続き、安心して医療を受けられる環境づくりには努めていきたいというふうに考えております。

若者施策につきましても、7万人の全数調査で1万4,000人からお声をいただきました。そのお声を基に、今、計画策定を進めておりますが、その計画の策定がゴールではなく、そこからスタートになりますので、その計画の下に、若者のお声を聞いた施策のほうは展開をしていきたいと考えております。

○田中（香）委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

朝の居場所は、もう校門の中に入れていただくという、最初の小さな一歩からで結構ですので、ぜひ実現をしていただきたいというふうに思います。

最後に、207ページの児童相談所のところなんですけれども、本当にこのオープンに向け

まして、様々御準備いただいた所長、佐藤副所長はじめ、多くの関係者の皆様に心より感謝を申し上げたいというふうに思います。先ほど来から、私は児童相談所の中の運営ということとは全く、全くというか、心配をしていなくてですね、非常によくやっただいていてというふうに思っておるんですが、これから大事な社会的養護という裾野を広げていくと。しかも、この文京区の中でというところが非常に大事だなというところで、先ほど10月の里親体験会のお話を伺いました。様々、7組10名の方が来てくださったということも第一歩だし、また、実際にこれから保護していこうというふうに、家庭に迎えていこうというような段階をどれだけつくれるかということも重要なことというふうに思っております。

最後に、フォスタリング機関の役割の中で、今、一番大事にしていってほしいこと、そして、特に先ほどから私がピアサポートという部分言っておりますけども、里親さん同士のピアサポート、支え合っていく、そういったことというのは本当に、お金を支給していったり、いろいろこう、そういう支援も大事なんですけども、この精神的なつながりだとか、こういった里親さん同士を、里親さん同士がいろんな吐露したり、また、何というんですか、助言したり、また助言されたりという、この関係性をつくっていくということすごく大事だと思うんで、どのあたり頑張られようとしているのか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

○浅川委員長 佐藤児童相談所副所長。

○佐藤児童相談所副所長 ただいまお話ございました社会的養護、とりわけ里親施策に係る推進というところにつきましては、今、委員お話ありましたとおり、里親さんそのものの新規の拡大という面と、現に里親になっていただいている御家庭へ、児童相談所がお子さんの保護をお願いするということに当たっての支援をしっかりと行っていくという面の両面での展開が重要であると認識してございます。

一つ目のその里親登録の裾野を広げていく取組というところで申しますと、今月に児童相談所と子ども家庭支援センターとの共催で行いました、さきの毎月やっている取組と、もう一つ、今回の子ども月、文の京こども月間におきまして、里親体験発表会というところでは38名の御参加をいただきまして、とりわけ区内の各所、駅やスーパー、公衆浴場等でポスターを張らせていただいて、それを御覧になって関心を持ってきていただいた学生や若者世代の方が8名ということで、とりわけ多かったというようなところは、本区の将来の里親施策でありましたり、児童相談所を含めた子どもに関する施策展開に向けても、大変有意義な結果になっているものと捉えてございます。

もう一点の御質問ありました、里親家庭の皆様への区の支援というところにありますのは、

さきの9月におきまして、児童相談所のすぐ近くにございます子ども第三の居場所事業所の多世代交流のカフェのスペースにおきまして、区内の里親の皆さんが対面で集まることができまして、交流するサロンを区児相のコーディネートによりまして実施をしたところでございます。こういったところで、文京区のいわゆるまちの中で社会的養護に関する活動を網の目のような形で機動的に展開できるというところに、区の児童相談所を運営する強みがあらわれてくるものと考えてございまして、今後も社会的養護の施策についてのきめ細かな展開、これを、今、お話ありましたフォスタリング機関とともにですね、展開の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 田中委員。

○田中（香）委員 ありがとうございます。38人の体験発表会に参加してくださった中で、学生さんがたくさんいらっしゃったこと、そしてまた、そういった里親さんと里親さんとの対面した、そういったカフェの、会っていろんなお話をする機会をつくっていただいていること、よく分かりました。本当にこれからもそれを着実に進めていってください。応援しております。ありがとうございました。

○浅川委員長 続きまして、宮崎委員。

○宮崎委員 私からは、まず、一番初めに203ページのところの、先ほどもちょっとお話出ていましたけど、7の放課後全児童向け事業についてお伺いいたします。

まず初めに、放課後全児童向け事業、アクティの利用拡充や利用時間の延長など、いろいろと話が出ておりますけども、こちらの事業の令和6年度の登録者数の状況などの成果、あと今後の展開について、こちらお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 放課後、放課後全児童向け児童、事業アクティですが、令和6年度の登録者ということでありますと4,717人、昨年度が4,576人ということで、約150名程度の登録児童数が増えているという状況でございます。これの要因といいますか、小学校の在籍児童数が増えておりますので、取り立ててそれが一番の要因なのかなというふうに捉えているところでございます。

アクティは、先ほど御答弁したとおり、時間の延長であるとか、新たに1年生を早め、早く受け入れるといった取組をしているところでございますが、登録児童数、利用児童数が増えるにつれ、やはり活動場所の確保というところが大きな課題というふうに捉えております。

今後も、学校等に掛け合いながら、活動場所の確保・充実に努めてまいりたいというふう

に考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。

次の質問が、もう一つ、すぐ下のとこのこどもひろばのところなんですけども、こちらのこどもひろばの利用者数がね、令和6年度は延べ4万1,748名で、こちら令和5年度の3万6,907人から4,841人のこちら増加となっているんですけども、こちらの増加要因の背景などももし分かれば教えていただけますか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 こどもひろばにつきましては、土日・祝日を中心に実施している事業でございまして、人数の利用者数の増加というところは、コロナ禍で全くほとんど実施できなかったというところに比べて徐々に増えてきたというところになります、あ、というところが要因なのかなというふうに捉えております。各こどもひろばの中でイベントを実施したり、様々な取組を、今、進めておりますので、そういったところがより児童の参加につながったのではないかとこのように捉えているところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。本当にね、子どもたちの居場所の確保ということについて本気で考えていただいて、そういったいろいろイベントなども開催していただき、結果ね、こうやって利用していただける人数も増えているということで、本当に感謝しております。

先ほどのアクティに関しましても、学級数の増加等により、活動場所が縮小しているということから、安全に過ごせるね、居場所の確保の推進なども引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

続きましての質問が、同じ、あ、209ページになりまして、6のひきこもり等自立支援事業について伺います。

先ほどね、のぐち委員のところでも質問出ていましたけども、こちら令和6年度ひきこもり支援における様々な周知、あと啓発をはじめね、ひきこもり支援に関する調査も実施して、6割を超える区民の方がね、このひきこもり状態にある方へのサポートについて関心を寄せられているということも分かったということが大きいものがあったと思います。このような調査結果を通じて、今後、どのようにひきこもり支援事業を進めていくのか、どうお考えなのか。あと、令和6年度の成果と併せて、こちらお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 坂田生活福祉課長。

○坂田生活福祉課長 昨年度、令和6年度の特徴といたしましては、今、委員お話のありました国の交付金を活用しまして、リーフレットや区報特集号などの作成で、ひきこもりについての広報事業と、あと調査事業を行ったところでございます。調査結果につきましては、やはり900件以上の御回答をいただいたというところで、大変、御回答いただいているところでございます。また、今後のですね——あ、あと今後の、これについては調査結果に基づきまして、まず、調査結果から御本人や御家族から情報を届けることが大切、大切だと、支援ニーズが高いという御回答が得られましたので、今後、情報発信の強化を行っていくことでとか、あと、先ほど委員の御発言もありましたように、非常に区民の方々の関心が高いというところもありましたので、区民の方がですね、アウトリーチサポーターになって行う事業をさらに進めていくということと、もう一点は、今年度から始まりました重点的支援体制整備事業との連携をさらに深めていこうということで、包括的な支援体制、支援体制を強化していくということで、こういったところで取組をしていこうと考えているところでございます。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらのね、事業に関しましても、引き続き地域の方への啓発活動の実施と、ひきこもりの当事者等への向けた支援の情報の発信など継続していただき、ひきこもり支援者等が社会とのつながりを構築できるね、仕組みの推進を引き続きしていっていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○浅川委員長 それでは、続きまして、浅田委員。

○浅田委員 ページで言えば、209ページに関係するんですかね、ちょっと子ども食堂に関係するところでお願いします。

その前にね、先ほど宮野委員のほうから、非常に私は感銘をいただく、相模原やまゆり園の例に出してね、人がこの社会で生きていくということの大切さ、お互いに認め合って人権を尊重するというこの姿勢の関係する質問ありましたけれども、本当に素晴らしい内容だと思いますし、また、区のほうもそれを受け止めてね、施策を展開していただけるということです、私はぜひ頑張っていきたいということです。

その観点から、現実的文京区全体としては、非常に税収が好調な状況があつてね、比較的高収入な方が文京区に転入してきている中で、にもかかわらず、一方において非常に経済的な困難を抱えている家庭の、家庭があつて、そこにいらっしゃる子どもたちが現実にいると。こういう子どもたちへの支援をどうしていくのかということが私は課題だろうというふうに

思っています。

その中で、自分が体験、あるいは経験した中でちょっと質問になりますけれども、その中で、子ども食堂というのがあります。この子ども食堂も、いろいろなところでちょっと質問させていただきましたが、今、大きく位置づけが変わってきているように感じます。それは高齢者の見守りというような形態になっていたり、あるいは、地域の居場所ということでもう位置づけされていたりね、あるいは、中には経済的困難を抱える子どもたちに焦点を当てたような子ども食堂を運営されているようなところも実際はあります。私たち区としては、どれも大切だというふうには思いますけれども、今後の方向性として、今後の方向性として、どういうふうにかこうした地域の自主的に、区民の方が自主的に立ち上げながら支援をしている活動、これをどういうふうに位置づけていくのかという。単純に経済的困難ということだけでもないだろうし、あるいは、その都度ということだけでもないだろうし、どういうふうにか今後位置づけていくのかというのは、ちょっとそこをまず一つお願いいたします。

○浅川委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 子ども食堂に関しましてはですね、社会福祉協議会と連携して支援をさしあげているところですけども、いろんな業、いろんな役割を果たしているのかなという、議員おっしゃるとおりのところだと思っております。孤食、一人で食べている状態というのを防いであげるとか、それから居場所をつくっていくとか、見守っていくとか、様々な役割を果たしている大切なコミュニティの中の一環の一つなのかなと理解しているところでございます。また、子ども食堂に関しては、それぞれの団体のほうが、団体さんのほうがですね、それぞれの考え方に基づいて活動されているところありますので、区としては、まずはそのそれぞれの団体の考え方というのを十二分に発揮できるような支援というのを進めながら、また、状況に応じてですね、様々な区の資源とか施策につないでいけるようなところも考えながら進めていければというふうなところを考えているところでございます。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ぜひ、私は地域の実情というか、実情というのは、それぞれの家庭で抱えている実情について、区のほうとしてね、ぜひ把握をしていただきたいというふうに思うんです。だから、それぞれの家庭というのは、もう抱えている課題、内容はね、もう様々なわけじゃないですか。一概にくくれないというのはあります。あのね、子ども食堂やっていても、そのお母さんが明らかに障害をお持ちなんだな、お子さんのほうが親の手を引いてみえる家庭あったりね、あったり、それから、お母さんは私はいいですと、子どもの分だけでお願いし

まずと言って、私はちょっと仕事をしてきますから、30分したら迎えに行きますからという
ような家庭があったりと、様々な困難を抱えている家庭があります。あります。ですから、
そのことをぜひ区のほうとしてもね、ぜひ把握はしていただきたいというふうに思います。
そのための努力、足を運ぶなりも含めて、あと、社協との連携等々含めて、ぜひお願いをし
たいというふうに思います。

で、次に、そういういろんな困難なり抱えている家庭にも含めての話になるんですが、
203ページの学童保育事業、それから、放課後子ども教室の関係について、関連して質問さ
せていただきます。

まず、放課後子ども教室の関係なんですが、これは言われているとおりの朝の居場所、小
一の壁の問題で、ぜひ居場所をね、それぞれの学校につくっていただきたいということなん
ですが、物理的な問題だけで議論していくと、なかなか難しいと思うんですよ。そこに置か
れている子どもたちの不安であるとか、あるいは、それを見ている保護者の不安であるとか
ね、そういう何ていうのかな、ぜひね、心配を抱えている区民の方に寄り添うという観点が
あれば、私はもうちょっと議論なり準備というのはできてもいいんじゃないかなという気が
しているんですよ。でも、ちょっとその辺もお願いをしたいということ。

それから、御努力いただいて、アクティで補食、おやつですね、これが二つの学校で行わ
れていて、今後全校に、何ですかね、ちょっとその辺もお伺いしたいんですけど、つまり
ね、ちょっとお伺いしたいのは、出席・退席の管理ですよ。子どもたちをきちんと安全に、
何時に来て何時で帰っていくということも含めた管理、それに伴って、おやつの提供だつて
要る子、要らない子って、もう様々な課題が出てくると思うんですよ。だから、そ
れぞれの子どもが抱えている課題に対してきちっと対応できるというのは本当難しいことだ
と思うんですけど、ぜひお願いをしたいということで、ちょっと今後のことになるんです
が、補食、おやつについてと、このちょっと2点お願いいたします。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 朝の居場所というところにつきましては、議員のおっしゃるとおり、
場所の確保というところだけではなくて、親の立場、子どもの立場で寄り添ってというお話
でしたので、それは当然そういうところも含めてですね、どういった在り方がいいかという
ところについて検討していかなければいけないというところはそう思っておるところでござ
います。どういったこと、どういったスキームで、どういった形で実施できるかというこ
ろにつきましては、先ほども答弁したとおり、引き続き検討しているところでございます。

また、アクティのおやつにつきましては、今年、今年度の5月から試行という形で2施設で実施しているところでございます。利用者の、あまりトレンドとして大きくはないんですが、約10名から20名程度の児童が利用しているといった状況でございます。おやつは、実際、今、17時に提供しますので、そこまでいらっしゃらない児童も当然いらっしゃいまして、そういうところで必ずおやつを必要とする児童だけではないといったようなところが分かってきたところでございます。いずれにしましても、アクティの利用者のところにつきましては、様々なニーズがあると思いますので、そういったニーズに合わせ、適宜、必要なサービスをして、放課後の子どもの居場所の充実というところについては取り組んでいきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 いや、17時というの、今、今日、実はすいません、初めて聞いて、12時、小学校の給食は大体12時20分から45分にかけてありますね。それから5時まで水しか駄目ということになっちゃいますよね。ちょっと御検討……。

（「15時……」と言う人あり）

○浅田委員 17時でしょう、ね。だから、12時、大体12時半から5時まで水だけってなっちゃうでしょう。ちょっとそれは御検討をいただきたい。その子にとって、普通にね、ちょっとそれはどうなのというのはやっぱりちょっとありますよね。ちょっと御検討は、今後のことですけど、いただきたい。子どもにとってはきついと思いますよ。私は3時ぐらいかなという、勝手に思ったんですけど、お願いをいたします。ちょっと時間がないのでね。あとは総務区民で、はい。

あと、学童保育事業です。これが、冒頭のちょっと様々な課題を抱えた子どもたちとも関連してくるんですけれども、これは民間と区立両方ね、お答えを私はいただきたいんですけれども、様々な課題を抱えた子どもたちを、が育成室に来る、来ます。で、その育成室の指導員と、それから学校側とで共通の認識、あるいは意見交換なり情報交換なり、そういう場があるのかということなんですよね。様々な課題抱えている子どもが、学校での生活どうだったの、あるいは育成室の生活どうだったのって、じゃあ、それぞれの側の人、先生と、学校側と育成室側との共通の話、情報交換というんですかね、どうこの子に対して対応していくのかというようなことが行われているのか。私は以前はあったというふうに伺っているんですけど、最近どうなのか。でね、これはその子に対する対応。

で、もう一つは、学校側と、校内だったら連絡は行くと思うんですけど、いろんな行事

があったときの対応。例えば、例えば一例で言うと防災訓練ね、10月1日にありますけども、そういうときの受入れの対応について、きちっと学校側と育成室のほうで連絡・対応がとれているのか、やっているのかというようなこと。つまり、そこにいるのは子どもがいるわけですね。その子が迷ったり戸惑ったりするというのは非常に難しいというふうに思うんですね。だから、その辺についてきちっと協議をしたり対応したりする場。

でね、もうちょっと時間の関係で言いますと、DVなりね、子どもが精神的な外圧を受けたりしているようなときの対応というのは、やっぱり片っぱだけの対応じゃ難しいと思うんですね。ぜひ、ちょっとその辺について、それぞれから御検討いただきたい、御回答をお願いいたします。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 育成室に通われている児童、様々な課題を持った児童についての対応というところでございますが、当然、育成、学校が終わり、育成室に通われるということになりますので、そうした中で何か連携しなければ、情報として伝えなければいけないというところ、そういったところは必要に応じて情報を受け取ったり共有したりして、その児童のために対応すべく、対応しているところでございます。訓練、行事・訓練、様々なそういったところの中でも同じような対応をとっているというふうに聞いております。確かに様々な児童がおりますので、一様にこういった対応をすべきだということもなかなか決められない部分もあるかと思いますので、そういったところは、その都度、情報を共有しながらですね、適切な対応をしているというところでございます。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 ここでは、場所が違うって言われるかもしれませんが、学校側からしたらあまりその必要性というのは感じてないんじゃないかな。子どもたちを共通の、例えばね、防災訓練やると一つとしたって、この間、聞いたところでは、ある学校では、大体保護者が迎えに来て、来るようになっていきますよね。ところが、育成に通っている子は育成室の指導員が迎えに行くというふうになっているらしいんだけど、そのことの連絡を受けてなくて行かなかった。で、学校側からどうなってんのという話になったりしているという話も伺いましたよね。だから、ちょっと子どもをめぐってね、子どもをめぐって、育成室、学校の共通の認識というのは、私はどこかちょっと欠落してるんじゃないのかなという認識を持っているんですが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 引き続きですね、そういった子どもさんが不安になるようなことがないように、引き続き、その育成室、学校と様々な連携、情報共有をして、そういったことがないようにというところは重ねて、今後、取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 よろしいですか。

では、名取委員。

○名取委員 私も203ページの放課後全児童で、さっき田中委員、浅田委員からもありましたけれども、いわゆる今の子どもたちの朝活ですね。最近、新聞の報道にもよく出るようになってきて、親の都合で朝早く家を出て校門の前で待っていたり、学校によっては中に入って廊下で待っていたりということをしているということが大分問題になってます。先ほどね、答弁そんなに変わらないのかなとも思うんですけども、具体的に、今、区内で朝活を始めた小学校というのはある、朝活というかな、朝の見守りでもいいんですけども、把握している学校があれば教えていただきたいんですけど。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 本区では、朝の朝活というか、朝の朝遊びというか、朝の校庭を開放して、始業、開門前、いや、始業前の時間に学校を開放して子どもたちが遊んでいるというところで実施している学校というのは、数校あるというところは把握しております。そういったところに、今、朝の子どもの居場所というところで、そういった事業にですね、この現状の朝の校庭開放、朝遊び等の実施している小学校のところで、そういった事業ができないかというところについて、今、検討しているところでございます。引き続き、学校の実施状況などを把握しながら、こういったスキームで実施できるかというところは考えてまいりたいというふうに、今、思っているところでございます。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 まさに、今、お話あったとおりで、私の地元の林町小学校では、アクティじゃなくて、学校運営連絡協議会ですとか、あのメンバーが、今、本当に試行的にね、本当にボランティアで、朝の1時間ぐらいかな、子どもたちの面倒を見ながら、まだ校庭遊びなんですけどもね、させているというのが始まったところです。これ具体的に前に進めていこうとすると、人員の配置ですとか、いろいろ決めなくちゃいけないルールがたくさん出てくるんじゃないかなと思うんですよね。学校の先生は、当然、朝忙しいし、そういう時間はとれないだろうし、じゃあ、地域の力をどれだけ借りられるのか。もしくは、じゃあ、それに費用が

発生するのか、しないのか。本当にただ遊ばせるだけでいいのか。例えば運動の時間にするのかとかね、いろんなことを考えていかなくちゃいけないと思うんですよ。そうした中で、ある程度スピード感持って対応していかないと、これからは冬の寒い時期になりますし、夏は暑い時期に、子どもたちがただぼうっと待っているという状況はあんまりいい状況じゃないなと思うので、そのあたりについては、ぜひスピード感を持って検討を進めてほしいなと思いますので、それはひとつ要望としてお願いしたいんですが、いい返事ですよね。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 朝の居場所というところにつきましては、議員が先ほどおっしゃったとおり、学校の管理上の問題だとか、人的に対応どうするのかといった問題ですね、何か不測の事態が起きたらどうなるのかというところ、そういった様々な課題があるというところで、今、認識しているところでございます。そういったところを解決、課題を解決すべく、どういったスキームで実施した、実施するべきかというところについて、スピード感を持って、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ぜひお願いします。朝から晩まで子どもたちが学校にいるというのがいい状況かどうかというのは別の議論としてあるとは思いますが、少なくとも子どもたちの安全・安心という意味ではね、学校というのは守られている空間なのかなと思いますので、それはぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、207ページになり、なるんですけども、子ども・若者支援というところで何かお聞かせください。

この間の子ども・子育て特別委員会のほうで報告があった計画です。その中でも議論があったんですけども、改めてここで確認なんですけどもね、文京区、これまで子どもや高齢者や障害のある方などに支援を、いわゆる支援が必要としている方には非常に寄り添いながら計画を立ててね、一步一步、丁寧に施策を進めてきたというところはもう承知しているんですけども、一方で、社会がこれだけ変化が速くなって、働き方や暮らし方が多様化する中で、若い、区とふだん接点のない若い人たち、若者たちが抱えている悩みとか不安というのがね、今まで区がやってきたこの福祉とか教育といった枠を超えて考えていかなくちゃいけない時代が、になっているんだろうなと思うんですよ。だからこの若者計画というものを考えていこうという視点を持って、どんな世の中にしていけばいいのかなというんで、区のほうでもね、アンケートをとったと思うんですけども、取りあえず、この計画通じてね、若者が

地域とのつながりとか、安心して暮らしていける文京区というようなものに対してどういうふうに考えていくのかとか、区全体の活力とかね、この若者計画をつくっていく中でね、区は何をしていきたいのかというのを、まず1点、先にお聞かせください。

○浅川委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 委員御認識のとおり、この計画は若者に焦点を当てて、全ての若者の生活を向上させる、より充実させるためのものでございます。全数調査では、将来に希望がないという回答も一定数いただいたところでございますけれども、この計画によって、本区に住む若者全ての皆様が、この文京区で安心して生活して、住んでいてよかったとか、あとは将来に希望が持てる、こんなふうに実感していただける内容としていきたいというふうに考えています。こういったことによって、文京区がもっと活力のある、活気のあるまちにしていくことができればというふうに考えております。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。確かに、ここでね、想定している若者の世代というのは、物すごく広い世代の人たちにアンケートをとって、その中で1万4,000人でしたっけ、回答をいただいて、いわゆる設問も大変多い設問に真剣に1万4,000人の人が答えてくれたというのは非常にすごいなと思いますし、逆に言うと、その1万4,000人が、多分、持っている問題意識とかそういうのはすごい広い範囲で、本当にいろんなところに行っているんじゃないかなと思うんですね。その中で、今、ちょっと例に出した、その孤独を感じるだとか、相談できる相手がいないとかね、という話ですとか、そういった一方で、地域と関わりたいとか、いろんな声があると思うんですよ。そういった声を、素直な声をね、単なる調査として結果としてまとめるんじゃなくて、これをどうやって生かしていくか、区の施策の中に。それと、いろんな考え方がある中で、ふだん我々考えているのはね、やっぱりある一定の働き盛りの人たちで、結婚してすぐとか、独身で働いている人は、朝早く文京区出てって、夜遅く文京区に帰ってきて、寝るだけというような格好で、行政との関わりというのもほとんどないですし、言葉悪いかもしれないんですけど、ただ、そのね、住民税だけ取られて、自分たちには何も返ってきてないなんて思っている人も中にはいると思いますよ。そういった人たちが、この文京区とどうやって関わっていくとかね、関わらせてって、そういう若者たちのいろんな意見を次の世代につなげていくかとかというのをぜひ考えてほしいなと思いますし、そこら辺は区として今後どういうふうに考えていくかというのをちょっと教えてください。

○浅川委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 このたびの調査で、これだけ多くの若者の皆様がお声をいただいたところです。貴重な時間を割いて協力をいただいた結果でありますけれども、この結果につきましては、もう既に庁内ですとか区民会議等で広く共有をして、計画への反映を行っているところでございます。

今後の展開でございますけれども、この貴重な結果を基に、区民説明会、パブリックコメント、それからまだ子ども・子育て会議もあります、議会もあります、そういったところの意見も踏まえて、若者の皆様にとって有益な計画となるように検討を進めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ありがとうございます。特別委員会の中でもね、若い子、人たちの声を聞く機会とか、その居場所とかね、世代間交流とか、例えば婚活だとかね、いろんな話が出てきてたんですけども、新しいことをやるときって、いろんな障害があったり、弊害があったりすると思うんですけども、ぜひそういう若い世代に新しい取組というのをね、ぜひ区としてもチャレンジしていってもらったらいいいのかなと思うんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

○浅川委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 今回、1万4,000人の若者の皆さんの声をいただきましたけれども、なかなかその声を全て政策、施策に反映することはなかなかちょっと難しいのかなと思っておりますが、その思いですとか、若者の皆様の願いというのはしっかり区のほうで受け止めて、これが単なる検討とか調査結果ということで終わらずにですね、若者の皆様の声が可能な限り実際の施策に結びつけられるよう、本区の若者の皆様にとって真に必要で、かつ有効な若者施策については検討していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 名取委員。

○名取委員 ぜひ、これは区の職員さんたちもそうですけども、その1万4,000人の声というのを真摯に受け止めて、今後、どうやっていくかね、区としても真剣に考えていただいて、その若者の声をどうやって反映させていくかというのをぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

○浅川委員長 それでは、続きまして、宮本委員。

○宮本委員 203ページの学童保育事業のところでございます。

育成室の関わりですが、総務費のところ、私、会計年度任用職員の待遇改善について、処遇改善について質問させていただいて、会計年度ではないけども、各部署で雇っておられる職員さんの処遇改善なども必要ではないかといった質問をさせていただいて、特にこの人手不足のときでございますので、そういった対応が必要ではないかということでお伺いいたしました。

育成室なんですけども、大変に、ある意味、子どもたちを、もう直接関わっていただいている職員さんに感謝申し上げるところなんですけども、要配慮の担当職員を含む職員の方々、ちょっと不足しているのではないかなというようにお話をちょっと確認、聞いたんですけども、そういった意味においては、育成室の職員さんをどう確保していくのか、また、定着をしていただくようにするのか、特に要配慮の職員さんをどのように対応していくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 育成室においての要配慮児童の保育に係る会計年度任用職員の配置ですが、委員がおっしゃるとおり、ちょっと欠員が出ている状況でございます。条件的にどうするかというところもなかなか難しいんですけども、様々なツールなどを通じてですね、いろいろ広報活動をしながら募集をしているところですが、なかなか欠員状態が続いているというところが現状でございます。

今後につきましては、少しでも多く人員が配置できるように、今の現状の会計年度職員の種別ですと、週4日働かなくてはいけないところを、例えば週3日とか2日とか、そういった、なるべく少ない新たなニーズがあるのではないかなというところで、様々な働き方の多様化というところで、そういった募集をしているというところでございます。そういったところを含めまして、今後、採用活動を充実させて、欠員がなるべく少なくなるように、今後、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。課題として捉えていただいて、どのようにしたらいいか検討していただいているということでございますが、ぜひ職員課の皆様もお知恵を出していただきながらですね、この育成室の子どもたちの健やかな成長のために、人材確保、頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○浅川委員長 それでは、板倉副委員長。

○板倉副委員長 それでは、まず、209ページの生活保護についてお聞きをしたいと思います。

生活保護については、どのようなときにどうすれば利用できるのかということで、制度の理解が不十分というところもあるかと思います。そのために、誤解だとかバッシングの発生がしたり、経済的に苦しくても制度が利用できることさえ知らないという人が少なくありません。せんだってでもテレビで、ある大学の先生が言っていられっしゃいましたけれども、本来なら生活保護に該当すると思われる方の3割しか利用していない、このようなことも言われている中で、私たちは、この間、生活保護は権利です、生活保護の申請は国民の権利です、こういうポスターをぜひ区としてもつくってくれということで、つくって、さらに貼り出してくれということ、この間、要求してきたわけですがけれども、ぜひとも文京区でもやっていただきたい。それはなぜかという、全国的に、もうこういうポスター、ちょっとここ小さいですけど、こういうポスターつくって貼っているところがたくさんあります。23区の中でも10区で、もう既に作成されて貼り出しているということですから、文京区でも踏み出していただきたいということをお願いをしたい。

そして、貼り出す場所については、もちろん区内の施設もそうなんですけれども、先ほど里親さんの話のときに、担当の課長さんおっしゃっていたのは、駅だとかスーパーだとか銭湯だとか、そういう場所を言っていられっしゃいましたから、ぜひとも、まあ、駅、里親さんのような形でやっぱり貼り出していただくということをぜひやっていただきたい。このことはお願いをしておきたいということと、もう一点は、やっぱり新宿区だとか練馬区だとか足立区では、困ったときには役所に相談をと、SNSで積極的に発信をしているということなので、区としても、広報だけではなくて、必要な情報が届かないことと、困窮している人は特に正確な情報を得にくいという状況がありますから、ぜひともこのSNSが役割を果たしていただくようにやっていただきたい。このことは要望という形で、御答弁は要りませんので。

あとは、203ページ、育成室です。

今年、育成室は58育成室、臨時も含めてですかね、58育成室あって、今年4月時点では、待機児童が74人ということです。2年前は待機児童が97人で、前の年の23人から74人もここ増えたわけで、その年の9月、おとしですね、待機児童解消加速化プランというのがつくられたわけですがけれども、それでも昨年は、昨年4月は93人、今年は74人ということで、特に久堅育成室の12人をはじめとして、窪町、茗荷谷、駕籠町エリアでの待機児童が多いわけですがけれども、この加速化プランがつくられたときに、やはりニーズ量を把握をして、目

標を持って取り組むことが重要だというふうに要求してきましたけれども、来年度に向けてはどのような取組をされているのか伺います。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 待機児童数につきましては、今、委員がおっしゃったとおりです。

来年度の取組に向けましては、新たな新規の整備、新規に開設する育成室がございますし、あと、今、既にあります都型、民設民営の都型学童クラブ、こちらを認証化するといった取組も検討しているところでございます。こういった様々な取組によってですね、待機児童加速化プランに基づきまして、待機児童数ゼロに向けて取り組んでいるところでございます。

○浅川委員長 板倉副委員長。

○板倉副委員長 新たな加速化プランがつくられたときには、やはり待機児童をどうやってゼロにしていくかということに向けての取組だというふうに思うんですけども、今おっしゃったような、そういう取組で、待機児童解消という、その人数ですよ。どのぐらい人数が予測されて、これだけの数を今つくりますよという、その数字的なものも出していただきたいと思うんですね。

今年は茗荷谷育成室が多くなったということで、同じ中央大学の建物の中の大塚地活の一部を使って、茗荷谷育成室の分室というのが開設されたんですけども、この子どもたちについては、空き室状況の一覧の欄外のところに、令和7年度限りで臨時開設育成室ですよということで、来年度は新たな場所に開設するということが言われているんですけども、今おっしゃっていたその新たなというのは、もう既にこの茗荷谷育成室の分室の子どもたちも吸収できるような、近くにそういう施設を確保したということなんですか。それ以外は、さっきおっしゃっていたような都型学童ということで進めるということなんですか。都型以外に区としてきちっと確保する、そうした育成室というのは幾つ用意、計画しているんですか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 今、委員がおっしゃった茗荷谷育成室の分室というところは、今年の6月に年度の途中に開設したところでございまして、そういった、そこには約定員20名程度の、今、児童が在籍しているところでございますが、そちらに在籍している児童は、当然、今年度限り、今、大塚地域活動センターの多目的室を利用して保育を実施しておりますので、今年度限りというところで、あらかじめそういった条件といいますか、内容をあらかじめ周知した上で募集をして、今、入所しているところでございます。そのところで、併せまして、

その児童は来年度、新たにできる、先ほど説明した新規整備の案件の中に含まれるんですけども、窪町地区にできる新たな育成室に一応進級するというようなことを前提に、今の臨時育成室に申込みをいただいているところでございますので、少なくとも来年度の育成室の居場所というか、その枠は確保されているというところでございます。そこも含めまして、新たな新規の整備数としてはですね、1、2、3、4、4か所を想定しているところでございます。

○浅川委員長 板倉副委員長。

○板倉副委員長 都型以外に4か所ということによろしいですか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 失礼いたしました。公設民営の新たな育成室というところで整備をする予定でございます。

○浅川委員長 板倉副委員長。

○板倉副委員長 分かりました。それで待機児童がなくなる、ゼロになっていくような、そういう方策にぜひ進めていっていただきたいということと、併せて、この待機児童解消加速化プラン、これに基づいて、やはりこの計画が待機児ゼロに向けた方針だと思いますので、これに沿ってぜひ進めていっていただきたいというふうに思います。

あと、保育料についてなんですけれども、今——あ、はい。

○浅川委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、児童青少年課長がちゃんと御説明しているとおり、私どもも、この育成室待機児童解消加速化プランということを重く受け止める、重く受け止めておりまして、できる得る限り、本当に迅速に対応しております。この令和4年4月の在籍者数が1,939人から、令和7年4月の2,212人と273人増加しているというところで、本当に私ども、手前みそですけれども、かなり増加数も増えているというふうにしております。ただ、これについては、民間のお力も借りるということで、区内に適地を探していくというのがまず非常に難しい、その隘路の中を担当課としても十分に努力して進めているというところでございます。

また、これについては、整備を進めてきていて、地域偏在があるということなので、区内全域で増やしていくというよりは、ピンポイントで不足しているところについて重点的に適地を探して整備をしていくということが重大なことだというふうに考えておりますので、全体というよりは、そういったことをしっかりと踏まえて、私どもとしてはこの事業を推進していきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 板倉副委員長。

○板倉副委員長 何年前でしたでしょうか、保育園が足りないということで、待機児童がたしかあのとき1,471人いたときに、区としては、待機児童ゼロを目指して、あのときかなりを決意を持って保育園増やしていったという経過がありますから、あのとき並みに、ぜひとも待機児童、育成室の待機児童をゼロに持って行っていただきたいということを要望しておきます。

それと、保育料なんですけれども、今、人数お聞きしましたが、2,212人かしら、今現在が。その子どもたちが、減免を受けているお子さんたちも多分いらっしゃると思うんですよね。ゼロだったり、あるいは2割減額だったりということで、合わせると何人いらっしゃるのかということと、減額を受けている子どもたちについても、おやつ代は実費ということにいただいているということですよ。そうなったときに、やっぱり——まず、減免、何人受けていらっしゃいますか。

○浅川委員長 日比谷児童青少年課長。

○日比谷児童青少年課長 令和6年4月の実績になりますけども、保育料の減額の制度は免除と減額ということがございまして、免除の方が48名、減額の方が832名といった実績でございます。

また、おやつにつきましては、父母会のほうで会計管理をしておりますので、特に減額制度はございません。

○浅川委員長 板倉副委員長。

○板倉副委員長 減免や減額のお子さんたちがいる中で、私たち、この間、育成室の保育料についても、保育園や幼稚園が無償化になってきていて、育成室も無料化にすべきというふうに要求してきました。保育室、ぜひとも子どもたちの放課後の育ちの平等が保障されるような体制を一刻も早くつくってもらいたいということで、育成室の保育料の無償化を要求しておきたいと思います。ぜひともお願いをします。

それと——あ、これはちょっと今回いいです。

もう一つ、今、名取委員からも出ましたし、公明党さんからも出ているので、子どもたちの学校の始業前に学校をぜひとも開放してもらいたいということでは、今年の予算委員会のときも、私どもも言いましたし、ほかの会派からも何人かそういう要求がああ当時も出ていました。見守りの方にはシルバー人材の方々などにもお願いする方法も考えたかどうかという、そういう提案もさせていただきました。たしかあのときに、かなり前向きな答弁をいた

だいてたかなと思ったんですが、何か今の議論を聞いていると、なかなかそうでもないみたいで、これは本当に早くやっぱり区が決断してやらなきゃいけないことですから、来年度予算のところではぜひ実現をしていただきたいということを要求をしておきます。

以上です。

○浅川委員長 それでは、以上で5款民生費の4項児童福祉費から6項国民年金費までの質疑を終了させていただきます。

理事者の御移動がございます。

続きまして、6款衛生費の質疑に入ります。主要施策の成果の212ページから231ページまでの部分です。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。理事者の着席なさってから始めさせていただきますので、もうしばらくお待ちください。

それでは、山本委員。

○山本委員 217ページ、恐らく環境衛生監視のところになると思うんですが、いわゆる民泊のところでございます。

各会派の総括も聞かせていただきました。本当に、今、各所で、区内の、この民泊の問題というか、近隣住民の皆様にとっては非常に不安だと。非常に環境がどうなるか、今までの生活環境がどうなるかということで、大変不安だということが、非常に、今、大きな声となっております。今、文京区でも、やっぱり320件ぐらい、既にもう民泊として事業があるということで、私も以前、別の委員会で聞かせていただきましたが、地域的にも偏在化というか、特に千駄木・根津・湯島地区が多いんだということも聞かせていただきました。様々、いろんな規制をかけれる方策があると思うんですけど、文京区独自の様々な対策ももはややられているという中においても、やはり事業者からしてみると、きっと営業になるんだろうということで、文京区内にも多くの事業者が入ってこられたということになっております。繁華街であるですとかは一定、理解もしないわけでもないんですが、最近は住宅地においても民泊ができるということで、非常に今、喫緊の話題かなというふうに思わせていただいております。

いろんな規制の仕方もあると思うんですが、例えばですね、今、大阪の西成区では、新しい民泊はもう受け付けないと、認可しないと、認めないということになっている状況もありますし、文京区もですね、総括の答弁で部長さんも検討していくということもおっしゃって

おりましたけども、私の認識がちょっとまた違うのであればちょっと言っていたきたいんですが、例えば一つの方策として、いわゆる風営法には当たらないんですが、民泊は、風営法には当たらないんですけれども、例えば学校や病院や図書館などのところから何メートル以内は、風営法に関する事業者であれば、営業であればできませんよということになっておりますが、そういった一つの視点としてね、そういったところも検討の一つにならないかなというのが私の意見でございます。

あと、やっぱり、一番のやっぱり多くは、最初にも申し上げましたけども、不安はやっぱり地域住民の方が非常に環境の問題が不安だということなんですよね。特に民泊になると不特定多数、もうちょっと言えば外国人の方が多く来られるということで、マナーの問題だとか、あとは近所付き合いの問題ですとか、あとは騒音の問題ですとか、ごみの問題、いろいろあるんですけれども、答弁の中で、文京区は10分以内で駆けつけられるところであればいいんだと、事業者が管理する管理人がですね、ということになって、それを例えばもう常駐で必ずいなきやいけないよというようなことに、事業者に対してはするということも一つの手だてではないかなというふうに思うんですが、もし何かお答えがあればいただきたいんですが。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、学校からの距離についての規制のところからお答えさせていただきますと思います。基本的に民泊については、以前も御説明申し上げたとおり、届出事業になっていますので、なかなかその風営法と同じように学校の距離で規制をかけるというのは、正直言ってなかなか難しいかなと思ってございます。基本的には届出ですので、皆さんが届出さえして要件さえ整ってあればどなたでもできるというのが法律の立てつけになってございますので、そういう形でちょっとやるのは難しいかと考えておりますが、やはり、かつて文京区が先進的に区の70%ほど週末規制をさせていただきましたので、その辺も踏まえてですね、今後どんな規制があるか、規制というかですね、適切な運営方法があるかというところについては、今後、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

また、先ほど10分で駆けつけるといったところにつきましては、これは旅館の話になります。民泊については、基本的には全ての施設でフロントとか常駐という規定がございません。なおかつ、一般の方、要するに事業者だけではなくて、一般の方も同じ土俵で、今、制度上運営されてございますので、事業者だけ施設に常駐しなきゃいけないとかというののもなかなかちょっと難しいところがございますので、そこにつきましては、地域の方の不満につきま

しては、個別に我々も聞いておりますので、その都度その都度、事業者のほうに我々から働きかけをさせていただいて、御対応をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。ぜひ検討していただきたい。あとはやっぱり監視ですね。ぜひ行政のほうで監視をなるべく強めていただいて、状況をよく確認をして、的確な指導・指示をしていただいて、また規制につなげていくということをお願いをしたいと思います。

次に、お隣の千代田区さんでは、何かまだ正式には決定しているのか、決定していないかわかりませんが、民泊事業者にかかわらず、例えば転売の禁止ということでね、結構、今、話題になっておりまして、法律的にも、どこまで規制がかけられるのかなという一部意見の専門家の意見もありますけども、実際にある地域では、中国系の事業者が、一旦、一棟ごと買って、しばらくしたら看板がおりまして、それはまた違う看板がつきまして、そしたらまた違う中国系の事業者が買ったということで転売をされたような話も聞いているんですけども、そういったことも含めると、やっぱり余計に地域住民の方が不安要素がどんどん高まるということで、その辺が非常に大きな波紋をこれから、まだ営業そこは始まっていませんけども、波紋を余計に呼ぶんじゃないかなということで心配をしておるんですが、その規制をかけろということじゃないんですが、その辺の捉え方って何か情報とかあるでしょうか。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、民泊に関して申し上げますと、基本的に民泊をやるための施設ということは基本的に認められておりません。基本的には、新築マンションを買った場合については、分譲か賃貸、それが前提になってございます。それをした上で、空き部屋があればという形になってございますので、もし、明らかに民泊をやるために全部を買いましたということが分かれば、こちらからそこは指導させていただいて、そういったことは認められていませんよというお話はさせていただきたいと考えているところでございます。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。ちょっと複雑なお話になってきちゃうかもしれないので、あまり掘り下げませんが、ぜひ監視ですよね、そういった動きも出てくる中で、しっかりと情報をキャッチして、適切な指導をしていただきたいというふうに思っておりますので、引き続きこの民泊の問題については、各部署連携をして取り組んでいただき、私も一緒になって監

視をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、その下の……。

（「関連」と言う人あり）

○浅川委員長　じゃ、沢田委員。

○沢田委員　民泊に関してなんですけど、先ほど地域偏在があるという山本委員の話ありましたよね。まさにその地域の住民から、私、相談を受けたんです。物件としては、お隣がやっぱり管理者がいない、常駐しない民泊の物件で、騒音に困って管理者に電話をしたけど、その連絡先が結局つながらなかったと、何度電話をしても。仕方なく警察に通報したらしいんですけどね。後日、区にも連絡して指導してもらったんですが、それでも同様な問題がずっと続いているんだというお話なんです。よく聞くと、その営業日数が180日を超えているみたいだと。で、区に調査を依頼して、区が事実確認してもらったら、再発防止の指導してもらったらしいんですけど、初めはどうも何かその事業者のほうは何か言い逃れするような対応もあったというような話で、いわゆる悪質な事業者である可能性があるなというような話だったんですけど、もしですよ、こういう事業者が再発予防のために指導をしたとしても、またその改善命令というんですかね、従わない場合ってどうされるんでしょうか。

○浅川委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　今回、180日を過ぎているということにつきましては、法令上180日ということで決まっておりますので、区のほうで指導した中で、またそれを再発した場合については、新宿と同様に、行政的な処分をさせていただくという形になるかと思います。

○浅川委員長　沢田委員。

○沢田委員　そのおっしゃっていた新宿ですよ、先月、ちょうど業務改善命令に従わない悪質な事業者12事業者に22施設、一斉に業務停止命令を出したという話で、多分、文京区もそうされるんだろうなと。他区でも何か似たようなお話をよく聞くんですよ、このところ。近隣区でいうと、豊島区は、先月、区内全域で民泊営業を認める期間を夏休みと冬休みだけに限定する方針を発表したということで、まだ決まってないですけど、それだけでもやっぱり事業者の今後の動きには影響を与える可能性があると思うんです。何が言いたいかというと、そういった隣接区が規制を強化し始めると、規制が緩い区に今度は民泊が集中するんじゃないかという懸念があって、文京区もこれ合わせてやはり同様の規制強化検討すべきなんじゃないかなということなんです。

一応、ちなみに私、先ほどの駆けつけ要件なんかも含めて、隣接区のいわゆる上乗せ条例、

調べてみたんですけど、管理者不在で駆けつけ型の事業者に、やはり条例で何か一定の規制を設けている区が多いですね。私が調べた感じだと、中では文京区はちょっと緩めに見えちゃうんですよ。ので、今のような懸念があるということで、冒頭で申し上げた管理者不在型の民泊の事例も同じような状況ですので、今後、悪質な事業者への抑止力というんですかね、の点で、ぜひ検討いただきたいと。これは要望で結構です。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 先ほど申し上げましたとおり、文京区、先駆的に一定程度規制をかけさせていただいてございます。今、話題になっている区につきましては、今まで全然規制がなかったというところで、その反動ということもあって、かなり厳しめの規制をかけてございますけど、本区といたしましては、先ほど申し上げたとおり、状況が変わってれば状況に対応した形で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、山本委員。

○山本委員 あともう一点が、ネズミなんですけども、一定の成果というか取組をしていただきまして、一定の成果は出ているということを聞いておりまして、正確な数字じゃないですけども、600万ぐらいの費用をかけて、生態調査ですとか、あとは駆除ですとか、そういったものを業者に委託をしてやってもらって、一定の成果は出たと。困られてた繁華街の町会、商店会の皆さんも、少なくなったと、よかったというふうにお聞きしております。

これ、お隣、また千代田区になっちゃうんですけど、千代田区ではですね、大分ネズミの苦情や、何ていうか相談が、400件、402件来ているみたいなんですけども、まあ、比較にはなりませんが、文京区はそんなに繁華街が多くないので。文京区からそういった区民の声とか地域の声で、ネズミに対する苦情や相談というのは増えているんでしょうか、減っているんでしょうか。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 ネズミを駆除、ネズミの駆除をやってきた時期から比べれば増えていますが、基本的にはネズミの駆除する前とはそんなに変わってないといった形になります。

（「変わってない」と言う人あり）

○中島生活衛生課長 相談件数は変わってない。

○浅川委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。いろんなね、他区、近隣区ではいろんな対策もやっているようでございまして、例えば業者と協力してのネズミが嫌うような臭いのついたごみ袋をつくるとかやっておりますが、私も、考えた中でね、いろんな、どんな対策、ネズミって結構いろんな道路の穴だとか、排水口ですとか、もうどこからでも、何か2センチ、1.5センチぐらいもう隙間があればどんどんどんもう入れちゃうようなことで、何もね、対策を皆さんがしてないということじゃないんですけども、もう本当に仕方なくというか、いろいろやっているんだけど、それだってネズミやカラスも含めてね、いろんな問題があるということでお聞きしております。

で、先ほど言った一定の成果は出たんですけど、いたちごっこになっちゃうんじゃないかと。砂漠に水をまくようなもんだみたいな声もありますけども、まずは対策はずっと続けていただきたいと、どんなことがあってもということが1点なんですけども、私が思ったことというのは、これもなんか千代田区さんも条例改正へって書いてあったんですけど、蓋つきのごみ箱にしてごみ出しを徹底させると、なかなか大きなハードルはあるのは分かっているんですけども、あとは御商売に限ってだけじゃないんですけども、お店の営業が終わってから朝の2時までにごみ出しをするようにとか徹底をすると、その時間帯はカラスもあまり飛んでこないし、餌をつつきに来ないということらしくて、そんな取組を神田のある町会さんはやっているみたいで、大分激減したと。ネズミもいなくなったということなんですけども、そういった様々なことを考えていただきながら、ネズミやカラスの被害を防ぐと同時に、同時に、やっぱりまちの美化ですよ。まちの美化につながっていくんだろーと思います。

昔はテレビでやっていましたけど、銀座の商店街なんか、昔はそれこそカラスがつついて大変な時代があったらしくて、そこもやっぱり蓋つきの箱のあれに変えたりして、ごみ箱に変えたりして、いろんな努力を重ねて、今のきれいな町並みがあるということで、ぜひ文京区の繁華街もですね、そういったまちの美化につなげる意味に含めて、そういった何か方策を考えてもらいたいんですけども、何か来年度の予算で入っているのか分かりませんが、ネズミ対策について、何か新たな進展があれば教えてください。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 来年度予算のことについては申し上げられませんが、御指摘いただいたとおり、ネズミが出てくるところは、やっぱりごみなんです。えさとなるものがあると、昨年、一昨年からやっていた半年かけて約500万かけてやりましたが、それが結局、5か月ぐらいでネズミが戻ってきてしまうという実態がもうはっきり分かっていますので、

区といたしましては、清掃部局と連携をして対応していこうというふうに考えてございます。その中で、例えばバケツの御提案もいただきましたけれども、そこについては、清掃部局と十分相談をしながら、どういったやり方がいいのかということを検討しながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 3時になりますので、休憩を、休憩に入らせていただきます。3時半からの再開になります。よろしくお願いします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時29分 再開

○浅川委員長 それでは、決算審査特別委員会を再開させていただきます。

初めに、開催した理事会の協議結果について御報告申し上げます。

理事会では、委員会の今後の進行について協議し、質疑時間について、当初、委員長からお示した1人当たりの持ち時間に1分を再配分することが確認されましたので、御報告を申し上げます。

それでは、先ほどの山本委員が質疑が終了しておりますので、吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。私もですね、217ページの4の環境衛生監視とネズミ・衛生害虫駆除対策について質問させていただきたいと思います。

先ほどより議題になっていた住宅宿泊事業、いわゆる民泊ですけれども、文京区にて住宅宿泊事業を行おうとする場合には、区への届出が必要でありまして、届出を行った住宅宿泊事業者は、エリアによって制限はあるものの、年間180日を超えない範囲で住宅を活用して宿泊サービスを提供する事業を営むことができますようになります。もっとも、区では条例を定めて、住居専用地域、住居地域、そして準工業地域、文教地域においては、住宅宿泊事業の実施を日曜日の正午から金曜日の正午までは住宅宿泊事業を行うことができない旨、制限はしております。先ほど、文京区の規制が緩く見えてしまうという意見もありましたけれども、むしろですね、文京区は規制を厳しくしているという自治体であると言えまして、近隣自治体に比して緩いということは決してないと思います。

住宅宿泊事業についてなんですけれども、近隣住民の方から心配の声が上がることも、先ほどからもそういった意見もありまして、私どもも聞いているところですので、上がるところもございますけれども、届出制のため、区としてはですね、届出内容に形式上の不備がなければ受理が義務づけられてしまうというものでございます。民泊は外国人客が利用する際に、ごみの捨て方等が分からず、ごみがたまってしまふとのトラブルにも発展しかねません

し、また、騒音トラブルに発展することもございます。区にできることというのはですね、先ほど言ったように限られてはいるんですけれども、衛生面からも最適な住居環境を維持できるように、問題が生じる場合には、行政指導をしっかりと行っていただいて、御対応いただきたいと思っております。区としては、ごみの捨て方や騒音等の近隣住民等からの相談があったような場合、行政指導として、どのような取組を行っているのかという点がまず1点。

そして、先ほどもネズミの話もあったんですけれども、私も夜間、まちを歩いていると、ネズミが道を横断していて、遭遇してしまうことが多々あります。湯島エリアでネズミの駆除を行っていただきまして、令和6年度では54匹の駆除が行っていただいているんですけれども、先ほどからあったように、一時的には一定程度の効果はあったものの、ネズミは近隣区からも移動してきますし、ごみ等がたまってしまっている場所にも発生、発生というか誕生なんですかね、分からないんですが、集まってきてば一つと発生してしまいます。ネズミはまさしくねずみ算式に種も増えていく、数も増えていくことが懸念されておりますけれども、先ほどより質疑で出てきたように、先ほどごみの捨て方とかも、先ほど山本委員の質疑で他区とかで蓋がついているごみ箱ですか、とかの活用とかも、今、例がありましたけれども、そういったいろいろな提案をしていって、しっかりと取り組んでいければと思っておりますけれども、区のお考えをそちらについても改めて教えてください。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、民泊の行政指導についてですが、やはり区民の方から個別に保健所のほうに御連絡をいただきますので、我々としては、事業者への速やかな連絡と、事業者に対して適切な対応を求めているところでございます。特にごみについてはですね、やっぱり地域の環境を悪化させますので、こちらについては速やかに運営事業者に対して回収するように、あるいは施設の中で管理をするようにということで指導しているところでございます。

また、ネズミについての取組につきましては、やっぱり地域様々いろんな状況がございますので、そこについては環境部局とよく調整をしながら対応を考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 木幡資源環境部長。

○木幡資源環境部長 ごみの出し方について、私のほうから答弁いたします。ごみの部分については、やっぱり出し方が大きなポイントになってくるというふうに思っております。蓋つきの容器の部分も、ちょっとした隙があるだけで、やっぱりネズミ入ってきたりしますので、

この辺のところは私どもも十二分に注意喚起、収集の時等を含めて対応してまいりたいと思っております。またですね、周知のチラシのほうも、ごみの収集時間ですとか、この辺をしっかりと守ってくださいですとか、生ごみの場合ですね、水切りの部分ですとか悪臭、その辺のところの対応もしてくださいということで、私ども、これから衛生部と呼吸合わせしながらですね、今後、そのチラシの部分に関しても工夫を凝らしながら、一軒一軒回りながらですね、周知の徹底を図っていく予定にしておるところでございます。

以上です。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 すいません、御答弁ありがとうございます。民泊の行政指導についてはですね、事業者への速やかな連絡と施設内の管理徹底をされていかれるということで、民泊のトラブルについては、事業者が一概に悪いのか、それとも利用者、まあ、外国の方が多いのかもしれないんですけども、そういった利用者のマナーが悪いのかというのは一概にちょっとケース・バイ・ケースで分からないところはあるんですけども、そういった施設で、やっぱりそこで民泊をしているということは、オーナーさん、そのやっている経営事業者の方が責任を負わなければいけないというところがございますので、しっかりとその方に連絡をしていただいて、そうですね、それで利用者に分かるような掲示とかも積極的に貼っていただいたりとかしていただきたいですし、先ほどちょっと沢田委員が言っていたように、年間180日を超えている民泊があるというような、問合せじゃなくて通告、通報ですか、そういったものとかがあったら、調査を区も積極的に行っていただいて、本当にその制限を超えている場合はですね、違法な実態がありますので、厳しく指導ができるかなと思いますので、そういったところは、いま一度しっかりとやっていただきたいと思いますし、先ほど小幡部長にもちょっと御答弁いただきましたけれども、ごみの出し方についてなんですけれども、蓋つきの容器も少しの隙間で入ってくるということで、先ほど山本委員も言っていたように、1センチ2センチぐらいですかね、ぐらいの隙間でも何かネズミが入るという、私もそんなに狭いところに入ってしまふのかとちょっと聞きながら思っていたんですけども、なので、周知のチラシというものをですね、生ごみとか水切りの対応などの周知のチラシというものを、しかも衛生部局と、それと衛生課が連携してつくられるということは非常に有益だと思いますか有効なものができるのかなと思っております。そちらを広くいろんな方に配付とか掲示とかしていただいて、やっぱりこういった地道な努力というんですかね、ごみを食べるものがなければ、そこにはネズミが、区内のどこかにはいるかもしれないですけど、そこに集

まっていけないということもございますので、ぜひそういったごみの出し方とか、日常的に行っていて、しかも特に若い世代の方とか、外国人に限らずですね、若い世代の方とか、民泊の方とかも、利用する方とかもですけど、あまりその何曜日に捨てるとか、この日はこういうごみで、何時に収集が来るとかあまり分からずに早めに捨ててしまったりとか、そういったものがネズミの餌とかになってしまうところもございますので、しっかりと連携をしていただくと、今、おっしゃっていただいたので、その取組に期待をしております。ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

（「関連」と言う人あり）

○浅川委員長 沢田委員。

○沢田委員 1点だけ。先ほど吉村委員、文京区の条例は決して緩くないという話だったんですけども、もちろんそうなんです、全体としてそれは分かっているんですけど、念のため申し上げます。先ほど申し上げたとおり、管理者不在型、駆けつけ型の事業者に対するその上乗せ条例がどうかというだけの話で、例えばですけど、台東区では管理者が常駐していない家主不在型の場合は、土曜日の正午から月曜日の正午と祝日・年末年始しか稼働できないですね。千代田区は家主不在型の場合、管理者駆けつけ型の要件、つまり管理者が常駐場所から届出住宅まで半径700メートル以内かつ10分以内の駆けつけ要件満たさなければできない。豊島区では家主不在型の施設の場合は対面による本人確認と鍵の手渡しが必要なわけです。文京区はこれよりも厳しいということを言っているわけではないですね、ということだけ確認です。なければ答弁は結構です。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 それぞれの中で、家主不在型、あるいは常駐型というのがありますけれども、なかなかそれがあったからといって、必ずしもそれが民泊の数に直結しているということじゃございませんので、文京区としては、文京区の中で適切な今まで規制をしてきたと。今後については、状況が変われば、先ほど申し上げたとおり、その状況に応じて新たな規制なりは適切な運営を考えていくといったところでございます。

○浅川委員長 いいですよ。沢田委員。

○沢田委員 そうなんです。だから、取り方があって、民泊の数じゃなくて、最初に申し上げたとおり、管理者に電話しても何度電話してもつながらない、これどうするんだという問題を防ぐために、その予防策として提案をさしあげたので、ぜひ検討いただきたいというだけでした。

以上です。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 先ほどの民泊の件ですけれども、私も何も全ての自治体の中で一番文京区が厳しいと言っているわけではございませんので、ぜひ適切にですね、対応いただければと思っておりますし、先ほど言ったように、違法な場合には厳しい態度をさらにとっていただければと思っております。

先ほど、チラシの作成についてなんですけれども、今、多言語化の案内というものもぜひつくっていただきたいなというところがございます。今ですね、中国語ですとか韓国語、そして英語などの多言語化でチラシをつくったりすること、文京区の庁内でもあると思うんですけれども、その多言語化の範囲も広げていただいて、ちょっと言語ってすごい多いので、どこまでつくるかというのはあるんですけれども、今の三つ以外にも、もっと多いところは、たくさんの方がいらっしゃるスペイン語とかもですかね、いろいろありますので、ぜひそういったところを御検討いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 今、チラシにつきましては、日本語、英語、あとは中国語、ここについては対応しているところでございます。ほかの言語につきましては、ちょっと研究させてください。それでまた、その先、考えていきたいと思います。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、ぜひ、どの言語が最適というか、その全部をつくっているわけにはいかないというのはすごい重々承知していますので、その言語はさらに研究していただいて、ちょっと多い言語を使っているところでしたら、ぜひ多言語化のチラシというものをそちらでもつくっていただきたいということもございますし、チラシ以外にも、チラシもその民泊の建物内に掲示をしていただいて、分かりやすくしていただきたい。英語は分かる方多いですし、中国語も本当に多いんですけれども、分からない方に限って、分からないからといって捨ててしまったりとか、日本の国のそういった習慣とかも理解をしないまま生活する方とかもいらっしゃると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○浅川委員長 では、続きましては、宮崎委員。

○宮崎委員 私から、まず一つ目に、219ページの真ん中辺りですね、(4)番になっていて、熱中症対策事業についてちょっと一個お伺いいたします。

こちらにつきましては、区内にありますぶんきょう涼み処のね、ちょっとことで聞きたいんですけども、ぶんきょう涼み処、こちらの区有施設や区内開設調剤薬局などに開催されて、開設されており、こちらの令和6年度でこのぶんきょう涼み処の利用状況はどうだったかお聞かせください。また、今後、ぶんきょう涼み処の周知啓発などはどのようにしていくのか、こちらもお考えがあればお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 涼み処の利用状況でございますが、令和6年度におきましては、委員御指摘のとおり、区有施設においては39施設、薬局涼み処、こちら薬剤師会と連携しまして18施設、あと民間施設1か所で涼み処のほうを開設してございます。利用状況、こちら本来の施設の利用目的で来られているのか、涼み処として利用されているかの把握がなかなか難しいところでございますが、例えば、薬剤師会の薬局涼み処の利用状況について確認いたしましたところ、区のほうで作成しております啓発用のうちわ、こちらが非常に熱中症予防を記したうちわになるんですけども、こちらがすごく好評だったというような声をいただいてございます。また、区有施設におきましては、地域活動センターのほうにちょっと利用状況を確認したところ、例えば、図書の取次ぎ窓口があるところであれば、本を取りに来られた方、借りに来られた方がそのまま涼みながら本を読まれていたという形であったり、また、夏休み期間中であれば、親子で一緒に勉強して涼んでいる方、そして、あと都のバスの待ち時間に涼み処を利用しているという方もいたと聞いているところでございます。

啓発、周知につきましては、施設においてポスターを掲示していただいた、令和6年度はいただいておりますが、今年度からは、設置可能な施設におきましては、のぼりを設置いただきまして、のぼりの設置に対しては区民の方から分かりやすくなったという声もいただいているところでございます。涼み処については、区のホームページや涼み処マップ等も作成してございますので、引き続き周知啓発に努めてまいります。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 大武課長、細かい御説明、本当ありがとうございました。こちら本委員会でもね、こちら熱中症に関する話、今までもね、何回かいろんな方から出ていましたけども、何よりね、ここ数年の本当夏の暑さに関しましては、もう本当、災害級と言っても過言ではないレベルに達してきております。今ね、そうした本当に災害級の暑さになっている近年だからこそ、本当にね、この涼み処の役割、重要性が本当に増してきていると思います。こちら夏に区内を歩いていてもね、このようにぶんきょう涼み処のようなポイントがあれば本当に休憩

できて、この夏も助けられた方って本当多かったのではないかと、こちら思いますね。

ただね、こちら、今、大武課長からも説明ありましたけども、あそこの施設にのぼりとか立ててね、大変目立つようになって分かりやすくなっていたこともね、すごいよかったと思うんですけども、利用したことない人とか、その涼み処のシステムとかを知らない方などね、このぶんきょう涼み処を知らない人などからすると、初めて入るには少し躊躇されたりする部分もね、あるのではないかなと思います。私の近くの、家の近くの施設とかでも、のぼりとか立ってね、ぶんきょう涼み処あるんだなというのが分かるところあるんですけども、それが結構、そののぼりが立っているところの前にも施設に入る門とかがあって、その門をちょっと越えたところにのぼりとか立っているんで、まず初めてね、その辺を通る人とかは、その門を通るのにね、まずハードルとか高いのではないかなとも感じる場所もありますので、初めての方でも入りやすい雰囲気づくりなどね、今後もさらに工夫していただければと思います。本当ありがとうございました。

次に、219ページの、あ、同じところですね、下から2番目辺りの(4)番、鬱病・自殺対策について伺います。

こちら鬱病・自殺対策に関しましては、こちら令和6年度、ゲートキーパー養成講座、あとね、啓発グッズやリーフレット配付、あとね、ICTを活用した相談事業など、様々な取組を実施してきたとのことですが、中でもね、自殺対策講演会は、若者の自殺対策をテーマに沿って、SNS世代の生きやすさのヒントを題目として実施したとのことですが、若者世代への啓発には、今後、どのように取り組んでいかれるか、こちらもしお考えがあればお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 市川保健対策担当課長。

○市川保健対策担当課長 若者世代の啓発についてですが、令和6年の全国の児童・生徒の自殺者数が529名と過去最多になっております。文京区では、令和6年度の確定値がまだ現時点で出ていないため、令和5年度の数値になりますが、29名の方が自死でお亡くなりになっております。世代別に見ていきますと、10代はゼロ名ですが、20代は7名と全世代の中で一番多くなっており、若者世代の自殺対策啓発は区として取り組んでいくべき課題であると考えております。

児童・生徒に対しての自殺対策については、教育委員会のほうで昨年度、中学生向けにいのちと心の授業、教職員向けに講演会を実施したと聞いております。また、今年度、ゲートキーパー研修を教育センターで実施しまして、十数名のスクールソーシャルワーカーが参加

しております。児童・生徒の自殺対策については、教育部門と連携して対応をしていくことが重要なものと認識しております。

また、今年度は若者向けの周知啓発を強化する目的で、区内の2大学と共同で自殺対策啓発のトイレットペーパーの企画・作成を進めております。今年度は区内7大学に配付し、周知啓発を進めてまいります。この取組を足がかりにして、大学同士の、そして大学と行政の顔の見える関係を構築し、若者世代の啓発活動を進めていきたいというふうに考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 御丁寧にありがとうございました。本当、ここ数年ね、若い世代の方の自死が増加傾向にあることから、この令和6年度に実施されたこの講演会等を含めてね、引き続きね、若い世代への、今、御説明あった取組なども通じて、啓発に取り組んでいただければと思います。

もう一つ、ここで質問なんですけども、孤独やね、こちら悩みを抱える人をね、早期に発見できる体制構築の中で、地域ネットワークの強化に関しまして、こちら今後どのように取り組んでいかれるのかだけお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 市川保健対策担当課長。

○市川保健対策担当課長 区では、自殺対策推進会議の所属する団体等との緊密な連携を行い、協力体制の強化を図っております。推進会議には、住民代表の委員として大学生にも入っていただいておりますので、若者の意見も取り入れながら進めていきたいというふうに考えております。

また、実務者を対象とした文京区自殺未遂者等のハイリスク者支援の在り方を考えるための意見交換会の中では、区と医療機関などの関係機関との双方向のネットワークの構築を進め、支援体制の検討を行ってまいります。

そして、令和5年度に実施した区民調査では、日常生活における悩みやストレスについて、相談したいが誰にも相談できないでいる、また、どこに相談していいか分からないと回答した人が一定いることから、悩みを抱える人が身近で相談する、できる人材の育成が課題であるというふうに捉えております。悩みを抱える人が相談先につながるよう、民生委員・児童委員、教育関係者、区職員など、身近な地域で支援者となり得る区民を対象にゲートキーパー講座を実施してまいります。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。本当にこの鬱病・自殺対策事業につきましては、本当様々な形での取組を今度実施していただきね、周知啓発、相談など、力を入れていただいております、本当にこちらでも感謝しております。また、各関係機関や地域ネットワークの連携強化などによりね、あとね、ゲートキーパー、人材育成のさらなる推進をしていっていただきたいとも思います。こちらね、自殺のリスクとなり得る様々な生きづらさを抱える人に対して、支援の手がしっかりと届くよう実施していただきたいとお願いして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

○浅川委員長 続きまして、宮本委員。

○宮本委員 200——すいません、217ページ、環境衛生監視、民泊についてと、225ページの15、母子保健支援事業のところで質問いたします。

民泊については、先ほどから山本委員、吉村委員への答弁、また、総括質問でも質問いたしまして、答弁いただきまして、状況を確認できまして、しっかり違法な事業者さんには行政指導をしていただいている。また、文京区の条例は割と強いほうと、厳しい条例になっているということでございました。様々な状況も変化はしてきていると思うんですけども、文京区のいわゆる規制が厳しくなっているところは住居地域だったりするんですが、商業地域には民泊180日営業、年180日営業できるということでございます。しかしながら、この商業地域は、実態としては住居、住宅街にもなっているといったところもありまして、そうした地域の住民からは、少し不安のお声が大きくなるのかなというふうに理解していただきまして、私も様々、御要望、質問、御相談いただいて、これまでどのようにしたらいいか研究をしてきました。

善良な民泊の事業者さん、法令遵守していただける事業者さんはもう、それはもう本当に大丈夫だと思うんですけども、ある意味、地域住民の方の不安が大きくなるような事業者さんなど、その民泊のタイプによってもですね、いろいろ検討が必要なのかなと思っていただきまして、今後、規制が強化必要なら、そういった対応も必要かと思いますので、研究をしていただきたいんですけども、私が理解しているのはですね、やはりオーナーが外国人の方であったり、コミュニケーションがなかなかとれないとかいった場合、そしてまた家主不在型ですね、それが共同住宅のタイプの場合ですね。例えばアパート一個全部、一棟全部民泊ですと。で、誰が泊まっているのか分からない、地域の方はですね、そうした場合、非常に不安になるなというふうに思いまして、私、豊島区隣接しているところに住んでいるんですけども、やはり豊島区に行きますと、こうした一棟全て民泊になっているところがよくたくさんある

んですね。やはりそういったところにはごみが散らかっていたりして、非常に不衛生な状況を見ております。そうした意味で、ある意味ですね、この不安の大きい家主不在型共同住宅を対象にしていくと。また、豊島区は春・夏・冬休みの営業のみというふうにしていたが、そしてまた学校とか、小・中学校とか児童福祉施設が近いエリアはちょっと考えなきゃいけないのかなと思っております。

先ほど山本委員の質問の答弁で、規制対象の区域を学校とかの100メートル以内、そういった規制の仕方はできないというような答弁だったか、その辺ちょっと先に確認させてください。

○浅川委員長 中島政策、生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず一つは、旅館と違ってですね、許可制ではないということがございますので、逆に言うと、学校から100メートルにそういった財産を持っている方が例えばやりたいって手を挙げたときに、いや、あなたできませんよというのは今のところなかなか難しいかなと思っています。なので、逆に言うと、一定、日にちの制限だとか、あるいは日々の管理の中で保健所が指導させていただいて、今のところは徹底してやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ちょっと私、自分で研究している中で、この観光庁の全国の条例内容をまとめた資料がありまして、これ見るとですね、結構な多い自治体で、学校から100メートル以内を対象にしたりしているというのがありまして、これが私の理解と違うのかなとも思いますが、対応区域に入るんじゃないかなと思うので、そこはどうですか。理解の違いがありますかね。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 一つはですね、住宅の密集度が多分相当違うんだと思います。文京区の場合はかなり住宅が密集しておりますので、建物が密集しているので、様々ないろんな方がいらっしゃるというところもございますので、一律に例えば100メートル駄目ですというのはなかなか難しいかな、今の段階では難しいかなと考えているところでございます。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。文京区の実態を見たときはということですね。やろうと思えばできるということだと思うんで、なので、私はですね、この家主不在型の共同住宅を対象にして、児童福祉施設、小・中学校の出入口から例えば200メートル以内、営業できる期間を

春・夏・冬休みに限定する、また、新規の事業、更新事業のみを対象とする、こうした形であればですね、既存の事業者さんを不利益にすることもないでしょうし、ある程度、地域住民の皆様の安心にもつながるものかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。これは私の提案です。それで、まあ、それについてどう思うか、じゃあ、ちょっと一言いただいて、あともう一個ですね——ああ、先にいただけますか。ありがとうございます。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 すいません、私のちょっと理解が足りなくて申し訳ございませんでした。日数を制限することは可能だと思います。ただ、そこにつくってはいけないという基準を、そういう制限をするのは今のところは難しいかなというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。それで、この検討はですね、ぜひお願いしたいと思っているんですけども、地域住民の皆様の安心につながる方法として、例えば文京区における住宅宿泊ガイドラインといったものがありまして、この中には努力義務というような形で、事業者さんに様々な取組を推奨しているというか、お願いしていると思いますが、このガイドラインを見直して、地域住民の皆様の不安を和らげるような内容を取り込んではどうかと。善良な事業者さんなら、割とこういったガイドラインに真面目に向き合おうとしていただけるのではないかなということなんですけども、例えば、そのガイドラインの中に、事前説明会を開催することとかですね、町会に加入をすることとか、また、トラブル発生時は区民の要請に応じて話合いの場を持つことといった、こうした内容を盛り込んでいければいいのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、大きな前提として、事前説明会につきましては、前も一度どこかで御答弁した記憶があるんですが、なかなか事業者の方ばかりが事業をやられているというわけでも、実際は事業者多いんですけど、やっぱり一般の区民の方がやっていらっしゃるというところもございますので、ちょっとやっぱり一律で説明会を義務づけることはなかなか難しいんですけども、我々としては、例えば、実際は事業者が多くて、その地域の中でいろいろ御要望いただいております。新しいところができると、区のほうにもいろんな御心配をいただいておりますので、そういった心配を事業者のほうに伝えて、地域からも説明会の要望が出ていると、保健所としても、ぜひ今後、地域でちゃんと民泊を運営していく中で

は、やっていただいた方が地域とうまくできるということを説明しまして、依頼はしているところでございます。

ガイドブックに書き込むことにつきましては、そもそもこのガイドブックが令和4年度に作成したんですけれども、その後、令和4年度末から現在まで大幅に民泊の数が増えていきますので、状況は変わっていますので、そういったところを踏まえまして、これの改定については検討していきたいというふう考えているところでございます。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。地域住民の皆様の安心につながるような取組をぜひ進めていただきたいと思います。

続きまして、225ページの母子保健支援事業のところでございます。

ネウボラ面接が2,153人、乳児家庭全戸訪問事業は1,721人、ネウボラ相談も5,183人の実績ということで、精力的に取り組んでいただいているということの評価したいと思います。

で、訪問事業については、保健師さん、助産師さんが対応して、担当していただいているというふうに理解しておりますが、その取組に感謝をしたいと思います。この訪問の手当についてなんですけども、助産師さんに1件当たり7,000円ということでございました。昨年度までは6,800円でしたが、200円アップしていただいて7,000円になったということと理解しています。物価高騰も続いていることや、人材の確保の意味からも、来年度も引き続き適正な手当にできるよう検討していただきたいと思います。お伺いしたいと思います。

それから、もう一つですね、この助産師さんによる母親学級の講師料が、20年変わってなくて1万3,600円ということでございました。日本助産師会さんの助産師業務料金参考表によると、1時間2万円というのが参考料金になっているということです。こちらも同様の趣旨から改善を検討していただきたいと思います。お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 助産師への委託料につきましては、委員のおっしゃるとおり、本年度より助産師への委託料を見直しまして、全戸訪問が6,800円から200円アップの7,000円に、沐浴相談と訪問型母乳相談は、以前は5,300円だったものを7,000円と横引きで統一させていただいているところでございます。7,000円の根拠といたしましては、近隣区の委託料の平均から算出させていただいて決定しているところでございまして、昨今の人件費増による委託料の単価見直しについては、今後も財政当局と協議してまいります。

それから、あと、母親学級や双子の会ですね、そういったところに講演をいただいております。

まず助産師への講師謝礼額につきましては、財政課が示す報償費見積基準に基づいて支払っているところでございます。

○浅川委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。引き続き、見直しするべきかどうか検討を続けていただきたいと思います。また、講師料については、財政課のほうの何かあるんですね、そういったものが。そこもあるかと思うので、よく相談していただいて、検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○浅川委員長 続きまして、宮野委員。

○宮野委員 217ページ、動物の愛護及び被害防止のところでお伺いします。

文京区では、飼い主のいない猫の不妊化助成制度を長年実施してきて、ボランティアの方々の尽力によって、区内の野良猫はほとんど見かけなくなりました。平成28年度には年間500匹分の助成予算でも足りない状況でしたけれども、令和6年度は41匹までに減少し、これは大きな成果だと思います。実績の減少に伴い、予算も近年縮小しておりますけれども、活動が途絶えた場合は猫の繁殖力から数年で元に戻るおそれもあります。区として、こうしたリスクを認識していただいて、現場の声を丁寧に聞きながら支援を継続していただきたいと思います。

また、近年は、高齢者の入院や死亡によって行き場を失うペットが増え、相談が増加していると聞いております。こうした飼い主を失った動物への対応について、庁内での連携体制や対応フローがどうなっているのか。また、高齢化の進行を見据えて、一層の意識啓発が必要と考えますけれども、取り組むお考えがあるかお伺いします。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 猫の去勢手術の予算についてなんですけれども、こちらにつきましては、委員御指摘のとおり、長年の努力がやっぱり実を結んできていまして、大分数が減ってきています。ですので、全体として縮小するということではなくて、実績に応じて適切な予算を積んだ結果という形になります。

また、あと高齢者の方のペットに関してなんですけど、実は動物の愛護及び管理に関する法律におきまして、飼い主がペットを終生飼養する努力、ことが努力義務として定められております。このことから、何らかの理由で飼養ができなくなった場合についても、基本的には飼い主の方が次の飼い主を探し、飼育を引き継いでいくということは飼い主の責任という

ことで認識しているところでございます。併せて、ただ、急病や急逝等により飼育の引継ぎができなかった場合というのも当然ありますので、まずはその場合につきましては、まずは御家族とか相続人の方が飼育を引き継いでいただくものと認識しているところでございます。

その上でなんですけれども、やむを得ず飼育ができない場合については、飼い主のいる猫については東京都が、飼い主のいない猫については区が対応することと役割分担をして行っておりますので、東京都の、飼い主のいる猫の場合につきましては、東京都の動物愛護相談センターにおいて引き取り、新たな飼い主を探すといった取組をしていることから、基本的には動物愛護相談センターにつないでいくといったところになっているところでございます。これにつきましてはですね、高齢者や障害者、あるいは生活保護を所管している所管とともに、この原則を基に連携し、適切に対応しているところでございます。

なお、区におきましてはですね、飼い主自身が不測の事態に備えてあらかじめ協力者を決めておく、ペットが安心して暮らしていける環境を準備しておくということにつきましては、各イベントを捉えて啓発をしているところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。今後、そういった事案、増えてくることも想定されますので、一層の意識啓発というところをお願いしたいと思います。

また、聞くところによると、東京都の動物愛護相談センターに送致された場合は、動物の状況によっては致死処分という道もあるというふうに伺っておりますので、できるだけそうしたペットがいなくなるようにというか、東京都に送致する件数がゼロに限りなく近づけるといいかなというふうに思いますので、そこら辺の飼い主さんへの譲渡ですとか、そういった取組は支援をしていただきたいなと要望させていただきたいと思います。

それから、次、225ページの産後ケア事業についてです。

昨年、私も出産をしまして、実際に産後ケアも利用させていただきました。心身ともに本当に助けられてですね、区の産後ケアが果たしている役割の大切さを本当に実感をさせていただきました。

そうした中で、今月1日から東京都の無痛分娩助成事業が開始されました。無痛分娩に対応していない産院で希望者がいた場合に、無痛分娩に対応している他院を紹介するというものになっていきますけれども、それによって、今後、無痛分娩に対応している大学病院などの大きな医療機関にお産の集約がされていく可能性が考えられます。一方で、地域で産後ケアを担ってくださっている小規模産院などでは経営が厳しくなって、中・長期的に見て産後

ケア事業の持続性が大きな課題になってくるのではないかなと危惧をしております。区として、この状況をどのように認識されているのか、また、地域にとって欠かせないインフラである、こうした小規模の地域の産科施設を守っていくお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

○浅川委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 令和4年に実施された国の調査によりますと、61%の区市町村が産後ケア事業実施における課題として、委託先の確保というのが第一に挙げているところでございまして、多くの自治体で産後ケア施設の不足が課題になることは承知しているところです。また、宿泊型産後ケアの委託先となる産科医療機関につきましては、少子化による経営問題や設備投資、それから、ケアに請け負う人材の確保に御苦労されているところも認識しているところです。区が十分な産後ケア事業施設に確保するためには、引き続きお願いする産後ケア施設を利用者目線ですね、選定することですが、今後も国と都の動きを注視して、安心して出産でき、よりよい産後ケア事業を目指してまいるところでございます。

○浅川委員長 宮野委員。

○宮野委員 ありがとうございます。ぜひこの区が今行っている産後ケアが持続可能な形を模索していただいて、産院の支援ということもぜひお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○浅川委員長 続きまして、石沢委員。

○石沢委員 私からも、217ページの4の衛生監視、環境衛生監視のところで、民泊のことについて伺いたいと思います。

で、いろいろ質疑の中身を聞いていて、やっぱりこう規制の強化を求めるような声も強まっているなというふうに私も感じました。委員の皆さんと私も、本当、そういう声という点では同じ思いなんですけれども、やっぱりそういう声がこれだけ出ること自体が、やっぱりこう状況がもう変化しているということなのではないかなというふうに思うんですね。それで、条例をつくったときに比べれば、やはり条例をつくったときには個人がね、自分の資産を宿泊事業に使うということを想定していたけれども、今はもう事業者が一棟丸ごと建物を購入して民泊にするようなね、そういう事例も出てきていたり、あと、外国の方がそういう民泊を運営するような状況になってきたり、あと、商業地域で住宅地が、住宅地に変わりとつとあると、そういうような状況の変化というのも、やっぱりこれも条例をつくったとき

との大きな状況の変化じゃないかなというふうに思います。そういうやっぱり状況がもう、先ほど課長さんの答弁の中で、状況が変わったらね、何かこう規制を強めていくような、そういう話もありましたけれども、やっぱりもう既にこれ状況がやっぱりこう変わっているんじゃないかなというふうに私思うんですけれども、そのあたりの認識というのはいかがかということをちょっと伺いたいんです。

それから、先ほどいろいろ質疑聞いている中で、日数制限は可能なのではないかなというようにことをおっしゃっておられました。それで、今は週の2日ですかね、民泊営業が可能ということで、そうすると大体108日くらいなんですかね、ちょっとそういうような計算になってくるかなというふうに思うんですけれども、これを例えば、じゃ、どのくらいだったらさらに規制をね、日数制限をすることができるのかと、週に1日にするのかとかね、月に2日にするのかとか、そういうようなどのくらいの日数制限までだったら可能なかというのは、どのくらいの目安があるのかというの、今の認識としてちょっと伺いたいというふうに思います。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 まず、状況に対してどういう認識かというところでございますけれども、今回、大分民泊が話題になっているのは、やはり近隣区で動きがあったということが大きなところだと思います。文京区といたしましては、現状、今の区の状態を実際どうなっているのかもはっきり確認した上で対応していきたいと思います。今、一過性の、今まで全然規制をしていなかったところが規制をしていることに対して、それに引きずられるのではなくて、文京区としては文京区として状況を確認した上で対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また、日数制限の日数につきましてですが、基本的に法律については、先ほど申し上げたとおり、制度として認めているところでございますので、区によっては週末1日だけ営業を認めるなんていうところもありますので、そこまでは場合によってはあるのかもしれませんが、これが例えば全部駄目ですよとかというのはなかなか難しいかなというふうには考えているところでございます。また、季節を限定するだとか、いろんなやり方があると思いますけれども、その中で、基本的には事業者の人もできれば地域にしっかり溶け込んでいただいて、しっかり事業していただきたい。それが結果として文京区の観光にも大きな影響を与えますので、区としては、そういったことで、加味しながら考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。状況の確認をね、していきたいという話だったんですけども、そうしたら、これ早くですね、やっぱり状況を確認していつていただきたいなというふうに思います。それで、例えばね、やっぱりそういう、今、解禁——解禁じゃないか、180日営業できるようなところに個別にアンケートを配ってね、そういうのを答えてもらうとかね、やっぱりそういうことも含めてですね、やっぱり区民の皆さんがどういうことでお困りなのかということも個別に聞いていくような、やっぱりアンケートなんかもやっていつてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことも含めてですね、ぜひすぐにね、状況を確認していつていただきたいなというふうに思います。

それから、日数制限については、いろいろ他区の事例なんかも含めて研究していくということですけども、ぜひそういったこともね、やっていつていただいて、地域貢献という話もありました。そういう面も確かにあるというふうには思いますけれども、やっぱり今すごい不安がやっぱり出ているということもやっぱりありますので、ぜひ規制の部分については、他区の状況なんかもしっかりと検討していただきながら、私たちは総括質問の中でも他区の事例を示しましたけれども、そういうことも含めて、やっぱり対応をとっていつていただきたいなというふうに思います。

それから、さっきの質疑の中で、中古の住宅についてね、民泊として取引、買うとかね、そういうふうなものについては何か認められないみたいな、そういう何か御発言が何かあったような、そういうふうにちょっと聞こえたんですけども、それはちょっとごめんなさい、ちょっとそのあたり確認をしたいんですけど、事実、どうなんですか。

○浅川委員長 中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長 先ほどのお話しさせていただいたのは新築の物件であって、中古の物件については、もう既に住宅として実績があれば、それを民泊に活用することは可能です。ただ、併せて、引き続き住居として、例えば住民、入居者を募集するとか、転売の広告を出し続けるとか、そういった条件は必要になってくるところでございます。

また、先ほど、状況の判断のところではアンケートという話がありましたけれども、一部の方の大きな強い声だけではなくて、やはりその方、ほかの方の一般的な御意見というかですね、そういうところもちょっと実は加味したいというところもございます。開設前にはですね、結構いろんな苦情があったところが、開設してみたら一切苦情がなかったという事例も多々ありますので、その辺も加味しながら適切に対応していきたいというふうに考えてい

るところでございます。

○浅川委員長 石沢委員。

○石沢委員 開設してみたらね、あんまり苦情がなかったということは、皆さんの御努力もあってそういうこともあったのかもしれませんがね。でも、やっぱり非常に大きな不安がやっぱり巻き起こっているというのは事実だというふうにも思いますので、やっぱりそういう不安に応えていただいて、対応していただきたいなと。私たちは、やっぱり住環境を守るためにもね、やっぱり規制の強化というのは必要だろうというふうに思っています。7割ではね、そういう日数制限をしているって話ありましたけれども、今、多分、3割のところにね、集中してきているということもあると思うんですよね。前の予算委員会的时候は259件だった民泊が、今、325件ですから、数としてはかなり増えてきているという状況もありますので、そういったことがね、今、住民からの声ということで返ってきているということだと思いますので、ぜひ対応をお願いしたいなというふうに思います。

以上です。

○浅川委員長 続きまして、たかはま委員。

○たかはま委員 223ページの母子保健医療の中で、妊活相談事業の実績について確認したいと思います。

令和6年度で120件、ファミマに、ファミワンに委託した事業ということで、チラシ等のターゲティングもしっかりされていて、すごく困っている方に届きやすい事業なのかなというふうに思いますが、一方で、この業者さんのホームページを見ると、もう少し広く相談ができるのかなというふうに感じたもので、その辺の認識を伺いたいと思います。三沢市では、からだ、こころの悩みがある方へという形で打ち出しているということで、そういったような広げ方もできるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 大武健康推進課長。

○大武健康推進課長 こちら令和6年度から開始いたしました妊活相談事業でございますが、今、委員御指摘のとおり120件の実績で、今年度におきましては、今年の9月末で128件、既に半年で件数が伸びているところでございます。対象をとということで、妊活相談事業、これLINEやメールで登録してテキストメッセージ、またはzoomでの通話相談ということで、かつ匿名でできますので、幅広く対応できてございます。専門家のほうにつきましても、不妊症の専門の看護師であったり、こちら助産師、また薬剤師、管理栄養士など、幅広い方が対応をしているところでございますので、限定的な対応というよりも、それぞれの悩みに寄り添

った対応を引き続き努めていきたいと考えてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 承知しました。今、妊活を希望する世代の人たちに非常にマッチした相談方法なのかなというふうに思いますので、今後の拡充を望むところでございます。

業者のホームページを見ると、望まない妊娠の相談ですとか、あとはDVだとか、そういったところも事業として受けていらっしゃる。これは契約は別になるのかもしれないですけども、今、好調で推移しているというところを見ていただいて、もう少し拡充の方向についても視野を広げていっていただけるとありがたいなというふうに思います。今年度の実績についても教えていただいて、ありがとうございます。引き続き、続けていただきたいと思います。

以上です。

○浅川委員長 続きまして、田中委員。

○田中（香）委員 221ページの帯状疱疹ワクチンについては、端的にお伺いをしたいと思います。

現役世代、働き世代向けの支援策として、50代、55歳からの接種をお願いをしまいらしたので、この現役世代にしっかりとリーチをして、ニーズがあったのか、ちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

223ページのがん検診についてです。

検診の案内のはがきの工夫によって受診率が向上したと伺いました。確認しましたら、全てのがん検診で上昇したというふうに認識をしております。そういった意味では、こういった受診率向上に向けた取組、受診率向上施策ハンドブックというのを見ましたが、新リーフレットをやった世田谷では胃がんが11.4%アップしたとか、東村山で大腸がんコール・リコールをやったら15.6%アップしたと。工夫をすると、こういうふうな受診の向上に上がっていくということがあるので、ぜひ取り組んでいただきたいということ。

そして、また、仕事と治療の両立支援をやっていただいたアピアランスケアについては、本当にありがとうございます。また、このウィッグが必要な方は、がん患者以外にも、脱毛症の方だとか、様々いらっしゃる。そういった支援の対象を拡大していただくことを、8年度からのスタートを期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それからですね、227ページの5歳児健診についても聞いていきたいと思います。

3歳から就学前健診の空白期をしっかり埋めて、切れ目のない支援をしっかりやっていた

だきたいということで、公明党として推進をして、来年度からの実施に向けて準備をいただいているというふうに伺いました。保護者が安心して、なるべく多くの方たちが参加をしてですね、健診を受けていただきたいということを思っているわけなんですけども、発達の遅れを見つけられるというようなネガティブなことではなくて、前向きなメッセージが伝わるように、子どもの発達のためになる健診なんだということが伝わるようにやっていただきたいので、この点についてはお伺いをしたいというふうに思います。

また、先ほど宮本委員からもネウボラの事業についての評価がございました。私たち公明党としても、このネウボラの産後、産前産後ケアに発展しましたけれども、そういった産前産後ケアの充実というものを訴えてまいりました。この、特にですね、今、宿泊型のデイケアとショートステイ、訪問型と、あとショートステイ、デイサービス、いろいろやっていたいているんですが、すごくニーズがあるということを認識しております。デイサービスは、課題があるとすれば、自宅にできるだけ近いところにつくってほしいということですので、クリニックとか、様々そういったことを視野に入れて取り組んでいただきたいというふうに思います。そのあたり、ちょっと御答弁いただければと思います。

○浅川委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 带状疱疹についてのお尋ねですけれども、令和5年度より拡充をいたしまして、それまで65歳以上の方、生ワクチンのみの令和4年度までは助成でございましたが、令和5年度より50歳以上、不活化ワクチンについても助成の対象としております。令和5年度は全体で延べで8,377件でしたが、令和6年度は3,957件となっておりまして、令和5年度に50代の、50代、50歳の方から拡充したというところで、令和5年度にある程度ばっと、それまでお待ちになっていた方が接種されたものと思います。令和5年度、6年度とも50代の方が一番多く申請されており、積極的に御活用いただいていると思います。

令和7年度からは、予防接種のほうで、带状疱疹ワクチン、令和7年度からは高齢者のワクチン、定期予防接種ワクチンとなりましたが、区では50歳以上の方の定期予防、任意予防接種の助成も続けてございます。7月までの実績にはなりますが、50歳から59歳の方で約30、380件、60歳から64歳の方で125件となっており、ある程度、定期年齢接種の前の方の方についても積極的に御活用いただいていると認識しております。

○浅川委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 5歳児健診につきましては、来年度実施に向けて準備は進めているところではございます。5歳児健診は、子どもの特性を早期に発見し、特性に合わ

せた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって育児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする健診という形になります。あくまでもラベリングではなく、どうやって子ども、お子様たちが安心して生活できるのか、就学に向けてどう、どう準備していくのか。当然、親御さんたちもですね、お困りの部分をどうやって課題解決に向けて考えていくかというのを一緒になって考えていく健診だというふうに思っているところです。健診ではなくて、やっぱり、先ほどもお話ししたとおり、フォローアップ体制については非常に重要なポイントになるかと思っておりますので、庁内一緒に考えていって、お子様にとって、それから御家族にとって非常によい健診だったというふうに考えて、思っただけのような健診を目指してまいります。

（「ありがとうございました」と言う人あり）

○浅川委員長 田中委員は、御自身の持ち時間を超過いたしました。あとは会派の中で調整をお願いいたします。

以上で、6款の衛生費の質疑を終了させていただきます。

理事者の方の御移動がございます。

続きまして、7款都市整備費の質疑に入ります。主要施策の成果の230ページから235ページまでの部分です。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。4人かな。

では、理事者が着席するまで、しばらくお待ちください。御協力ありがとうございました。

それでは、金子委員。

○金子委員 231ページの都計審とか都市マス改定のところあたりで聞きます。

都道環状三号線の計画ですけども、文京区が発行している都市計画地図の裏を見ますとね、この環三計画というのは、昭和21年の3月26日に、戦災復興院というところが告示をしたというふうに書いてあります。これは文京区が発行している地図なので、過去の経過について明確に答弁いただきたいんですけども、この昭和21年、1946年3月16日の告示というのは、これで都市計画決定が当時確定したということだと思うんですね。当時のこの事業目的というのは何だったのか、これまず一つ。

それから、二つ目に、当時の都市計画決定の手続の根拠となった都市計画法には、現在の都市計画法16条に相当する住民の意見を聞くと、住民参加の手続を規定した、こういった条文というのはありましたか。

○浅川委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 過去に、過去というか、都市計画決定された経緯といったところですけども、委員、趣旨、趣旨といたしましては、都市計画道路というところで、様々な趣旨というか、その都市計画道路に位置づけられる目的というのはあるかと思います。幹線道路として必要なものであるとか、環状線というか、道路はあそこ本区だけではなく、他自治体にも通じる道路でございますので、一体的な検討が必要だということもあるかと思っております。様々なそういったところの目的を持ってですね、都市計画道路の決定がされたものというふうに認識してございます。

また、過去、この旧都市計画法で決定したものの中には、住民の意見を聞くという条文がなかったところがございます。ただしですね、新しく都市計画法に切り替える際には、施行法、都市計画法の施行法においてですね、旧法の規定により決定されている都市計画は新法においても有効であるということが示されているところがございますので、適切にこちらの都市計画決定、引き継がれているものと認識してござい、してございます。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 後段の有効だというのは、別に私、無効だって言ってないんでね、いいんです。

それで、前段の事業趣旨、様々、様々って2回ほどおっしゃったと思うんだけど、様々じゃないんです。当時の戦災復興院というところが告示していることから分かるように、当時の東京、当時の東京都の中にあった都市計画東京地方委員会というところで審議の上、決定されているんだけど、そこにおいて検討されたのは、戦災復興都市計画決定ということで様々な決定がされている。つまり、戦災復興だったんですよね。ということは、事業の趣旨というのは戦災復興だったわけだから、今年は戦後80年ですよ。この80年間の間に、文京区も、また文京区民も、立派にこの環三の道路の計画の線がある部分についてもですね、立派に戦災復興はもう終わったという認識で私は間違いないと思うんだけど、そういう認識ありますね。

○浅川委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 この都市計画決定がされて以降、東京都においては、引き続きこの都市計画道路が必要だという形で方向性・方針といったところを示してきたところがございますので、現時点においても、東京都としては、その必要性といったところは認識しているところかというふうに考えてございます。

○浅川委員長 金子委員。

○金子委員 今の東京都の認識聞いているんじゃないですよ。この事業趣旨はもう完了してい

るでしょうと言っているわけです。それで、この戦災復興都市計画決定やったんだという経過については、東京都の公文書館の調査研究年報の2021年の第7号というのに詳しく書いてありますから、よく読んでいただきたいんですね。それで、そこでは、先ほど聞いた都市計画法上の住民参加のことについてもね、当時、規定なかったけども、当時、東京都の都市計画地方委員会で、課長としてこの提案をされた石川さんて人が、規定はないけども、この石川さんという人が個人名義で様々な発言、当時のマスメディアにね、当時のマスメディアですよ、紙の媒体だと思うんだけど、発表して、なるべく当時の人に知らせようと思っていたということをやったというようなくだりも書いてあるんですよ。だからね、法令的に手続的には今も有効というんだけども、都市計画法16条って現行のはね、どうやったら、どういうときに住民手続、参加の手続やるんだと。説明会と公聴会ですけども、それについては、今、最近、国交省がこれはこういうときに開きなさいという手順示しているぐらいでね、現行憲法、そして、現行憲法の中でも、国民主権はもちろんですけども、憲法31条の告知と聴聞みたいな手続ができた以降はね、財産権の侵害に関わる、制約に関わる、こういう都市計画決定については、住民参加の手続というのは決定的なんだというのは、当時も記入していたという経過書かれているんですよ。

それで、戻りますけども、事業趣旨のところ、これは戦後80年を通じて立派に復興という問題は成し遂げられたので、今般、日本共産党の千田委員が本会議で質問しましたけども、区長はね、環三計画の影響について、今までどおり住民の理解を得られるように都に強く申し入れていると、慎重に対応すべき、そのほかにね、居住環境、生活動線、地域コミュニティに影響が出ると。この三つの影響をきちっと言ったっていうのは、私たちは注目しています。これ大事な答弁だと思うんですよ。影響が出るということを現在の首長さんも明確に言う。そして、歴史的経過を考えれば、事業目的は立派に達成されている、この2点をもって、この計画、環三の計画の線については、区として廃止をきちっと求めていっていただきたいというふうに思っておりますので、そのことは、申し述べておきたいというふうに思います。

○浅川委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 この環三の計画については、本区への影響も非常に大きいことですので、今後ともですね、区民と地域の方の理解が得られるような計画にしてほしいということは、都に強く引き続き申し入れていきたいと考えてございます。

○浅川委員長 よろしいですか。

小林委員。そのまま——ああ、そうですか。

○小林委員 関連で質問したいんですけども、環状三号線に関しましては、先ほど金子委員もおっしゃられたように、千田委員の本会議質問への答弁で、先ほど真下課長さんもおっしゃられたとおり、区はこれまでと変わらず、本区への影響も極めて大きいことから、今後とも地域の、地域と区民の理解が得られる計画にしていこう強く都に申し入れると言っておられます。しかし、計画の内容について、まだ都は区と協議できる段階ではないと言っておられるとのことで、区も報告書の内容も把握してないという状況です。というわけで、計画がどう進むのか、区民への周知も行われていませんが、都が意見募集しているとの理由で、区民へのアンケート調査なども行わないということでした。しかし、情報がないまま進んでいることだけを漏れ聞く区民にしてみたら、当然、不安が募っており、小日向台町小学校の改築の説明会では、小学校の東南にポケットパークができているが、これは環状三号線への対応のためなのかという質問が出てきますし、播磨坂で道路の測量をする人を見かけた近隣住民の方からは、環状三号線の工事が始まるのかという問合せをいただいたりもしております。都が意見募集していることも、あまりそれらの方には知られておりませんでした。

私の地元である小日向では、計画されている道路周辺に新築の戸建て住宅も増えていますが、もともと反対の声が大きいのので、できれば都に早く廃止の決定をしていただけるよう区にも動いていただきたいと思いますけれども、小日向以外の周辺住民の方にとっても極めて影響が大きいのに、皆さん知っておられるのかどうか心配です。事前の情報提供をもっと丁寧に行っていただきたいと思います。また、先ほどお伝えしたように、区民の不安や反対の声を都に伝えることも、区の大事な役割ではないかと感じますが、いかがでしょうか。

○浅川委員長 真下都市計画課長。

○真下都市計画課長 現状におきましては、都において検討されているところと捉えてございます。その状況については、まだ検討できるよう、区に協議できる状況じゃないというふうに聞いているところがございます。その検討がですね、一定、方向性見えてきたところでは、区のほうに情報提供があるものというふうに捉え、考えてございますので、そういった状況になれば、区民の皆様にも説明の必要といったところ出てきますので、東京都のほうと適切に対応してまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 都から決まってから情報提供されて、そこから反対の声を上げるのは、また覆すのは大変じゃないかと思うんですけども、そういうことも含めて、できるだけ早く心配し

ている住民の方が多いので、情報提供をお願いいたします。

○浅川委員長 小林委員は以上でいいんですか——はい。

（「関連なんだけど、環三でしょ」と言う人あり）

○浅川委員長 環三です。

白石委員。

○白石委員 環三、長い年月かけて、文京区議会も当然ながら都に出していると。で、別に小日向の人だけじゃなくて、これは根津、鶯谷方面までずっと影響がある話なんで、今まで文京区議会、長い間、議論してきて、東京都に対しても要望書を出しているという形だと思います。で、これ東京都の折衝の中で、この長い時間がかかっているのは非常にナイーブなところがあって、住居、お住まいの方々は、当然ながら不動産屋さんから購入したときにそのような説明を受け、それで建てている。特に白山のほうに向かっている人たちにとってみれば、いずれ道路が建つんで高いの建てちゃ駄目ですよというような規制もかかっているんで、それを撤廃する、したいがゆえじゃなくて、本当にこの道路が現実的に可能なものなのかという議論をしたときに、東京都は大深度で掘っていくんだというような提案もしてきたりなんかしているんで、あくまでもこの道路が必要なのか否かという部分が、文京区議会では必要なしとしてきたという経緯を東京都に持っていつていただいて、話をしっかり詰めていただきたいというのが私たち自民党の願いですので、よろしくお願いいたします。

○浅川委員長 よろしいですか。

続きまして、浅田委員。

○浅田委員 233ページの緊急輸送道路のところです。

（「何ページ」と言う人あり）

○浅田委員 233ページ。これは東京都が指定していて、一般緊急輸送道路、これは不忍通りとか言問通りとかという入るんですけども、あと、特定緊急輸送道路、これは春日通りから白山通りを指定してあって、災害時にこの道路を確保する。そのためには無電柱化とかね、こうやるというふうになってるんだけど、実際に災害が起こったときには、もう様々な道路が看板が散らばるとかね、車が放置されているとか、色々あると思うんですよね。そういうときに、これは東京都が指定しているんだから、東京都がやるんですねということなのか、文京区と東京都が一体となってやる、いや、そうやるためには、じゃ、どういうふうな役割分担とか連携をとるのかという議論があるのか、この点についてお願いをいたします。

○浅川委員長 鵜沼都市計画部長。

○鵜沼都市計画部長 道路はそれぞれ道路管理者がおりますので、基本的には道路管理者が対応することになりますが、その被災の状況によって道路管理者が対応できないときは、当然、地元自治体としてできることが何かあれば、それは協力して道路啓開に当たるというのが基本だと考えています。

○浅川委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 それぞれの避難所ですとか、そういう場所に向かう道路につきましては、国道、都道、区道全て事業者が協力してやるように、既にその協定等を結んでおりますので、どこの道路をどうというよりも、その災害発生時にはできるところから全てやっていくという形になるかと思います。

○浅川委員長 浅田委員。

○浅田委員 そのできるところからということで、東京都の目的としては、これ基本的なことですね。メインのまず道路を確保して、そこでいろんな物資であるとか機材であるとかを運ぶという計画が東京都はあるわけですね。これは正しいと思うんですよ。問題は、それを、じゃあ、どういうふうに、誰がどういうふうにやるのかということについて言えば、正直言って、今の御答弁伺っていると、東京都と連携はないように感じるんです。ですから、ぜひ、もちろん計画どおりにはいかないと思いますよ。災害というのは、もう何が起こるか分からないわけですから。ただ、その道路を確保するということは、これは東日本であれ、神戸であれ、やっぱり一番大切なことだというふうに、あの能登でもね、言われています。ですから、その点について、ぜひ区から東京都と連携をとってね、ぜひ、どういうふうにやっていくのかという、これは必要なことだと思いますので、お願いをいたします。

以上。

○浅川委員長 御答弁よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○浅川委員長 小野土木部長。

○小野土木部長 その東京都と国道との連携につきましては、絶えず、年に2回ほど打合せ等を行いまして、災害時ということではありませんけども、事が発生した際には対応していくということは話し合いを持っております。ただ、どのように、例えば現場がどこにあるか、いろいろ様々ありますので、どこからしていくというのは、その都度、対応せざるを得ないという状況になるかと思います。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 233ページの崖等整備資金助成事業について伺います。

9月30日に、御存じのとおり、杉並区堀ノ内で擁壁が崩れる事故があったというところで、杉並区では40年前から把握していたということですが、本区で類似の所有者への働きかけが続いているような事例があるのか、認識を伺いたいと思います。

○浅川委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 崖等の相談等についてのお尋ねでございますが、毎年、歳入でもお伝えしましたように、10件ほど御相談、質問等が寄せられているというところでございます。その中でですね、緊急に対応を要するというようなところは、現在、把握していない、ないというところでございます。また、それ以外のところに関してもですね、定期的に経過観察をして、状況が悪くなりそうになる場合に、そういう引き続きの指導を行っていくということは考えているというところでございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 今の御答弁だと、相談を受けたものに関して危機的なものはないという把握なんでしょうか。それとも、区のほうでも何か回って行ってチェックをしているという実態があるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

それから、事業の実績として、補助金等チェックリストでも件数が少ないといった指摘がございます。改善策として周知啓発が指摘をされていますけれども、私としては、必要なのは拡充ではないかというふうに思います。本区より充実している他区の事例を見ますと、三つの視点があって、補助率が高い、あるいは補助上限が大きい、またはアドバイザーの派遣が挙げられると思うんですけれども、それぞれの区民のニーズはどのように把握されていますでしょうか。

○浅川委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 現時点において、崖等の相談についてはですね、陳情があったとか、警察・消防等からの話があったとか、近隣の住民の方からというところのみに限定しているというところでございますが、また、我々のほうでもですね、通学路のブロック塀の調査等が行っているところのタイミングもありますので、そのときに崖等も含めてですね、安全じゃないものを確認した場合は、そこを確認して、安全性を確認して、必要に応じて所有者に対して周知啓発を行うということは行っているというところでございますが、基本的に陳情があったところメインにしているというところでございます。

○浅川委員長 前田地域整備課長。

○前田地域整備課長 補助事業に関する部分の御質問でございますが、昨年度は補助事業の実績1件ということで、確かに少ないような状況だというのは我々も課題と思っているところでございます。普及啓発に関しては、一般的な区報とかB一ぐるでの広告の掲載など、様々やってきているところでございまして、相談に関しては昨年度ですと35件ぐらい、区のほうの窓口には御相談いただいて、何とかしたいという区民の方の声は来ているところでございますので、こういった個々の御相談にはなるべく丁寧に対応しながら、改修工事に少しでも向かっていただくように我々としても頑張っていきたいというふうに思っているところでございます。

他区の事業の、との比較というのは、我々も常々それは意識してやっているところでございますが、これまでの実績等から考えて、現時点で、その擁壁の大きさによっても多少違ってくるかなと思うんですが、一定程度、適正な範囲でやっているのかなと思っているところでございますが、今後もその辺は有効な事業となるような形で検討はしていきたいと思っております。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 御答弁ありがとうございます。まあ、多くの相談いただいているけども、実績が伸びてないというところは、何かしらその進まない要因があると思うんですよね。その限られた予算ですから、予算の上限はここですというのはあるにしても、ここが解決されたらやりたいというニーズは、ちょっと今の答弁では明確に分からなかったもので、私の要望としては、そこをつかむようにぜひ御努力いただきたいと思います。

それから、区内の危険な崖等ですね、崖や擁壁ですけれども、今、杉並の事故を受けて、区民の不安、関心が高まっていると思いますので、ぜひ、少なくとも土砂災害警戒区域、特別警戒区域の辺りは、区のほうから積極的に把握していただきたいと要望させていただきます。

以上です。

○浅川委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 土砂、土砂災害特別警戒区域のところにつきましては対応しておりますが、区の職員によるレッドゾーンの崖の確認と、レッドゾーンの所有者に190名ほどいらっしゃるんですが、維持管理のお願いのほうを年1回お送りしているということは、これ平常時も、また台風とか大雨が降るタイミング等でもですね、自然崖の所有者に対しては注意喚起を行っているというところに対応しているというところでございます。

○浅川委員長 よろしいですか。

吉村委員。

○吉村委員 では、私からは、233ページの6の(2)空家等対策特別措置法事業について質問させていただきます。

空き家事業については、令和6年度に適切に管理がされてない特定空家予備軍の空き家である管理不全空家として2件の勧告を出した旨、お聞きをしております。文京区では、倒壊の危険性が高いなど、周囲に著しく悪影響を及ぼす空き家である特定空家はゼロ件ということなんですけれども、令和6年度末にて空き家169件、管理不全空家がゼロ件、特定空家ゼロ件となってお聞きしております、令和7年7月1日時点では、管理不全空家及び特定空家はゼロ件だったんですけれども、管理不全空家予備軍は十数件程度あるとお聞きをしております。そこで、管理不全空家予備軍に対する対応策を、今後、どのようにしていかれるおつもりなのか教えてください。

また、令和7年の6月には、文京区空家等の適正管理に関する条例が施行されましたけれども、この条例は、第7条で緊急安全措置等が規定されておまして、緊急安全措置、すなわち即時強制も可能となっております。今後、所在者の不明の特定空家が現認されたときには、この条例が効力を生じることになりますので、その効果には期待をしているところです。

○浅川委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 管理不全空家に至る前の状況での対策でございますけれども、区では様々、そういう所有者の方からの御相談を受けたりとか、近隣の方、にお住まいで、その所有者の方、現住してない部分についての御相談とか、そういったところを日頃より相談を受けているところでございます。事業としましては、空家等対策事業ですとか、利活用事業とかですね、そういったもので活用しまして、空き家が発生したものについては、なるべく活用していただくような形、それから、空家等相談事業で、空き家になることが心配されるですとか、実際、空き家を持っているといった、そういった所有者の方々の御相談などを受けているといったことで対応してございます。

○浅川委員長 吉村委員——ああ、ちょっとお待ちください。

川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 先ほど委員から御指摘ありました、特定空家とか管理不全空家になりそのような案件については、十数件という話がありましたけれども、細かくは16件ほどございますというところでございます。現在ですね、年末に向けて、そこを一軒一軒確認をして、所有者

等に案内をなすというところと、現場職員のほうも現地を確認してですね、その倒れ具合と
いうのを建築の専門家の目で見えて確認して、その内容を所有者にお伝えすることによって、
現状を細かく理解していただくという取組を始めていこうということを考えていますので、
今年度から引き続きそういうことも含めて、管理不全の空き家のなくすというところで努め
てまいりたいというふうに考えております。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、管理不全空家についてですけれども、年末に向けて、
一軒一軒確認をしていかれるという御答弁いただきましたけれども、所有者に案内を出したり、
指導的なことをしていかれるということなんですけれども、文京区は土地の価値が、不
動産の価値が高いので、あまり所有者が分からなくなるとか、相続が発生しても、御自分が
活用、相続人が活用する意思が通常あるのが現状かなと思われまので、所有者不明で、も
う国庫に寄贈、何かいくようなものとかあんまりないとは思いますが、そういった、
例えば所有者が分からなくなっているような管理不全空家予備軍とかは、今、存在している
んでしょうか。

○浅川委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 御指摘ありましたように、文京区は土地の単価が高いというところで、
資産価値が高いというところなんですけれども、先ほど相続の話というところありましたが、
所有者のほうで相続がきちんとされてないことによって、所有者が20名ほどいらっしゃる
というところの中で、その処分のことについて所有者同士で意見がまとまらないというよう
な案件も聞いているというところでございます。また、所有者が不明という場合も、その遺
産相続人の方を当たって、その人をお願いをしているというところでございます。完全にい
ないということとか、遺産放棄されている場合は、そういう財産清算人制度等を使って対応
していくということを考えているということでございますので、その両面です、管理不
全の空き家をなくしていくという取組を行っているというところでございます。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今ですね、確かに遺産分割協議前とかですと、共有、そ
の全ての相続人がその不動産を当該不動産を共有状態になっていて、所有者が特定というか、
誰がいろいろ管理権限というかですね、意思決定をするにも全員の意思が必要になったり
とかで、非常に連絡をするのも困難であって、彼らの意思の疎通もちゃんと十分に図れてい
なくて、それが一致するとも一概には言えないところですので、そういった状態で、多分、何

年もたってしまうということは往々にしてあり得ますので、そういった場合が発生するのは文京区でもあり得るのかなと聞いてても思いました。そういうときに、文京区としてもですね、でも、そういう状況で管理不全空家とかまではなかなかないと思うんですが、倒壊しそうなどうのこうのみたいな要件にはなかなか該当はしないと思うんですけども、確かに耐久年数とかもあって、木造家屋とかもありますので、エリアによってはそういった家屋が相続の対象になってしまって、10年とかね、もっとどんどんと年数が、その相続が決着するまでかかってしまうという場合も本当にありますので、そういった場合は、そうですね、所有者は分かって、所有者というか共有者は分かっているけれども、どうしようもできないというところはあると思うんですけども、丁寧にそういった方々にも連絡を出しながら、意思の疎通が図れ、意思の疎通というか、管理をちゃんとしていただけるように、近隣の方の不安がなくなるようにしていただければと思っておりますし、あとは、そうですね、年末に向けて、本当に一軒一軒確認していただくということで、やはりこういった空き家の状態というのは、現認して、自分の目で人間が確認をして、どんな状況かというのが分からないと、ただ単に空いていて何年、築年数何年ですというだけでは危険度というのは本当に分からないと思いますので、ちょっと骨の折れる作業ではあるかなとも思うんですけども、先ほど言った空き家の件数、今、169件ですかね、令和6年度末ですけども、それで、今は管理不全予備軍が、空家予備軍が十数件程度ということで、今……。

（「16件」と言う人あり）

○吉村委員 あ、16件でしたっけね。その空き家についても、169件の空き家も、いつその管理不全空家予備軍になって、そして管理不全空家になって、特定空家になるかというのは、年数って本当にどんどんすぐ経過してしまうものですので、ぜひしっかりと御対応いただければと思っております。

先ほど、そうですね、所有者の方とか近隣の方から、管理不全空家予備軍とかの件でも日頃より御相談を受けているということもおっしゃっておりまして、そういった空家等相談事業とかも活用もされていらっしゃるということです。そういった事業の周知もしっかりとしていただいて、なかなか私が住んでいるエリアとかでも、これは空き家だって明らかに言えるところって本当に目立たないんですよね。でも、実際は空き家の、遠方に住んでいて、月、3か月ぐらいに1回ぐらい管理に来るという家屋もあれば、本当にちょっと手つかずで1年ぐらい放置されているとかも本当は存在はしておりますので、ぜひ丁寧に、本当に一軒一軒回ることが全てかなと思っておりますので、引き続き御対応をよろしくお願いします。

ありがとうございます。

○浅川委員長 村田住環境課長。

○村田住環境課長 住民の方の御不安の解消という点でございますけれども、やはり人が住んでない家屋といいますか、その敷地から、夏場、草木が繁茂したりとか、あとは屋根瓦が落ちそうとか、壁がはがれそうとか、そういった御不安の声をですね、お電話相談など、周りにお住まいの方からいただくことがございまして、そういったときには住環境課のほうで登記所など様々調査して、所有者の方に連絡をして対処いただくような形で対応しているところでございます。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、確かに夏場の草木とかの状態とか、そうですね、近隣の方はすごい不安になると思いますし、道路にふいあっと飛び出てしまったりとかいろいろするかもしれないんですけれども、そうですね、根っことかじゃなければ、なかなか所有者じゃなければ断ち切れ、切ることも難しいということもございまして、今、屋根瓦が落ちそうとかいろんな状況があって、いろいろと御相談があるということですけど、今後ってあれですかね、緊急安全措置条例ができたので、そういった場合には即時強制的な感じで、本当に緊急な場合に限られると、条文を今見てますけどね、そうですね、緊急な場合に限られるとは思いますが、そういう場合はできる感じですか。

○浅川委員長 川西建築指導課長。

○川西建築指導課長 先ほど申しましたように、遺産相続等で意見がまとまらずに、そのまま放置されている空き家とかが老朽化されて、改修とかのお願いをしても聞いていただけないときに関しては、そういうふうには屋根瓦が落ちるとか、外壁が落ちるとか、例えば樹木が繁茂して交通に支障があるとかというような公衆の災害に影響がある場合は、区としても対応しなきゃいけないということで、今回、条例をつくらせていただいたということで、その条例を使って対応していくということと、啓発ということで対応していくというところでございます。

○浅川委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。そうですね、今おっしゃったように、外壁ですとか樹木のこと、屋根瓦のこととかで、本当にこの条例が施行6月ですかね、今年、本年の6月に施行されたんですけれども、そういった場合に、こういう屋根瓦が落ちそうだったりとか、外壁が落ちそうだったりとか、樹木がどうのこうのという事態は、なかなか文京区で発生し得、

するのはあんまり想定はそこまでできてないんですけども、し得るということで不安が、今まで懸念材料として、近隣、いろんな方々から、多分、区民の方も不安があったとは思いますが、本当にこの条例ができたことで、そういったときに、こちらの文京区としても措置ができるようになったというのは非常に重要なことで、この条例の効力、効果というか、制定意義が本当にあるなと思っておりまして、ぜひそういった時は、でも、そういった状況も、区民からの通報もあると思うんですけども、通報だけに限らず、しっかりと巡回と言ったらあれなんですけど、先ほど言ったように、一軒一軒現認していただいて、積極的に措置を行っていただければと思っておりまして、よろしくお願いします。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、以上で、7款都市経営、都市整備費の質疑を終了させていただきます。

理事者の移動がございます。

続きまして、8款土木費の質疑に入ります。主要施策の成果の234ページから245ページまでの部分です。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。ちょっと少々長く挙げ——はい、土木費。

5人ですかね。あ、6人、6人ですね。御協力ありがとうございました。

それでは、白石委員。

○白石委員 ちょっと待って、どこだっけ。237ページの自転車通行空間整備についてお聞きしたいと思います。

予算執行率99.9%ということで、自転車の快適な空間を整備していただいたということなんですけども、2022年に文京区自転車活用推進計画を区民の方々とともにつくっていただいて、この間、自転車レーンを整備してきたと思います。また、その前には国土交通省の活用推進法が施行されて、この計画ができてつくられてきたということがあるんですけど、この間、町会の皆さんの意見交換でも、やっぱり自転車レーンについての課題について多く御質疑がされて、その裏側には、やっぱり区民の安全をしっかり守ってもらいたいという願いがあるのかなというふうに思っています。

この、例えば白山通りの自転車レーンと駐車、または小石川後樂園の横もそうなんですけども、事故が起きていないのか否か、区として整備してきた中で課題が見いだしているのか否かについて、まず質問させていただきたいと思います。

○浅川委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 東京都において整備している自転車専用通行帯において、事故の発生状況等でございますけれども、詳細な数字というものは把握はしておりませんが、東京都においては、交通管理者と連携しつつ、違法な駐車に対して取締りを要請しているというふうに聞いております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 この自転車通行空間整備というのは、この国の活用推進法に基づいて整備をされてきた、この間。とてもいいことがいっぱい書かれているんですよ。要は、CO₂がなくなりますよ、健康になりますよ、交通渋滞もなくなりますよ。いろんな学者の人が論文を出していて、その分析等が各地域ごとに行われているという現状の中で、23区、そろそろ見極めなきゃいけないなという時期に来ているのかなと思って、今日、改めて質問させていただいているんですね。

事故が少ないか、少くないか等については把握してないということなんで、必ずしも、この間、文京区も清掃車両さんが、残念ながら、粗大ごみのときにね、扉開けてけがさせちゃったとか、そういうことがただただ多いんだ、起きているんだと思うんですよ。で、僕、改めてここで聞きたいなと思っているのは、2022年、自転車活用推進法、今から3年前、この3年間で何が起きてんだろうなというところの分析をしっかりといただきながら、交通安全に努めながら道路整備をしているのかなということが聞きたいんです。

というのは、もう今かちゃかちゃって、この3年間で、議会でもいろいろ議論になった黒船がやってきて、e-bikeが入ってきましたよ。今度、法改正があつて、特定小型自転車付自転車はこの自転車レーン通れますよ。e-bikeはもう違法ですよ、原付ですよって位置づけになっていますよね。必ずそれを、この3年間で、皆さんが法改正があつた中でやってきて、啓発してきて、整備をしているんですかということをもまず聞きたいと思います。

○浅川委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 この3年程度の間で、委員御指摘のとおり、電動キックボードであるとか、モペットに関すること、それから道路交通法の改正などもありまして、また、今後も予定されているところであります。こういった、様々、道路交通環境に関する様々な状況が変わる中で、区といたしましては、警察等関係機関と連携しまして、交通安全の推進についてはこれまでも取り組んでおりますし、また、これからも地域の皆様とともに進めていくというふうに考えております。

○浅川委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 令和4年度に自転車活用推進計画を策定して以降、道路課のほうで自転車通行帯の整備をこれまで行ってきたところでございます。文京区の管理する区道の中で優先して整備をする路線として、35キロ、約35キロを選定しまして、順次、自転車ナビマークですとか、ナビラインの整備を行ってきておりまして、今年度末、順調に工事が終われば、約8割完成する予定でございます。目標としては、令和10年度までに優先整備路線の整備を行うということで、順次、進めているところでございます。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 この自転車レーンを整備することは、全国的に見れば事故数が減少しているんで、これは必要なことなんです。それぞれのところが、自動車は自動車、自転車は自転車、歩行者は歩行者と分けた方がいいですねというのがもともとの趣旨なんで、それはよく分かります。そうやって100%目指して整備をしてもらいたいけど、同時に、今、起きている私たちの身の回りのこともしっかりとやっていかないといけないということで、今、御答弁いただいたけど、いや、うちのシビックセンターの1階にモペットとまってませんか。とまっててもいいですよ、ナンバープレートがついていれば。今、走っているやつは、ほとんど100%ついてないですよ。で、モペットは原付だから、今度、本当は税務課に聞きたいけど、年間2,000円の税金を払わなきゃいけないんですよ。そうやって知らない人は脱税にもなってしまう。原付になったらヘルメットはちゃんとやらなきゃいけません。特定小型だったら、自転車と一緒にヘルメット義務化です。そういうのはちゃんと啓発して乗ってもらわないと、せっかく自転車レーンを整備しても、今度、都市型で事故が多くなっちゃうんですよ。警察と連携していますって言っているけど、いやいやいやいや、警察頑張ってください。今、皆さんがインターネットでモペットを調べれば、ここで僕が大きな問題だと思うのは、国民、区民が0.6パーセン、あ、0.6ワット以下の出力だったら、それは特定原付ですよ。調べてみたら、そんな最大出力ワット数なんてどこも書いてないですよ。だから、みんな何買って、何に引っかかるか分からない。一番正しいのは、ナショナルが今度発売する自転車ですよ。あれちゃんと書いてあるもん、0.6ワット以下だと、最大出力。あとのやつ、何も書いてないというのはいかなものだろうかと。

前、僕がバイク、あ、車で走っていたら、すごいスピードのモペットに抜かれましたよ。あのとき、だから四、五十キロぐらい出たんでしょう。危ないね、あなたが住んでいらっしゃる不忍通りですよ、それもね。この特定原付は20キロまでしか出ないんですよ。スロットルがついた。もうそうやって一生懸命国は差別化しています。今度は私たちが現場でしっ

かりやらないと、これが絵に描いた餅になってしまって、安全性が確保できないと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

○浅川委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 交通安全に関しましては、モペットの利用もそうですけれども、正しい知識を持って適切に行動していただくということが何より重要だと考えております。便利な乗り物ということで気軽に利用される方がある中で、正しく理解をした上で使っていただくということにつきましては、啓発というのはなかなか、どう届ければいいのかというところは私たちも悩みどころではありますけれども、啓発というものが大事だと考えておりますので、その在り方についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

○浅川委員長 白石委員。

○白石委員 最後にね、今、80%、もう少し100%の自転車レーンが区道でも整備していただけると。正しい使い方、じゃ、シビックの1階に書いてくださいよ。駐輪場に書いてくださいよ。そうやってやっていかざるを得ないでしょう。もう警察に任せるだけじゃなくて、私たちは区民に提供する自転車レーンの快適化空間を提供するんです。だけど、ルールを守りましょうというのはちゃんとやりましょうよ。もうそれはネット上に書かれたって駄目です。うちの地下1階、あ、1階の警備員さんがモペット見たら注意してもらう、それでもいいじゃないですか。そうやって、文京区から情報発信していただきたいと思いますので、御期待いたします。

○浅川委員長 松永施設管理部長。

○松永施設管理部長 今、白石委員が言われたとおり、モペットについては、ちょっと見た目でもなかなか分からないところありますので、シビックのほうでも、例えば1階の駐車場でこういった周知ができるかちょっと検討して、できるだけ皆さんに分かるように努めていきたいと考えています。

○浅川委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 すいません、繰り返しになりますが、文京区で管理している区道は全部で171キロぐらいございまして、そのうちの約35キロを自転車ネットワーク路線と選定しております、その約8割、35キロのうち8割が完了するということで、全区道ではないということでございます。先ほど管理課長も申し上げましたが、私たちハード整備をする部門とソフト部門と、両面合わせて啓発、整備に努めてまいります。

○浅川委員長 よろしいですか。

それでは、続きまして、宮崎委員。

○宮崎委員 私からは、ちょっとここでは1件だけ、239ページの一番下のところですね、交通安全普及広報活動について、ちょっとお伺いいたします。

こちら、令和6年度805万8,470円、執行率ね、86.4%とのことで、高齢者やね、こちら子どもへの交通安全対策啓発品配付や講習会等、あとね、交通安全運動の実施などをしていただいたものと思いますけれども、交通事故発生状況の原因別で、自転車乗用中が最も多いことから、自転車利用者の交通マナーの向上に向けては、今後、どのようにこちら取り組んでいくのかという、ちょっとお考えだけお聞かせいただけますか。

○浅川委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 交通事故の原因を見ますと、自転車利用者、自転車乗用中の事故が割合としては最も多くなっているのが文京区の状況でございまして、その中、年齢別に見ましても、40代、50代が割合としては多くなっております。こういった世代に直接届くような啓発の仕方がこれからは大事だというふうに思っております。こういったやり方があるのか、これまでも様々取り組んでまいりましたけれども、そういった世代に届くような効果的なやり方、例えばインターネット上で何かできないかとか、そのあたりは引き続き検討しながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

○浅川委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。自転車に関しましては、私もね、ちょっと朝のスクールガードとかやっている際に、普通の通行人と、あと車、あと自転車のほうね、この三者を同時にしながらやらせていただいているんですけども、やっぱり一番怖いのは本当自転車の方たちで、本当にスピードすごい出てきますし、それで本当に突然ね、視覚から本当入ってくる、スピードで入ってくるのも怖いですし、あとは結構ね、歩行者の方や車の方たちは、基本的にほぼ確実にルールは守っているんですけども、結構、自転車の方って強引にね、行けそうなら行っちゃえみたいな形で行ったり、なかなかね、そういったところ、全国的にもやっぱりそういう傾向が多いのかなとも思いますので、本当にね、自転車のこういったマナーのほうがね、本当に向上していただきたいと思います。

このね、令和6年11月に道路交通法の改正により、自転車運転中のながらスマホ及び酒気帯び運転の罰則規定が新たに整備されてから、地域の高齢者の方などから、自転車運転のルールについてよく聞かれることが増えましたので、本当、区民の関心はね、この自転車の乗り方一つに関しても、それなりに高かったり気にしている部分があるのかなとも思います。

引き続きね、交通安全の啓発や交通ルールの周知など、区民の方に積極的に実施ね、推進していただければと思います。どうもありがとうございました。

○浅川委員長 続きましては、たかはま委員。

○たかはま委員 2点確認させていただきます。

237ページの自転車通行空間、先ほど白石委員から指摘がありましたように、区が事故の当事者となってしまったということを重く受け止めて、ハード面の整備とマナー向上に一層取り組んでいただきたいと思います。自転車が安全に自転車レーンを走行できるようにするには、レーン内の駐車を抑制する必要があるという考えで、これまで八王子の例を挙げて提案してまいりました。具体的には、車道と自転車レーンを物理的に区切るポストコーンという柔らかいやつですね。警察との協議もしていただいたというふうに聞いていますけれども、昨今、都庁前の自転車レーンにも導入されたということを確認されております。区として、より強く申入れをすべきではないでしょうか。

それから、241ページの神田川護岸整備について伺います。

水道橋駅から御茶ノ水駅に至る風致地区となっている緑道がすごくきれいなんですよ。ただ、多くの方はなかなか目にする機会がないというところで、実はその中に管理用の通路があるというふうに聞いておりますので、散策路とするように以前から求めてまいりました。都とも情報共有は進めていくという形で、先日、以前、御答弁がございましたが、令和6年度整備の状況と今後の方針を確認させていただきます。

質問は以上です。

○浅川委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 区では、先ほども御答弁申し上げましたが、自転車活用推進計画に基づきまして、自転車ネットワーク路線を設定しまして、優先順位をつけながら整備を進めているところでございます。整備形態につきましては、道路状況や交通状況を踏まえて、交通管理者である警察と協議をして決めております。

御指摘ございました物理的に区切る手法につきまして、様々、区道に適用する場合は様々な課題があるのかなというふうに考えております。例えば、その周辺道路への影響ですとか、沿道の住宅や商業施設等への影響、もしくは沿道住民との合意形成や清掃、道路清掃またはごみ収集作業等への影響など、多岐にわたるのかなというふうに考えております。これらを踏まえたと、直ちに導入するということは困難かなというふうには考えておりますが、安全で効果的な整備手法については、常に知恵と工夫を絞って整備していきたいと思っております。

ますので、引き続き努力は続けていきたいと思いをします。

○浅川委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 神田川沿いの管理用通路についての御質問でございますが、区では都の事務処理特例条例令により、河川区域内の土地の占用許可や護岸などの施設の点検、日常の維持管理などを行っておりますが、現状、管理用通路については、利用者の安全確保の観点などから、一般開放することは困難な状況となっております。一方で、委員からお話ありましたように、神田川沿いの水辺空間にアクセスできる管理用通路については、緑と水を感じることができる貴重な部分であると認識しております。また、都においても、神田川流域河川整備計画で川沿いの管理用通路整備の重要性についても記載がございますので、様々な機会を捉えながら、東京都のほうと情報交換を行い、研究してまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 たかはま委員。

○たかはま委員 分かりました。ただ、ポストコーンで分離という提案については、主に都道の話になるのかなと思うんですけども、以前も議論させていただいて、真砂坂だったと思うんですけども、路上にコーンを置いて対応しているというところがありますよね。それから、根津に向かって下る道もコーンを置いていると。以前は茗荷谷駅もたしかあったかなと思うんですけども、その安全性がちょっと私としては微妙かなと思っていて、ぶつけてしまったら車道にはじき出されてしまう。そういった対策がこれまで続いているので、区として、ほかの事例をぜひ強く申し入れていただいて、これを機にやっていきましょうよという、これまでの計画に沿ってやっていきますというわけではなくて、よりよい形があるのではないかとすることはぜひ考えていっていただきたいなと思います。

○浅川委員長 橋本管理課長。

○橋本管理課長 都道における自転車専用通行帯にポストコーンをという点に関しましては、東京都とも意見交換をしております、その中で、都の考え方としましては、先ほど道路課長申し上げたとおり、歩道際への路面清掃車の進入が難しくなるといった点ですとか、あと、ポストコーンを設置することによって、オートバイの事故を誘発するおそれがあるといった点などが、こういった点が道路の維持管理、それから安全上、解決すべき課題として残っているために、今後、東京都においても積極的な設置はしないというふうには聞いております。

○浅川委員長 よろしいですか。

ちょっと、そうですね、続けまして、小林委員。

○小林委員 243ページの大塚公園の滑り台について伺います。

大塚公園の人研ぎの滑り台が使用禁止になりました。滑り台が今の安全基準にそぐわないことは前から分かっていたことで、いわゆる既存不適格の状態で様子を見ていたということだと思いますけれども、今回、使用禁止にした理由と、今後どうなるのか伺います。

○浅川委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 大塚公園の滑り台についてでございますが、公園の遊具の安全点検の際に、ハザードランク3という判定になってございまして、こちらが生命に危険、あるいは重度の障害をもたらす判定というところございまして、現在、利用のほうはできない状態とさせていただいております。しかしながら、滑り台につきましては、かなり歴史性、歴史的にも重要なものというふうに伺っておりまして、そのハザードを下げる部分の対応ができないかというところを、今、ちょっと業者などとも相談しながら考えているところございまして、今後、そのあたりも含めて、地域の方ともお話ししながら検討してまいりたいと考えてございます。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 昭和3年竣工の大塚公園は、元町公園と同様に震災復興公園の一つで、昭和29年につくられた人研ぎの滑り台以外にも、ロダンやカスケード、パーゴラ、傘亭などの貴重な建造物がたくさんあります。元町公園の改修を教訓として、文化財保護や文化財指定を考えていくべきではないかと思いますが、区のお考えを伺います。

○浅川委員長 高橋みどり公園課長。

○高橋みどり公園課長 現在、大塚公園につきましては、まだ再整備の予定等もございませんけれども、そうしたところで、まだ現在のところ、文化財の指定ですとか、そのあたりについては考えてございません。

○浅川委員長 小林委員。

○小林委員 ぜひ地元の皆さんと一緒に、よく地元の皆さんもそう大切に思っている人たちが散策したりとか、研究したりしていますので、一緒に考えていっていただきたいというふうに思います。

また、白石委員への本会議の答弁で、東邦音大の敷地について、大塚公園とも接する立地条件を踏まえ、将来的には様々な行政課題の解決に資する活用も見込んでいるということでしたけれども、道路を挟んでいますが、大塚公園との関係でどういう活用を見込まれているのか御答弁いただけますか。

○浅川委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 東邦音大の跡地につきましては、当面の間、学校改築の仮校舎として運用されるということでございます。その後の活用につきましては、そのときの状況に応じて、そのときの行政需要によって検討されると思いますけれども、そのときに道路を挟んでおりますけれども、近くに公園があるというのは一つの条件ということで答弁させていただいたものでございます。

○浅川委員長 5時24分になりますので、ここで本日の委員会は終了させていただきまして、明日また続きは10時からですけれども、小林委員の御質疑から始めさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

午後 5時24分 閉会